

川崎市景観計画



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

目 次

序 章 川崎らしい景観をめざして	1
1 これまでの川崎市の景観づくり	2
2 景観計画の改定の基本的な考え方	4
3 川崎市景観計画の体系図	8
第1章 基本理念・目標及び計画の位置づけ	9
1 景観形成の基本理念	10
2 川崎市における景観のとらえ方	10
3 景観形成の基本目標（景観法第8条第3項）	11
4 計画の位置づけ	12
第2章 景観の特徴	13
1 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素	14
2 本市の景観の特徴	16
第3章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針	28
1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）	29
2 景観形成の基本的な考え方等	30
3 景観形成方針（景観法第8条第3項）	35
第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	41
1 行為の制限に関する考え方	42
2 景観形成基準（景観法第8条第4項第2号）	44
3 届出を要する行為	54
第5章 屋外広告物等による景観形成に関する事項	58
1 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方	59
2 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を 掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項等	61
第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針	64
1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方	65
2 景観重要建造物の指定の方針	65
3 景観重要樹木の指定の方針	65
第7章 公共施設の整備における景観形成に関する事項	66
1 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方	67
2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項	69
第8章 景観形成の推進方策	71
1 協働による景観形成の実践	72
2 景観形成に向けた取組体制の構築	73
3 関連施策・事業との連携	74
4 魅力ある景観情報の発信	75
5 新たな技術や社会情勢の変化への対応	77
6 景観計画の見直し	77

序 章 川崎らしい景観をめざして

1 これまでの川崎市の景観づくり

(1) 第1期 公共事業等の先行による都市イメージの転換

本市の景観形成行政は、川崎駅周辺と新百合ヶ丘駅周辺で始まりました。1981（昭和 56）年度に策定した「川崎市都心アーバンデザイン基本計画」に基づく川崎駅周辺地区の取組は、これまでの川崎の負のイメージを払拭しようと公共事業を明るさ・やさしさ・清潔さをデザインコンセプトとして先行整備し、その効果を民間事業へ波及させようとするものでした。1988（昭和 63）年に「日本都市計画学会賞（計画設計賞）」を受賞する等、10 年弱のうちに本市の都市イメージを一新するような街なみが形成されました。

また、新百合ヶ丘駅周辺では、1977(昭和 52)年には、駅の新設にあわせ土地区画整理事業が着工され、1980(昭和 55)年には、地権者等と協力し、街なみ形成に関する土地利用とデザインの基準を定めた「上物建設マスタープラン」を策定しました。市は、これをもとに「新都心」としてふさわしい国際的な科学・文化都市をめざしてまちづくりを推進し、1998（平成 10）年に「都市景観 100 選」に選出される等、内外に高い評価を受ける街なみが出来上がりました。



1950 年代の川崎市のようす



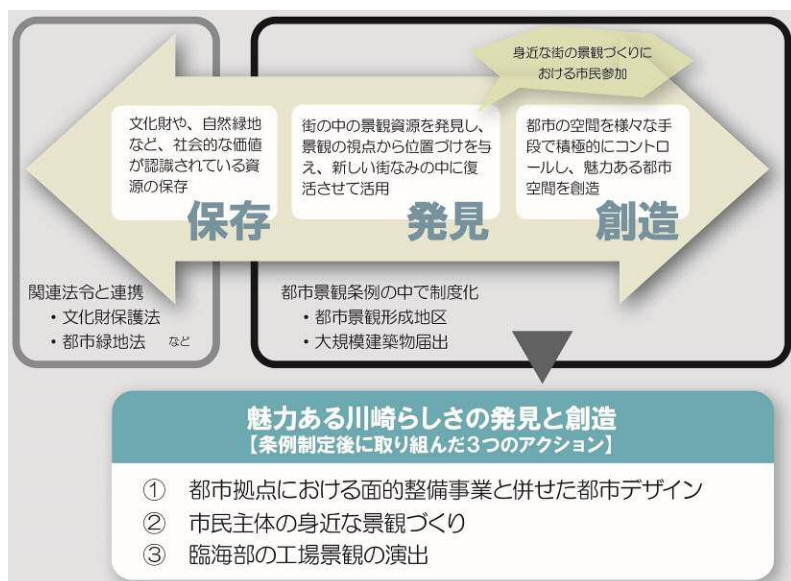
明るさや清潔さをデザインコンセプトとして整備された川崎駅前

(2) 第2期 条例による市民参加の景観づくり

拠点地区における事業を中心としたアーバンデザイン手法は限定的であり限界もあることから、都市景観行政を拠点地区に限らず、市全体の施策として位置づけ、継続的に取組むとともに、民間建築物の届出や地域的な景観形成等を制度化するために、1994（平成 6）年度に自主条例として川崎市都市景観条例を制定しました。

都市景観条例では、都市景観の形成という概念を「保存」、「発見」、「創造」の3つの分野で整理し、開発需要が高く市街化や再開発等が進む本市においては、このうち、主に「発見」と「創造」に主眼をおいた仕組みを定めています。

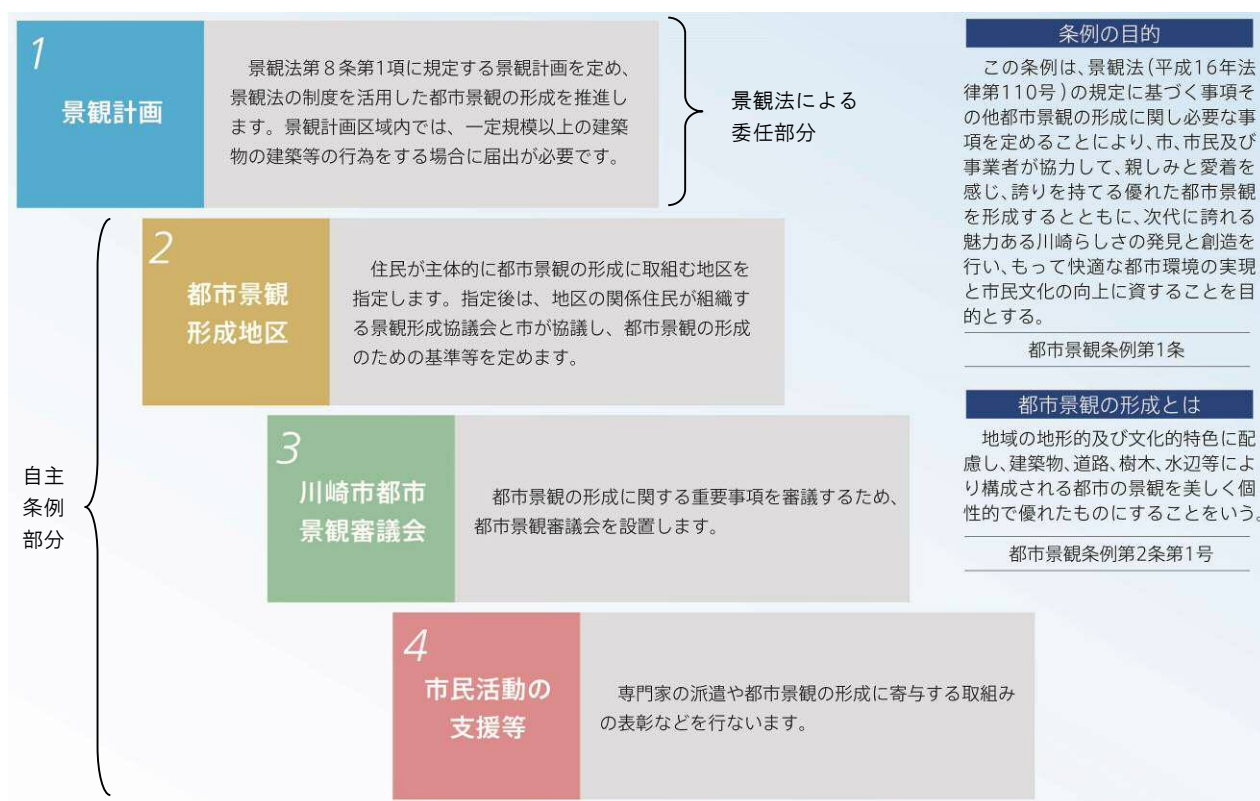
条例制定後は、都市拠点における面的整備事業と併せた都市デザイン、市民主体の身近な景観づくり、臨海部の工場景観の演出等の施策に取り組みました。



（３）第３期 景観法と自主条例の２層による景観形成の推進

2004（平成 16）年度に景観法が制定されたことを受け、本市においても 2007（平成 19）年度に川崎市景観計画を策定するとともに、都市景観条例を改定しました。これにより、都市デザイン施策を景観法に基づく施策と条例に基づく施策に整理するとともに、街なみ誘導助成制度の創設等、更なる展開を図っています。

景観計画は、景観法に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画ではありますが、本市では、一定規模以上の建築物の建築行為等について広く緩やかに制限を行う景観法に基づく施策と住民が主体的に都市景観の形成に取り組む都市景観形成地区の指定等を行う従来からの都市景観条例に基づく施策を組み合わせ、効率的に景観施策に取り組むさまざまな景観形成を進めてきました。



都市景観条例の構成（改正前のもの）

2 景観計画の改定の基本的な考え方

(1) 新たなステップを踏み出すための景観計画の改定

本市の景観行政は 1980 年代からスタートし、第 1 期、第 2 期、第 3 期と段階的に取組を進めてきました。第 3 期での景観計画策定以降、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化するとともに、国による景観施策に関する動向も変化しています。

本市の行政施策としては、川崎市総合計画をはじめとして関連する計画の改定や新規策定が行われています。

また景観計画の運用においては、策定から 10 年以上を経る中で、一定の実績と成果を上げる一方で、一律的な規制により、時代に応じたより優れたデザインの創出を抑制してしまうことや現行基準が近年、活発化が見られる公共空間の利活用や市有財産の有効活用の取組を想定したものとなっていない等の幾つかの課題もみられます。

こうした状況を踏まえ、これまでの本市の景観施策を継承しつつも、地域の個性を活かし、時代の変化に対応した柔軟で質の高い景観形成を推進する本市の新たな景観施策のマスタープランとするため、景観計画を改定します。

第 1 期
公共事業等の先行による都市イメージの転換

第 2 期
条例による市民参加の景観づくり

第 3 期
景観法と自主条例の2層による景観形成の推進

第 4 期
時代の変化に対応した
柔軟で質の高い景観形成の推進

(2) 景観計画改定の具体的な方向性

景観計画の改定にあたっては、次の 3 つの視点で改定を行います。

景観計画改定の 3 つの視点

視点 1 地域の個性を活かす

これまで取組んできた地域の個性を活かす取組を更に進め、都市拠点だけでなく、身近な地域においても取組を推進するとともに、景観を「つくる」だけでなく、「保全・活用する」ことで川崎の多彩な魅力をより一層引き出します。

視点 2 時代の変化に対応する

社会情勢の変化に伴い、計画に求められる内容も変化しています。時代が求める賑わい空間創出のための広告物について優れたデザインであれば緩和する等、時代の変化に対応した施策を推進します。

視点 3 質をマネジメントする

景観に影響を及ぼすものを広く対象とし、必要な基準の強化を行うとともに、単に規制を行うだけでなく、一律の規制によらない更なる誘導を行うことで景観の質をマネジメントします。

具体的な方向性は以降に示すとおりです。

ア 地域の個性をより活かすための再整理

(ア) 上位計画や関連施策と景観計画との位置づけの再整理

景観計画の策定以降、上位計画や関連計画についても新たな策定や改定が行われています。景観計画の改定にあたっては、これらの計画との関係や位置づけを再度整理する必要があります。

近年では、都市農地の持つ景観形成機能が農業分野を始め広く評価され、また、観光分野においては、景観は地域が有する大きな観光資源の一つであり、その活用を図ることが観光振興の有力な手段となります。このように、良好な景観形成を推進するためにはさまざまな分野が関係することから、景観計画においても、改めてこれらの分野との連携を図っていく必要があります。

こうした上位・関連計画の策定・改定及び新たな関連計画との連携を踏まえ、これらの計画との関係を再整理し、さまざまな施策等との情報共有や連携・調整を積極的に図ります。

(イ) ゾーン、軸、拠点のあり方の再整理

景観計画では、市内を4つのゾーンにわけ、景観の拠点や景観軸を設定し、景観の骨格をつくる要素として位置づけてきました。本市における景観の要素、良好な景観形成に向けた施策の展開を踏まえ、これらのあり方についても再度整理する必要があります。

本市における景観のとらえ方及び景観の特徴を整理しなおしました。再整理した景観の特徴を踏まえ区域を区分し、景観形成方針を示し、効果的・効率的な景観の形成を図ります。

(ウ) 届出対象要件の見直し等、地域特性に応じた景観誘導が可能となる届出制度の見直し

景観法では、景観計画区域内において行われる一定の行為について届出義務が定められています。これを受け、本市でも景観計画等において、届出の対象要件や基準等を定めてきました。これまでの実績を踏まえ景観計画の改定にあたり、より地域特性に応じた景観誘導を行うためには、これらの見直しを行う必要があります。

地域の景観に大きな影響を及ぼすものをより細かに抽出し、より適切な景観誘導を行うことができるよう、届出の対象要件を見直しました。特に橋りょう等の大規模な工作物については、景観への影響が大きいことから、新たな届出要件を設け、これまで以上に積極的に景観誘導を行っていきます。

(エ) 景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木等のあり方の見直し

景観計画において、景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木等については、整備に関する事項や指定の方針等を定めることとなっています。指定等の推進に向け、これらのあり方について見直しを行う必要があります。

指定の対象をより抽出しやすくするために、他施策との棲み分けを整理した上で対象要件をより具体的に設定しました。

(オ) 坂道景観、眺望景観等を活かした景観形成

これまで本市の景観づくりは、建築物や工作物等による都市空間の形成に力点を置いてきました。しかしながら、実際には、さまざまな領域が景観を形成するものとされており、「つくる」だけではなく、「保全・活用する」といった視点についても重要性が増しています。例えば、「坂道」「眺望」等も景観を構成するものと考えられ、これらを活かした景観づくりが必要となっています。

これらの個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観の要素については、まちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくりに積極的に活かしていきます。また、特色ある景観のまとまりを形成しているものについても「景観拠点」として位置づけ良好な景観を創出・先導していきます。さらに「坂道」等は、良好な景観の形成のために重要な役割を果たすものとしてとらえ、景観重要公共施設の指定において、適宜位置づけるものとします。

イ 時代の変化に対応した優れた景観創出の誘導

(7) 公共空間を活用した「新たな賑わい創出」のための取組への対応

近年、地域活性化や賑わい創出の場としての公共空間の活用等に対する期待が高まっています。公共空間を活用したイベント等が行われる場合には、あわせて広告物等も掲出されますが、優れたデザインで魅力ある広告物は、魅力ある景観の形成、イベント期間等の街の雰囲気盛り上げることにつながります。

また、広告物等の掲出により、エリアマネジメント等の地域活動の財源を確保し、更なるまちの活性化を図る等の取組もみられます。

そうしたことを踏まえ、「新たな賑わい創出」に資する取組に対しては、従来の規制にとどまらない新たな視点が必要となります。

賑わいの創出や地域の魅力向上に資する広告物等の取扱いについては、一部景観計画上の基準の見直しを検討し、柔軟な運用の取組を推進します。

(イ) 財産の有効活用のための取組への対応

公共施設の老朽化に伴う財政負担の増大や財政の硬直化への対応として、財産の有効活用の取組拡大が求められています。今後、公共施設への広告掲出やネーミングライツ（命名権）の導入が進むことが考えられますが、景観形成に大きな影響を与えることも考えられ、財産の有効活用と景観形成の両立という視点が必要です。

周辺の景観との調和に十分配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインとするものとした上で、基準の柔軟な運用を推進します。

(ウ) 積極的な情報発信と共感・シビックプライドの醸成

本市の景観の魅力を国内外に向けて情報発信を行う等、景観施策においても、都市イメージの向上を図り、市民のまちに対する愛着を高める取組が求められています。

引続き、イベントやワークショップによる景観啓発に取組むとともに、新たな媒体を利用した情報発信や景観への理解を深める啓発ツールの作成等、積極的な情報発信を行います。

(エ) 新たな技術や社会情勢の変化への対応

近年、さまざまな技術の進歩により、広告物等の種類が多様化しており、こういったものについても適切に対応していく必要があります。

技術革新等により新たに出現する事業、社会情勢の変化により規制が必要となる事業等についても、協議の対象としていきます。

ウ 質をマネジメントするための仕組みの強化

(ア) 良好なデザインを誘導する仕組みづくりの推進

建築物等については、景観形成基準に基づき、市から助言・指導を行っています。しかしながら、景観デザインの多様化が進んでおり、地域の個性に応じたより質の高い都市空間をつくり出すには、職員による一律の指導では難しくなっています。一定規模以上の建築物等、景観に影響を及ぼすものについては、統一的な運用として専門家による助言を得る景観アドバイザー制度の導入が行われている先進事例もあり、本市でもこういった手法の導入を検討する必要があります。

景観アドバイザー制度のように、専門家による助言を得ながら良好なデザインを誘導する等の仕組みづくりを推進します。

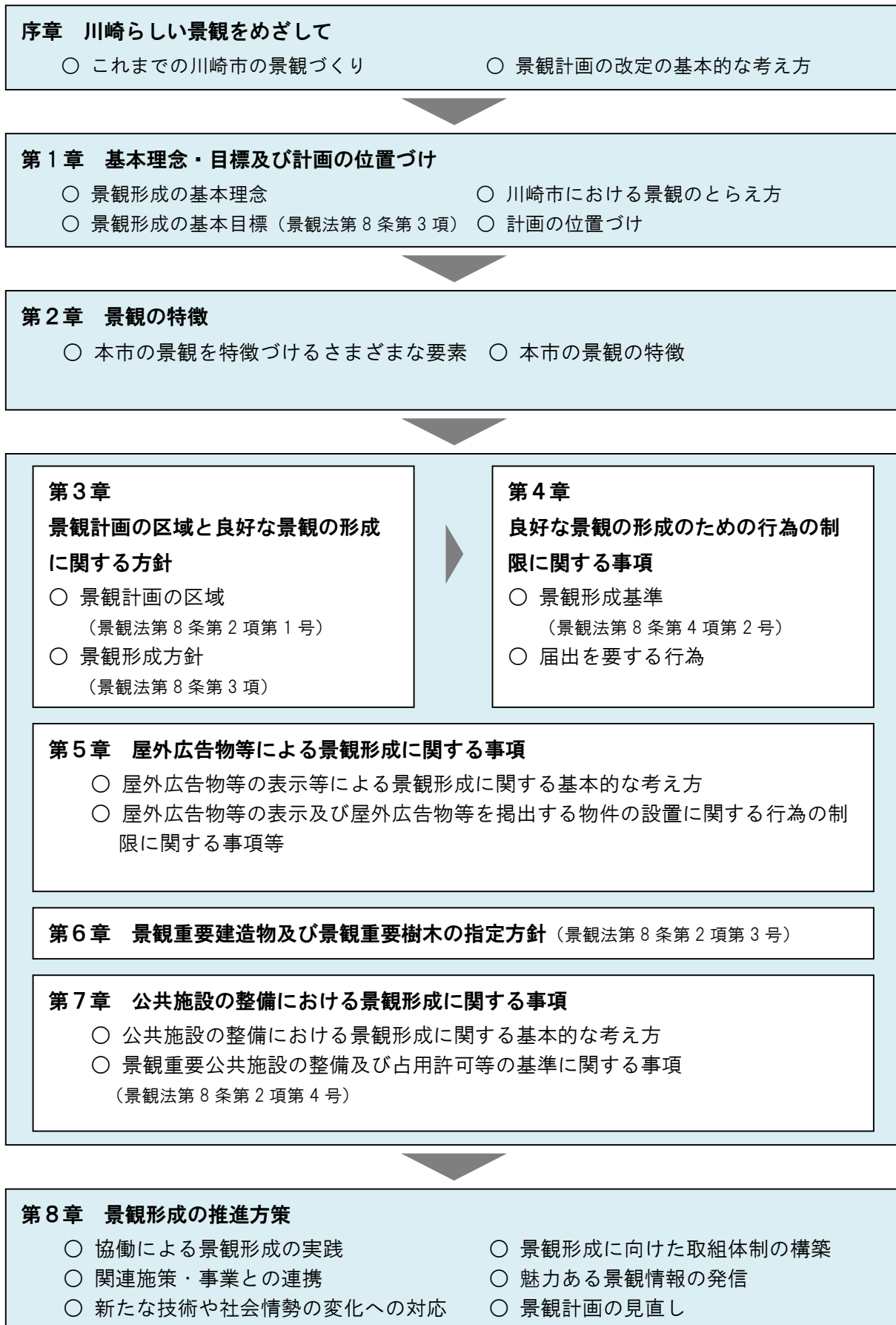
(イ) 周囲の景観に対して与える影響の大きい屋外広告物等についての基準の強化

本市の景観計画では、都市拠点等の特別な地区において屋外広告物の詳細な基準等を定め景観誘導を行っていますが、基準を定めていない一般地域においても、幹線道路沿道等では必要以上に派手な色彩で大きな広告物が見受けられます。一般地域においても一定の景観誘導を検討する必要があります。

一般地域においても屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定めるとともに、周囲の景観に対して与える影響の大きい、規模の大きな商業施設等について新たに基準を定め、調和のとれた景観の形成を図ります。

3 川崎市景観計画の体系図

本計画の体系を次に示します。



第 1 章 基本理念・目標及び計画の位置づけ

1 景観形成の基本理念

本市では、これまで「かわさき百年の風土記づくり」を景観形成の基本理念として定め、社会状況が目まぐるしく変化する中においても百年単位の展望をし、長い年月を経ても価値を失わない魅力ある景観を創出することや、大切にすべき地域資源を発見し調和させながら受け継ぐことによる川崎らしい景観形成を推進してきました。今後も引続きその理念に基づき景観形成を進めるものとします。

2 川崎市における景観のとらえ方

(1) 本市における景観とは

これまで川崎市景観計画では、景観を「個々の建物の外壁、屋根、門塀、植栽などと道路、街路樹、街灯などの様々な要素が調和して形成されたもの」と定義してきました。本市の都市景観形成施策が1980年代の川崎市都心アーバンデザイン事業等からスタートし、その後も市街化や再開発が進む中、景観づくりは、建築物や工作物などによる都市空間の形成に力点が置かれてきました。

こうしたなか、日本社会が人口減少期に入り転換期を迎え、本市では、2016(平成28)年に川崎市総合計画を策定し、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸*のまち」という都市像を目指しています。これまでの都市空間の形成といった「つくる」だけではなく、日常生活の質的な充足や郷土への愛着と誇りを強く感じることができるよう「保全・活用する」といった視点についても重要性が増しています。このことから、これまで力点を置いてきた建築物や工作物等に関わるものだけでなく、農や緑、水辺等の自然環境や、商店街を人が行きかう様子など人の活動や営みについても今後は力点を置いていく必要があります。

そのため本市では今回の景観計画の改定にあたり、景観を改めて広く捉えなおすこととします。

景観の
とらえ方

**都市空間はもとより、自然環境、人の営みにより形づくられる様子など、
普段人々が目にしているながめ**

*「最幸」とは…川崎を幸せのあふれる「最も幸福なまち」にしていきたいという思いを込めて使用しています。

(2) 魅力的な景観形成により得られる効果

地域の特徴を活かし魅力的な景観形成により得られる効果は多面的です。下図に示すとおり、様々な効果が期待されます。本市においても、魅力的な景観形成により得られる効果の多面性をとらえ、積極的に景観行政に取り組めます。

■魅力的な景観形成により得られる効果

類型	景観形成により直接的に得られる効果	発現に比較的時間を要する効果
人	- 良好な景観に対する住民の理解や関心が深まる - 様々な地域活動（イベント等）行われるようになる - 関係者間（行政・地元組織）の連携が促進される	- 住民の自治意識の向上 - 景観形成の制度化
空間	- 地域の景観的な魅力が高まる - 地域資源の保全、活用が進む	まちの魅力の向上
社会	- 地域の伝統技術が復元・活用される - 来訪者が増加し地域経済が向上する - 地域に賑わいがうまれる - 地域全体の評価が高まる	- 技術の継承と蓄積 - 地域の活性化

※『「まちづくり効果」を高める公共事業の進め方（案）～公共事業における景観配慮の事例に学ぶ』（国土技術政策総合研究所、平成26年）を参考に作成

3 景観形成の基本目標（景観法第8条第3項）

基本理念及び次代の景観形成の実現に向け本市の景観形成の基本目標を次のとおり定めます。

目標1 川崎を形づくる骨格を活かす

広域的な景観のまとまりを形づくる地形や、市域を広く帯状の景観を形成する多摩川や二ヶ領用水、多摩川崖線など、本市全体の景観を特徴づける骨格的な要素を際立たせながら大切に活かします。



目標2 個性と魅力ある川崎の顔をつくる

川崎市都市計画マスタープランで位置づけられている拠点をはじめ、地域の自然資源や歴史文化資源等により特色ある景観がみられる地区は、本市の良好な景観形成の先導的役割を果たし川崎市の都市イメージをつくる顔となるよう個性と魅力ある表情豊かな景観づくりをめざします。



目標3 地域特性を活かした身近な街なみをまもり・育てる

地域の自然資源や歴史文化資源、新たにつくられた都市的資源等の地域らしさを発見し、調和させながら受け継いでいくことをめざして、市民の発意による主体的な景観づくりの活動を支援し身近な街なみをまもり・育てます。



目標4 情報発信により川崎の景観への愛着を高める

川崎駅周辺等の都市景観、工場夜景等の産業景観、生田緑地等の自然景観をはじめとして、川崎市の景観の魅力を国内外に向けて効果的かつ戦略的に情報発信します。情報発信により都市イメージの向上を図るとともに、増加が見込まれる来訪者に対する観光やシティプロモーション施策と連携し、市民のまちに対する愛着を高めます。

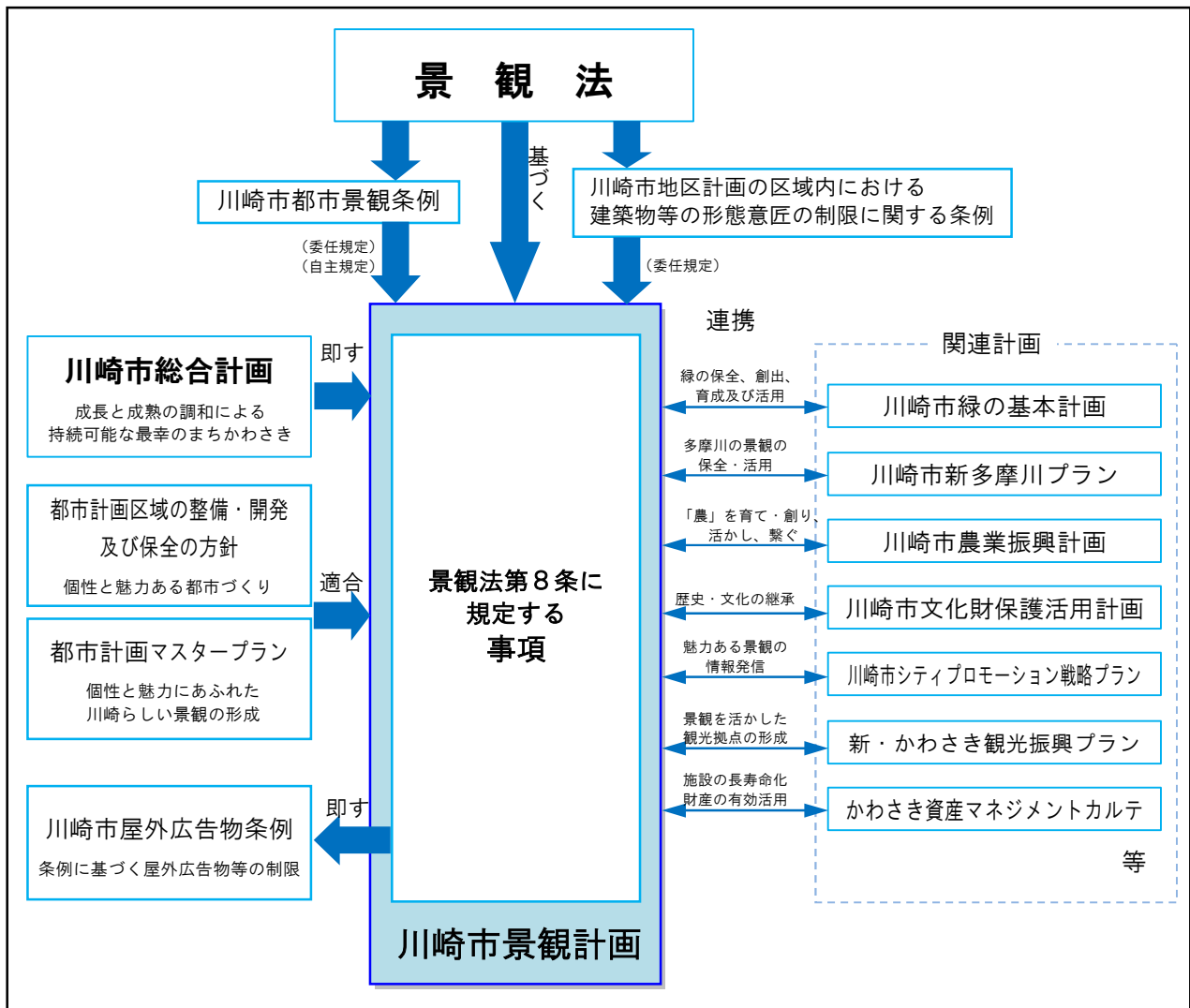


4 計画の位置づけ

景観計画は、良好な景観の形成、創出又は保全を図るため、景観行政団体が景観法第8条の規定に基づき定める法定計画です。

川崎市景観計画は、この内容に加え、景観法の委任を受けた川崎市都市景観条例（以下「都市景観条例」という。）及び川崎市地区計画の区域内における建築物等の形態意匠の制限に関する条例（以下、「地区計画形態意匠条例」という。）の規定並びに都市景観条例に基づく本市独自の施策をも網羅するものとしします。さらに、「川崎市緑の基本計画」における緑の保全、創出、育成及び活用、「川崎市新多摩川プラン」における多摩川の景観の保全・活用、「新・かわさき観光振興プラン」における景観を活かした観光拠点の形成等、それぞれの関連計画との連携を図ることとするなど、本市における景観施策のマスタープランとして位置づけます。

■川崎市景観計画の位置づけ



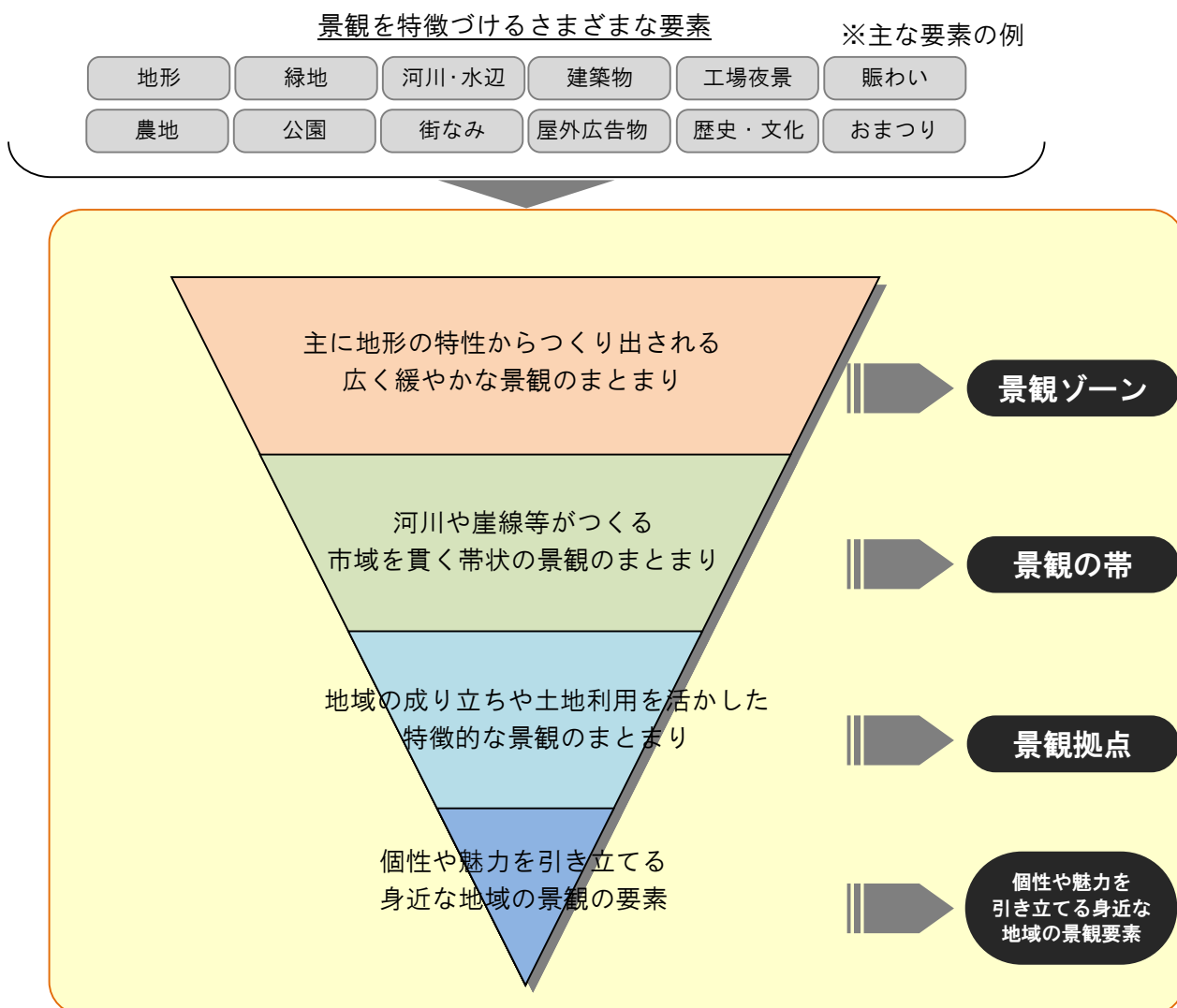
第2章 景観の特徴

1 本市の景観を特徴づけるさまざまな要素

現在の川崎市の景観は、多様な地形やみどり、河川等の様々な自然景観、高層建築物等が集積する都市景観、これまで積み重ねられてきたまちの歴史、現在の人々の生活する姿など、多種多様な要素から成り立っています。それらの要素が重なりあい、関係しあうことによって、地域固有の景観が作りだされています。

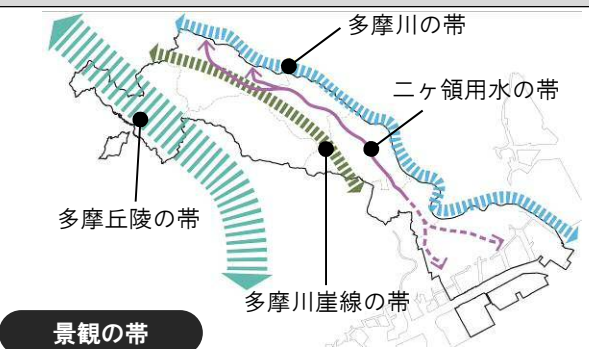
川崎市の景観に対する理解を深めるために、景観を特徴づけているさまざまな要素を整理すると、川崎市の景観の特徴は、大きさや性質の異なる4段階の景観のまとまりと要素として表すことが出来ます。

■景観を特徴づけるさまざまな要素と川崎市の景観の特徴



第2章から第4章までの主な流れ

本書では、第2章で川崎市の景観の特徴を、大きさや性質の異なる4段階のまとまりと要素として整理します。この整理に基づき第3章では、景観のまとまりを「ゾーン」「帯」「拠点」等に分類し、それぞれの景観形成方針を示しています。さらに第4章では、それぞれの景観形成方針を踏まえて、建築物の建築等に対して良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（景観形成基準）を定めています。

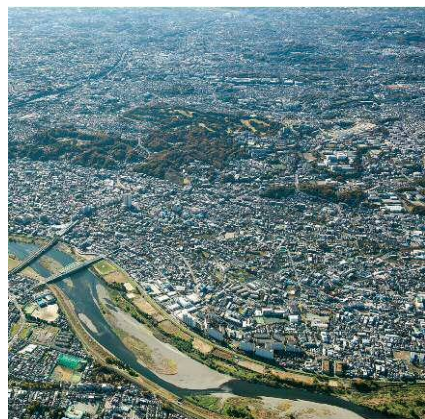
第2章 景観の特徴		第3章 景観計画の区域と良好な景観の形成に関する方針		第4章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項	
景観要素	景観の特徴				
地形 農地 緑地 公園 河川・水辺 街なみ 建築物	川崎市の景観の骨格 主に地形の特性からつくり出される 広く緩やかな景観のまとまり	景観計画区域全体における景観形成  ○広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけ ○「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」の3つに区分 ○それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定める		一般基準 ○景観ゾーンごとに、守るべき基本事項を「景観ゾーン基準」として定める ○一定規模以上の建築物及び工作物の建築等に届出を求める	
	河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまり	景観の帯  ○市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」として位置づけ ○「多摩川の帯」「ニヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」の4つを位置づけ ○景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地域と一体となった良好な景観形成を図るよう、それぞれに景観形成方針を定める		○景観の帯ごとに、守るべき基本事項を「景観の帯基準」として定める	
	景観形成を先導する拠点	特色ある景観のまとまりにおける景観形成  ○地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまりを「景観拠点」として位置づけ ○「都市系拠点」「自然系拠点」「文化系拠点」の3つの類型に整理 ○それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図りながら景観形成方針を示す ○区域の全部または一部において景観まちづくり先導地区（景観計画特定地区、都市景観形成地区、地区計画（地区整備計画において、建築物の形態意匠の制限を定めたものに限る）を指定した地区）を定め景観拠点の良好な景観を創出・先導		○景観まちづくり先導地区が定められている地区は、それぞれの地区で独自の景観形成基準を定める ○景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区の景観形成基準等に準じる ○景観まちづくり先導地区の指定がない場合は、各景観拠点の景観形成方針を踏まえながら、該当する一般基準（景観ゾーン基準、景観の帯基準）に適合するものとする。	
	景観まちづくりの萌芽	新たな景観まちづくりの創出・育成  ○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素は、景観資源を活かしたまちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくり等に積極的に活かす ○大規模な土地利用転換等がある場合は、その機会を捉え景観まちづくり先導地区の指定を目指す等、新たな景観拠点の形成に取り組む		○個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素は、景観形成基準を設けない ○まちづくりの進捗に応じて、まちづくり先導地区を指定した際に、景観形成基準を定めるものとする	
屋外広告物					
工場夜景					
歴史・文化					
賑わい					
おまつり					

2 本市の景観の特徴

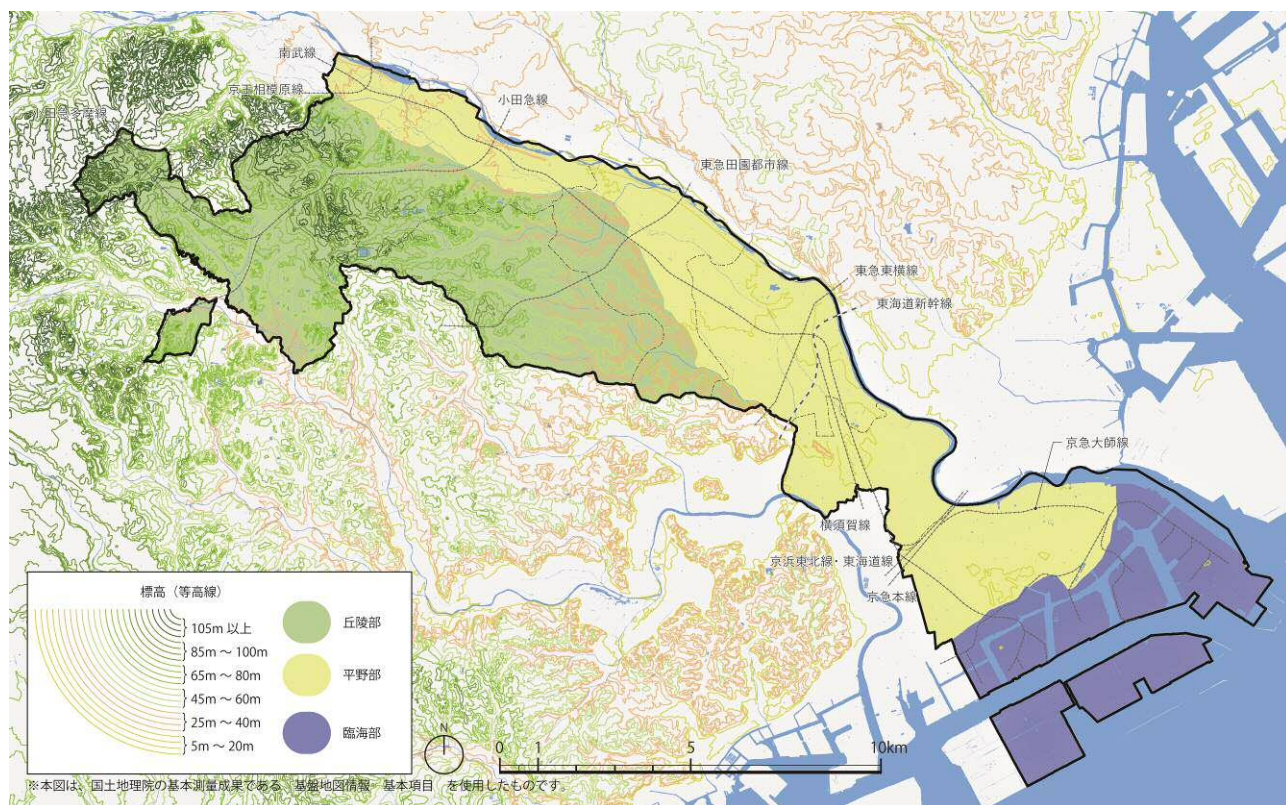
(1) 主に地形の特性からつくり出される広く緩やかな景観のまとめ

本市は、東西方向に約 33km におよぶ細長い地域であり、その地形も多様です。北西部は起伏の豊かな丘陵地で、多摩丘陵の東端にあたり、丘陵地に連なる緑のネットワークの一端を担っています。また、多摩丘陵から流れる多摩川水系の流域等には、平野部が形成されています。市の南東に位置し東京湾に接する臨海部には、埋立てによりつくられた平坦な地形が広がっています。

本市ではこうした地形の特性からつくり出される広く緩やかな景観のまとめがみられ、丘陵部、平野部、臨海部の3つに大きく整理することができます。



■川崎市及び周辺の地形



ア 丘陵部

■起伏に富み農の景観と緑豊かな住宅地が広がる丘陵部

丘陵部では、起伏に富んだ地形が見られます。

市の北西に位置する麻生区では、多摩丘陵の稜線沿いに樹林が広がり、黒川をはじめとする中小河川によって刻まれた谷戸*では、水田や畑などの多摩の原風景が見られます。また、小田急多摩線の駅を中心に計画的に整備された住宅地が広がっており、住宅の切れ間から丘陵の緑を望むことができます。

一方、宮前区を中心とした丘陵部では、東急田園都市線沿線に開発され、計画的に整備された住宅地が整然と広がっています。こうした住宅地では開発から時を経て宅地内の緑が成長し、落ち着いた住宅と緑のあいまった景観を作り出しています。住宅地の坂道に上ると、富士山を望むことができ、市街地が見渡せるなど、地形の多様さを感じることができます。

*谷戸（やと）とは、丘陵地を湧水等により浸食されて形成された谷状の地形を指す。



樹林に囲まれた農地が広がる黒川



整然とした街なみの計画住宅地
(麻生区)

イ 平野部

■市街地の新旧が見られる平野部

平野部は、多摩川と鶴見川が形づくった沖積平野上に位置しています。この二つの水系周辺では、古くから人々の生活が営まれ、江戸時代には二ヶ領用水が開削されるなど、市の発展の礎となった場所です。起伏が少ない土地の特性を利用し、明治時代から戦後にかけて工業都市として発展し、早くから鉄道が整備され、耕地整理等により整備された市街地の基盤が残っています。現在は、川崎駅等の拠点地区の工場跡地を中心に再開発が進み、都市的な景観へと生まれ変わっていますが、その裏には、昔ながらの商店街が活気づくなど、下町情緒が残る場所もあります。

また、南武線や多摩川沿いは、工場が立地し、内陸産業が形成されています。国際競争の激化や国内市場の成熟等を背景に高度化を図り生産拠点から研究開発拠点に転換する一方、移転により跡地が中高層住宅となる動向も見られます。

多摩川緑地では、野球場、グラウンドなどが整備され、スポーツの場や散歩道として利用されるなど、市民が楽しむ姿がみられます。



鹿島田駅周辺の商店街

ウ 臨海部

■明治以降に埋め立てられた平坦な臨海部

臨海部は、明治時代以降に工業の発展を願って埋め立てられた、本市の中でも新しい地形的に平坦な土地です。高度成長期には京浜臨海工業地帯の中核をなし、現在でも広大な土地を活かして港湾施設、工場・物流施設、石油コンビナート等の大規模な建築物等の設備が立地しています。タンカーなどが着岸する様子が見られるなど、産業と海運のダイナミックな景観が見られます。こうした産業景観は本市の景観として特徴づけられ、特に、夜間の管理用照明等によりライトアップされた工場夜景は、観光資源として注目が高まっています。

また、海辺におけるレクリエーション拠点として、市民が利用できる公園緑地や緑道等もあり、海を眺望できる開放的な場所でもあります。

さらに、工場等が集積する臨海部では、地域環境の向上、生物多様性の保全、景観の向上等を目指し、『『かわさき臨海のもりづくり』緑化推進計画』を策定し、事業者等との協働により緑化を推進しています。



工場等が立地する臨海部



運河から望む工場夜景

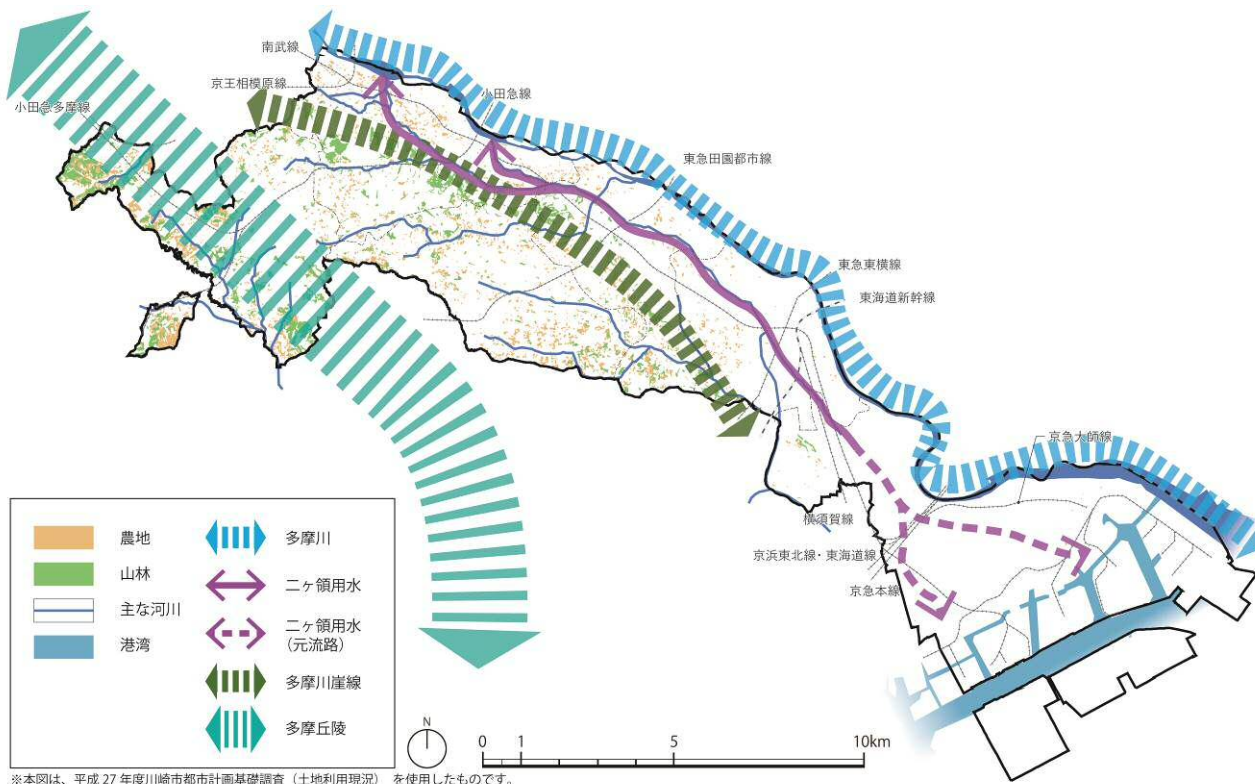


臨海部の公園(東扇島東公園)

（２）河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとめ

本市には、主に東西方向に多摩川や二ヶ領用水が流れ、多摩川に沿うように多摩川崖線の斜面緑地が連なります。こうした河川や崖線等の市域を貫くように位置する自然資源周辺には、それに沿うように細長い帯状の特徴的な景観のまとまりがみられ、市の広域的な景観を特徴づける重要な要素となっています。

■市域を貫く帯状の景観のまとめ



ア 多摩川沿い

■都市の貴重な水と緑のオープンスペース

多摩川は、都市における貴重な水と緑のオープンスペースであり、その流れは連続した空間とともに都市景観を形づくる主たる要素となっています。本市における多摩川を代表する景観の一つである桜並木、大河川特有ののどかな河川景観、都市拠点と調和した高水敷*の姿など、地域の景観と調和した河川の景観の保全・活用が求められています。

また、多摩川にかかる橋は、のびやかな景色を眺望する視点場であると同時に、景観を形づくる重要な要素となっています。

沿川には、稲城市境から河口に向けて、戸建住宅地の中に田畑が点在し落ち着いた田園景観が見られる地域、中高層住宅を中心



河川沿いにのびやかな景観がみられる
多摩川

とした市街地が形成されている地域、中小の工場が立地する地域、印象的なスカイラインを形成する超高層住宅が見られる地域、大規模な研究・業務施設が立地する地域など、さまざまな土地利用がなされ、それぞれ異なった景観がみられます。また、多摩川の河口部、大師橋下流部の川崎区殿町緑地周辺を中心に、東京湾に唯一残った河口干潟「殿町干潟」が広がっています。

＊高水敷とは、通常の川の水が流れている流路を低水路、増水し低水路からあふれだした水が流れるところをいう。

イ ニヶ領用水沿い

■住宅地内を流れるかつての農業用水

市内を約18kmにわたり縦断するニヶ領用水は、江戸時代の新田開発に伴い開削された農業用水であり、約400年にわたり農業・工業用水として川崎の産業の発達を支えた歴史があります。

現在は、高度経済成長期の住宅化に伴い、治水機能が優先されたことから、暗渠化や蓋掛けされた区間も一部見られますが、住宅地内をぬうように流れ、地域に潤いを与え、親水整備された箇所は地域の憩いの場になっています。

特に久地円筒分水よりも上流の区間においては、周辺の自然をそのまま活かすように桜並木の整備や自然豊かで市民が水に親しむことができることを目指した親水整備が行われ、水辺に近づく場所も多く、付近の市民が水とふれあう貴重な空間として活用されています。春には多くの桜が咲き、花見を楽しむ人で賑わいます。

久地円筒分水から鹿島田の区間においては、親水整備が実施されている区間もありますが、既成市街地が形成されており、昭和初期から実施されてきた三面張の水路が施工当時のまま残されている部分もあります。

鹿島田より下流の区間は、大正末期の工業化に伴い開発が実施されたことから、現在では、多くの水路が消失し道路や宅地へと姿を変えています。昔の水路を復元している区間（大師堀）や緑道として整備されている区間（町田堀）もあります。



ニヶ領用水

ウ 多摩川崖線沿い

■多摩川沿いに緑が連なる多摩川崖線

多摩川崖線沿いの北側斜面には、崖線上に樹林地が残っており、平野部からは斜面にある樹林の帯状の連なりを市街地の後背に望むことができます。自然緑地を活かした公園としての活用等により保存が図られております。

崖線に残る自然緑地は、特別緑地保全地区等の指定が進められ、豊かな緑の景観として市民に潤いと安らぎを与えています。



多摩川崖線の緑を生かした緑地
(生田緑地)

エ 多摩丘陵沿い

■起伏に富み稜線沿いに連なる緑

多摩丘陵には、台地上の畑や果樹園、谷戸の樹林など、まとまりのある緑が存在しています。また、八王子市から横浜市にいたる首都圏の広域的な視点からも大切な自然資源として景観の帯となっています。

こうした緑地は、特別緑地保全地区の指定などの施策により保全が進められるとともに、里地里山景観を構成する田畑、雑木林などが将来にわたり次世代に引き継がれるように、市民との協働や連携による管理を推進しています。



特別緑地保全地区(早野五郎池)

(3) 地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまり

本市には、地域の成り立ちや土地利用などを活かした特徴的な景観のまとまりがあります。それらは主に、主要な鉄道駅周辺を中心にそれぞれ特徴のある都市景観の形成に取り組んでいる「都市（市街地）のまとまり」、今もなお豊かな農地が広がる景観が見られる地域などの「自然的要素によるまとまり」、歴史や文化が息づいた景観が見られる「文化資源を核としたまとまり」などがあります。こうした特徴的な景観のまとまりは本市の景観形成においては重要な要素となっています。

ア 都市（市街地）のまとまり

■川崎の都市景観形成を先導してきた広域拠点

本市の広域拠点である川崎駅周辺地区は 1980 年代の川崎市都心アーバンデザイン計画に基づく事業から始まっています。開発等を契機に公共事業と民間再開発事業を連動させて景観誘導がなされ、本市の都市景観形成を牽引してきました。現在では景観計画特定地区として、川崎の景観を先導するようなシンボリックな景観が創出されています。

また、武蔵小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺も広域拠点に位置づけら



川崎駅前の大規模商業施設

れ、市内外から人が訪れる商業・業務・文化・行政機能の中心となっています。それぞれ、景観計画特定地区や都市景観形成地区に指定され、立地などの特徴を活かしながら官民協働で景観形成が進められています。

駅前等において、イルミネーションを設置し、周辺をライトアップする等、魅力的な夜間景観を演出している場所も見られます。

■多様な特徴を有する地域生活拠点

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺、宮前平・鷺沼駅周辺、溝口駅周辺は、地域生活拠点に位置づけられ、都市機能が集積し商業や行政等の地域の中心的な役割を果たしています。地域の特性を活かした商店街があるなど、個性豊かな賑わい景観が見られるだけでなく、開発等により今後も必要な都市機能の集積や賑わい形成の促進が期待されています。

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺では土地区画整理事業が進められ、これと合せて地区計画により景観形成を図る計画となっています。また、宮前平駅・鷺沼駅周辺では今後開発が見込まれ、溝口駅周辺では南口駅前広場等の整備が進められるなど、魅力ある生活拠点の形成が進んでいます。

また、新川崎・鹿島田駅周辺も地域生活拠点に位置づけられ、研究開発や先端科学技術によるものづくり施設が立地するという特性に合わせ、次世代型都市としての先進性が感じられる景観づくりが進められています。



地域生活拠点(溝口駅周辺地区)

■新たな開発が進行しつつある臨空臨海都市拠点

浜川崎駅周辺地域や川崎殿町・大師河原地域は、羽田空港や川崎港等の交通結節機能を活かした臨空臨海都市拠点に位置づけられています。研究開発施設を中心とした開発が進んでおり、企業の先進性や清潔感を表現するようなデザイン等、新たな景観がつくられています。

■地域の個性ある景観まちづくりが進められている地区

武蔵中原駅などの身近な駅周辺では、地区計画の形態意匠条例に基づく景観づくりが進められています。



研究開発施設の立地が進む殿町

イ 自然的要素によるまとめ

■川崎市の原風景を残す丘陵部の農の景観

丘陵部を中心とする黒川、岡上、早野地区は、農業振興地域に指定されており、また緑の基本計画の中でも「緑と農の三大拠点」として位置づけられ、農の景観が保全されています。丘に囲まれた谷戸に広がる農地は水田や畑として今も営まれ、四季の移ろいを感じることができます。農地のわきを小川が流れ、多様な生物が生息する貴重な環境でもあります。こうした自然豊かな環境は、潤いと安らぎを与える景観となっています。

また、都市部にもまとまった農地が存在します。高津区の久末では市街地の中に市街化調整区域が島状に存在し、広がりのある農地が集約されています。周囲の市街化区域内にも生産緑地などが点在するなど、住宅と優良な農地が共存する都会のオアシスとして、重要な地域となっています。なお緑の基本計画の中でも「農と緑のふれあい拠点」として位置づけられ、地域の振興と併せた樹林地と農地の一体的な保全が進められています。



農地が保全されている黒川



市街地内のまとまった農地(高津区久末)

■大規模な公園・緑地

市内には、自然地形や地域の植生を活かした生田緑地などの自然を楽しむ公園があります。

また、自然の緑を活かしつつ競技場や野球場等を整備した等々力緑地や富士見公園などの大規模な公園もあります。こうした大規模公園は、市民だけでなく市外からも人が集まりスポーツやレクリエーション活動を日常的に楽しむ姿が見られます。

中でも、生田緑地は、自然の崖線地形や本来の植生の緑を活かした公園となって、日本の代表的な古民家を集めた民家園や美術館等と一体となった文化拠点としての景観もつくっています。



大規模な公園(富士見公園)

ウ 文化資源を核としたまとめ

■川崎市を代表する史跡や神社仏閣

多摩丘陵では旧石器時代にはじまり、縄文時代以降の多くの遺跡が見られます。奈良～平安時代の武蔵国橘樹郡の役所跡とそれに隣接して建てられた寺院の遺跡である橘樹官衙遺跡群は国史跡に指定され、その役所跡の一部は『たちばな古代の丘緑地』として保存されています。

また、川崎市を代表する歴史的な寺社とその周辺には歴史を伝える景観のまとめが形成されています。中でも川崎大師は900年ほど前に開創した古い寺院で、厄除けの大師として市内外から人が訪れます。川崎大師表参道・仲見世都市景観形成地区に定められており、地域が主体となり景観まちづくりを進めています。



風鈴市(川崎大師)

■個性ある商店街

ブレーメン通りでは、ドイツ・ブレーメン市との交流を通じて培ったまちづくりの精神と手法に基づき、落ち着きと温かみのある雰囲気を商店街の街なみづくりに活かしています。次世代に引き継いでいける美しい街なみづくりを目指し、景観ルールを作るなど地元での景観まちづくりが進行しています。



ブレーメン通り

（４）個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観の要素

これまで（１）～（３）であげてきた景観のまとまりのほかに、生活の中で感じられる身近な景観要素がたくさんあります。中小河川をはじめとする水辺、市街地内の農地、立地や地域の特性を活かした公園・広場などの「水・みどり」の要素。駅前や商店街などでみられるまちの賑わい、雰囲気が異なる住宅の街なみなどの「暮らし」の要素。地域に根差した神社仏閣、街道、産業遺産などの、「歴史文化」の要素。こうした景観要素は、地域の景観の個性と魅力を引き立て、地域の景観に彩りを添えています。

また、景観要素の周辺では、これらを活かした取組が育ちつつある場所もあります。景観要素を発見し、育てることにより、今後、景観要素を核とした景観まちづくりへと発展することが期待されます。

ア 水・みどり

■身近な水辺

市内には、多摩川や二ヶ領用水の他にも中小河川等も数多く流れており、多摩川水系の五反田川、平瀬川など、鶴見川水系の矢上川、有馬川、早野川、麻生川、片平川などがあります。一部の区間では水辺の遊歩道になっているなど、水と緑が一体となった景観を見ることができます。中でも、平瀬川支川の一部区間では河川改修事業が進められ、市と地元住民との協働により良好な景観づくりが進められています。



中小河川沿いの緑道

■生産緑地などの身近な都市農地

市街化区域内の農地が農地面積の7割を占めるなど、市内の随所で農地が見られます。その大部分は生産緑地に指定され、良好な都市環境の形成に役立っています。

丘陵部内の住宅地の中には、農地と樹林地や公園と一体となった豊かな農の景観が見られる場所もあります。

多摩川沿いではかつて梨や桃等が盛んに栽培されており、今でも北部を中心とした市内農地において野菜、果樹、花き、植木等が盛んに生産されています。平野部の住宅地においては、多摩川や二ヶ領用水等の水辺空間と一体となった農の景観が見られる一方、丘陵部の住宅地の中には農地と樹林地や公園と一体となった豊かな農の景観が見られる場所もあります。



生産緑地

■市民の憩いの場となっている身近な公園・広場

身近な公園や広場は、地域住民が遊戯・休息等で気軽に緑を感じることのできる場であるとともに、美化運動や地域のイベント等に広く活用できるため、地域コミュニティの場としても機能しています。

また、丘陵部の稜線沿い等には、立地を活かした見晴らしの良い公園が各所にあります。遠くの山並みやビル群、近くの住宅地等が見られる眺望は、地域の重要な景観資源となっています。



見晴らしの良い公園(鷺沼北公園)

イ 暮らし

■多様な住宅の街なみ

多摩丘陵部には、鉄道駅を中心に丘陵部の起伏のある地形や自然を活かし、計画的に整備された住宅地が広がっています。整然とした街なみとなっており、経年により住宅地内の主要道路沿道や各敷地内での緑が成長し、緑豊かで閑静な雰囲気が感じられます。駅から少し離れたところでは、農地と住宅による緑豊かな街なみが見られます。

また、昭和40年代以降に開発された中層の住宅団地や公営住宅もみられます。

一方、平野部では、大正時代から行われた耕地整理や戦後の復興事業を基盤として住宅地が形成されています。工業の発展により、従業者の居住地として急速に市街化が進んだ地域が残るところでは、道路は比較的狭く、その道路沿いは、古い住宅と新しい住宅が混在している街なみが見られます。



整然とした街なみの計画住宅地(宮前区)

■広域拠点における賑わい

川崎駅、小杉駅、新百合ヶ丘駅周辺の広域拠点では、業務・文化・商業機能が集積され、広域から人を呼び込む場所となっています。市外在住者や外国からの観光客が行き交うなど、多様な賑わい景観が形成されています。川崎駅周辺では、駅前広場などの公共空間の整備に加えて、これらの空間をつなげる北口自由通路や新たな連絡ペデストリアンデッキの整備などにより利便性と回遊性の強化が進められています。また、近年オープンカフェなどの公共空間を活用した取組に注目が高まっており、新たな賑わいの創出が期待されています。



公共空間を活用したイベント(京急川崎駅)

■地域に根差した商店街

広域拠点以外でも鉄道駅周辺や旧街道沿いを中心に地域に根差した商店街が発達し、地域の交流の場にもなっています。下町情緒の感じられる商店街もあり陳列された商品や買い物客などにより、日常を感じさせる賑わい景観が見られます。



地域に根差した商店街(京町商店街)

■イベントやお祭り

また、地域資源を活かした数多くのイベントやお祭りが市民により実施されています。例えば、多摩川では毎年花火大会が行われ、夜空に打ちあがる花火は夏の風物詩として人々を魅了しています。川崎駅周辺ではハロウィンパレードが開催され、富士見公園一帯では川崎最大の市民祭りが実施され、多くの人出で賑わいます。



ハロウィンパレード(川崎駅周辺)

こうした多くの人が集まるイベント等は、街なみに彩りをもたらし、地域イメージの向上や地域の景観まちづくり意識を高めると期待されています。

ウ 歴史文化

■地域に根ざした歴史・文化資源

緑に囲まれた歴史ある寺院や地域の氏神を祀る神社などでは、地域の歴史を感じることができます。

例えば、影向寺薬師堂(宮前区野川)、長弘寺本堂(幸区南加瀬)、長念寺本堂(多摩区登戸)などは、文化財としての価値を守るための保存修理が行われており、歴史的な建造物のたたずまいや景観を今に伝えています。



影向寺薬師堂

■昔のたたずまいを残す旧街道

市内には、東海道、中原街道、大山街道（矢倉沢往還）、津久井道など、歴史的に重要な街道筋があり、江戸期には、宿場町や継立村として賑わいました。都市化の波を受け道路自体の旧街道らしさは薄らいでしまいましたが、沿道やその界隈には伝統的な家屋や史跡等が残っており、昔の面影をしのぶことができます。

地域の住民が主体となって景観基準を策定し、景観誘導を実施している場所もあります。大山街道地区では、建物のデザインに長屋や町屋等の伝統的な家屋や蔵造りの店等、こうした歴史を継承したデザインを用いています。また、東海道では、川崎宿の歴史を活かしたまちづくりが進められています。



大山街道

■まちの発達を象徴する産業遺産

市内には近代産業化を象徴する大規模な産業遺産もあります。二ヶ領用水久地円筒分水は、昭和初期に建造され、当時の最新技術を駆使した分水施設です。都市化の進んだ現在では農業用水や工業用水としての役割は低くなりましたが、環境用水として大きな役割を担っています。

また、川崎河港水門は、大正時代に物資輸送のために多摩川の改修とともに造られた経緯があります。

これらの施設は、国登録有形文化財にも指定されています。



川崎河港水門



二ヶ領用水久地円筒分水

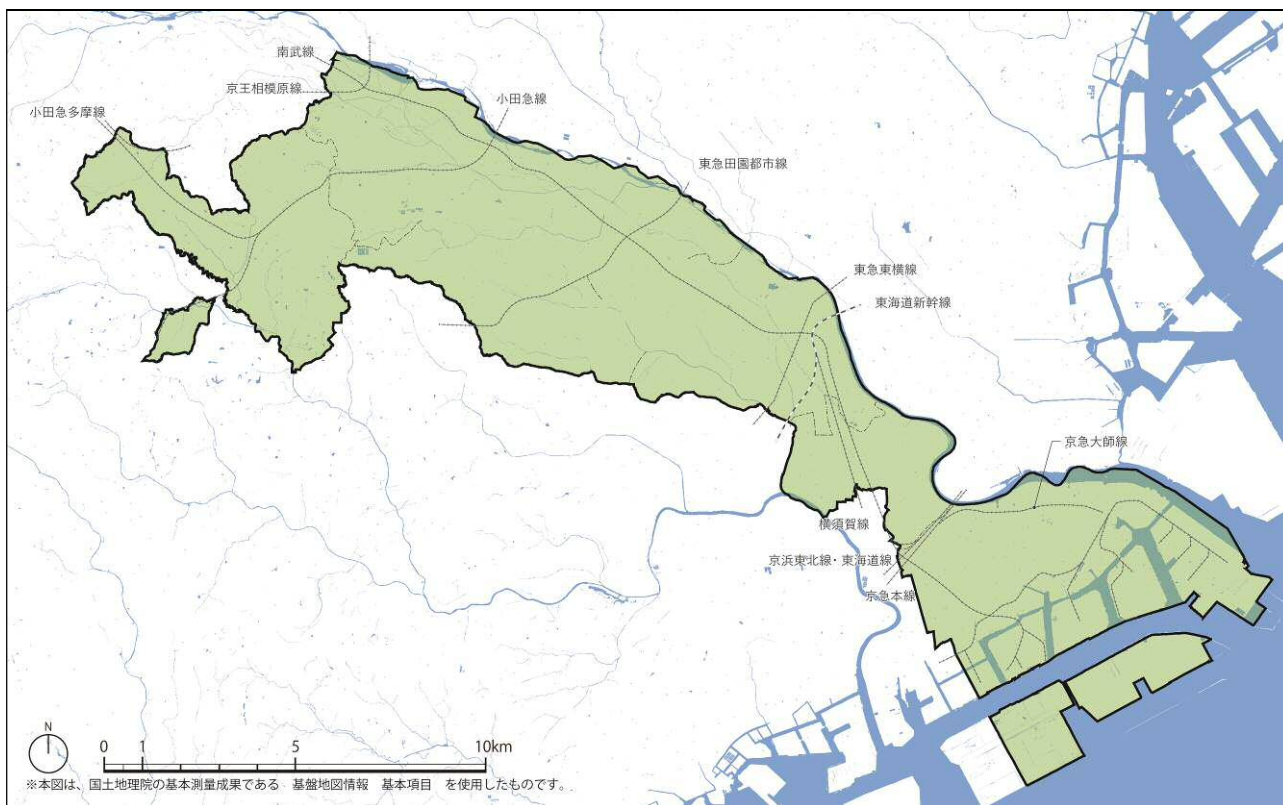
第3章 景観計画の区域と 良好な景観の形成に関する方針

1 景観計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

本市の景観をさらに美しく魅力あるものとするため、また、身近な街なみの景観をまもり・育て次世代へと継承していくために、市全域を景観計画区域として定めます。なお、地域の景観の形成を先導していくべき重要な地区等は、随時「景観計画特定地区」として位置づけます。

景観計画特定地区の区域は、別表第1の各地区の特定地区の区域の項に定めるとおりとします。

■景観計画区域



また本市には、地区計画（地区整備計画において「建築物の形態意匠の制限」を定めているものに限る）及び、住民の主体的な取組により都市景観の形成の推進が期待できる地区を川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区があります。

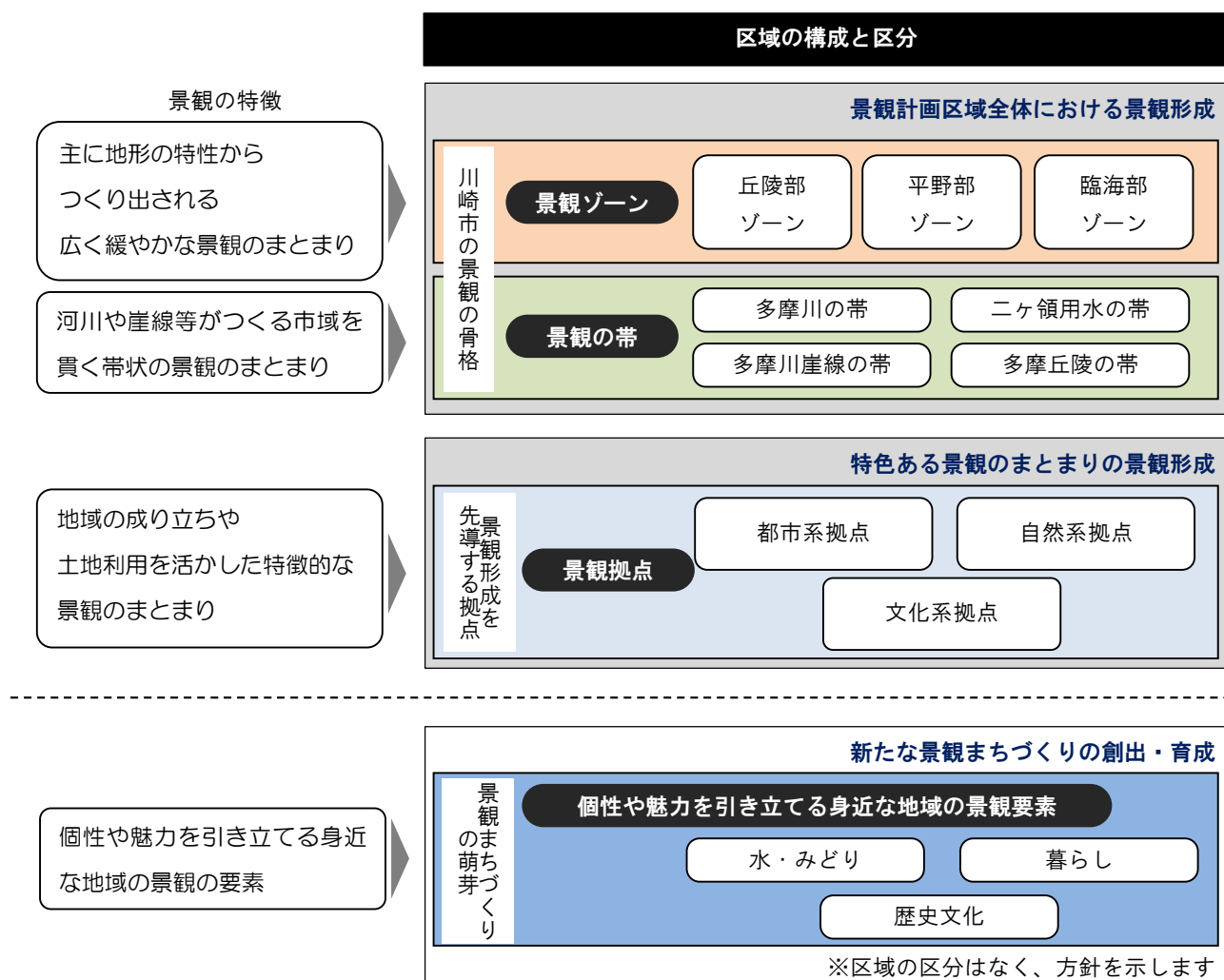
これらも本市の景観形成を図る重要な制度であり、より柔軟で緩やかな誘導を図る地区として位置づける等、多様な施策を組み合わせることにより効果的な景観形成を図ります。

2 景観形成の基本的な考え方等

(1) 景観の特徴を踏まえた区域の構成と区分

本市の景観形成の基本理念や基本目標を実現していくためには、これまで培われた景観の特徴を活かしながら、着実に魅力を高めていく必要があります。

そこで、本市の景観形成方針を示すにあたり、第2章で示した4つの段階の景観のまとまりと要素として表すことのできる本市の景観の特徴を踏まえて景観計画区域を以下のように区分し、効果的・効率的な景観の形成を図ります。



(2) 景観形成の基本的な考え方

ア 景観計画区域全体における景観形成の基本的な考え方

(ア)景観ゾーン

主に地形の特性からつくり出される、広く緩やかな景観のまとまりを「景観ゾーン」として位置づけます。景観ゾーンは、市内全域を「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」に区分し、それぞれの景観ゾーンの特徴を活かしながら、緩やかに良好な景観の形成を図るよう基礎的な景観形成方針を定めます。

(イ)景観の帯

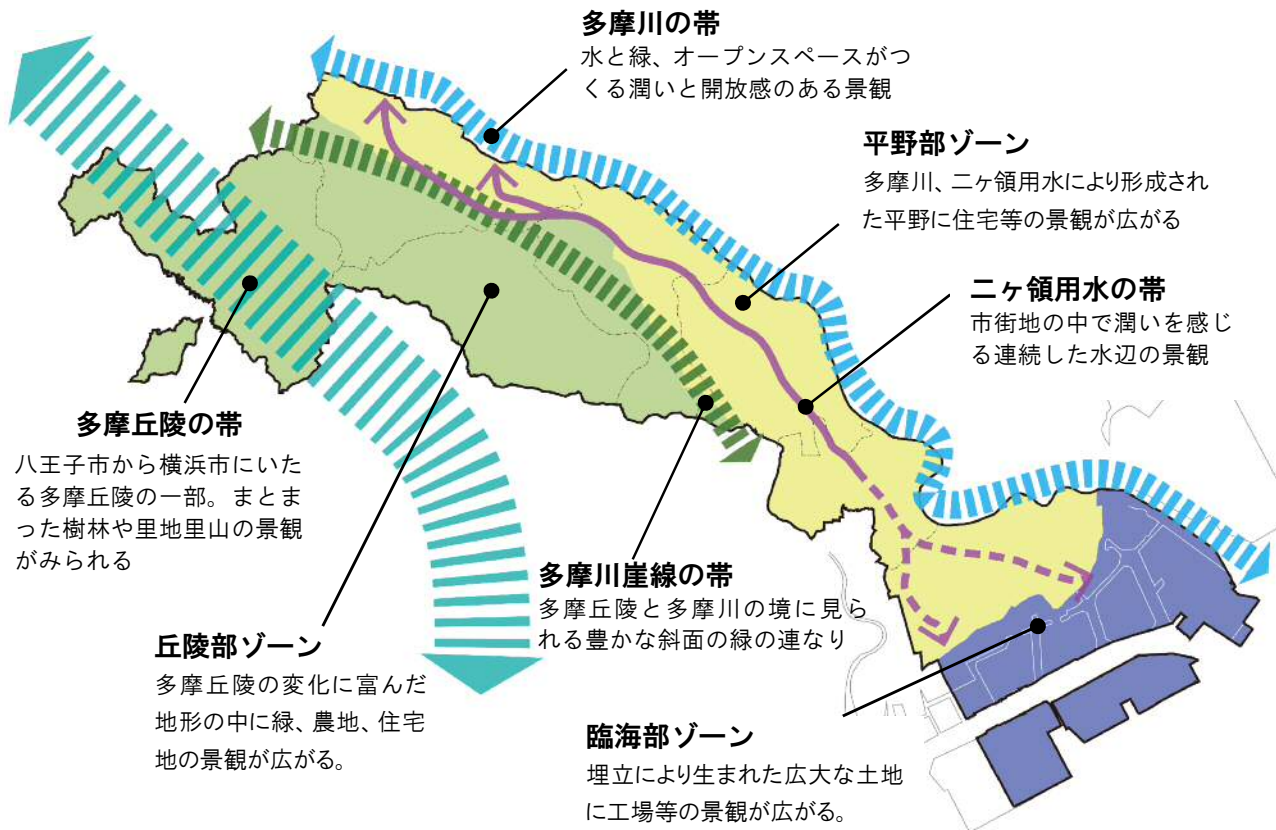
河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまりを「景観の帯」として位置づけます。景観の帯は、「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」の4つを位置づけ、景観の帯の美しい景観が際立つとともに周辺地域と一体となった良好な景観形成を図るよう、それぞれに景観形成方針を定めます。

「景観ゾーン」及び「景観の帯」は川崎市の景観の骨格を形づくるものであり、市全域の景観形成を図る基本的な区分として捉えます。

■景観ゾーン及び景観の帯の区分と対象範囲

区分		対象範囲
景観ゾーン	丘陵部ゾーン	・本市の北西部に位置する起伏に富んだ丘陵地域 麻生区、宮前区全域、多摩区、高津区、中原区の一部の地域
	平野部ゾーン	・多摩川右岸に広がる沖積平野 幸区全域、多摩区、高津区、中原区、川崎区の一部の地域
	臨海部ゾーン	・東京湾に臨む主に明治期以降に埋め立てられた地域 川崎区の一部の地域
景観の帯	多摩川の帯	・多摩川の河川区域及びその周辺において、多摩川の開放的な景観と一体的な空間が形成されている地域
	二ヶ領用水の帯	・二ヶ領用水及びその周辺において、二ヶ領用水の水辺と一体的な空間が形成されている地域
	多摩川崖線の帯	・丘陵部ゾーンと平野部ゾーンの境界線沿い斜面緑地が連なる範囲及びその周辺において、中景としての崖線の緑を見通せる範囲
	多摩丘陵の帯	・本市西部の鶴見川流域のまとまった樹林や里地里山景観がみられる地域

■ 景観ゾーン及び景観の帯の概要図



イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成の基本的な考え方

(ア) 景観拠点

都市機能を集積させ本市の顔をつくる地区や大規模な農や緑、歴史的なたたずまいを有する地区等、地域の成り立ちや土地利用を活かした特徴的な景観のまとまりを「景観拠点」として位置づけます。景観拠点は、その特徴に応じて川崎の顔をつくる「都市系拠点」、川崎の自然資源を活かし、まもり育てる「自然系拠点」、地域の歴史文化資源を活かし、街なみをまもり育てる「文化系拠点」に区分します。それぞれの特性や上位計画、関連計画等との整合を図りながら景観拠点の景観形成方針を示し、拠点の特性に応じた魅力的な景観形成を推進するとともに、周辺にも波及するよう積極的な景観形成を図ります。

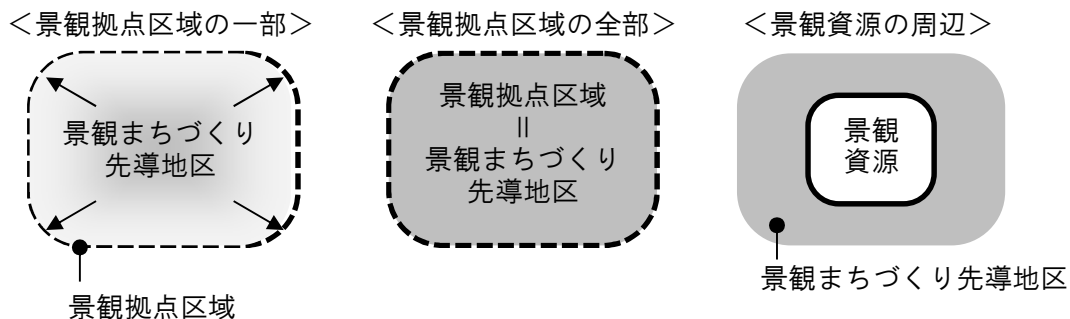
< 景観まちづくり先導地区 >

景観拠点においては、景観拠点ごとに上位計画、関連計画等との整合を図りつつ、それぞれの特徴や個性を活かした景観形成を図るため、区域の全部または一部において、景観計画特定地区、都市景観形成地区、地区計画（地区整備計画において「建築物の形態意匠の制限」を定めているものに限る。）のうちから当該地区に最も相応しい制度の適用を検討します。なお、こうした制度を適用し、景観拠点において景観計画特定地区等を指定した地区を「景観まちづくり先導地区」と呼びます。

景観まちづくり先導地区では、拠点地区に相応しい優れたデザインの道路、広場等の整備を先導するとともに、建築物の建築等を行う際の詳細なルールを定め、誘導すること等により、景観拠点の良好な景観を創出します。

また、まちづくりの動向を踏まえ必要に応じて景観まちづくり先導地区の拡充も目指します。あわせて、景観まちづくり先導地区の周辺においても、当該地区に準じた景観まちづくりを促進します。

■景観まちづくり先導地区の主なパターン



ウ 新たな景観まちづくりの創出・育成の基本的な考え方

(ア)個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素

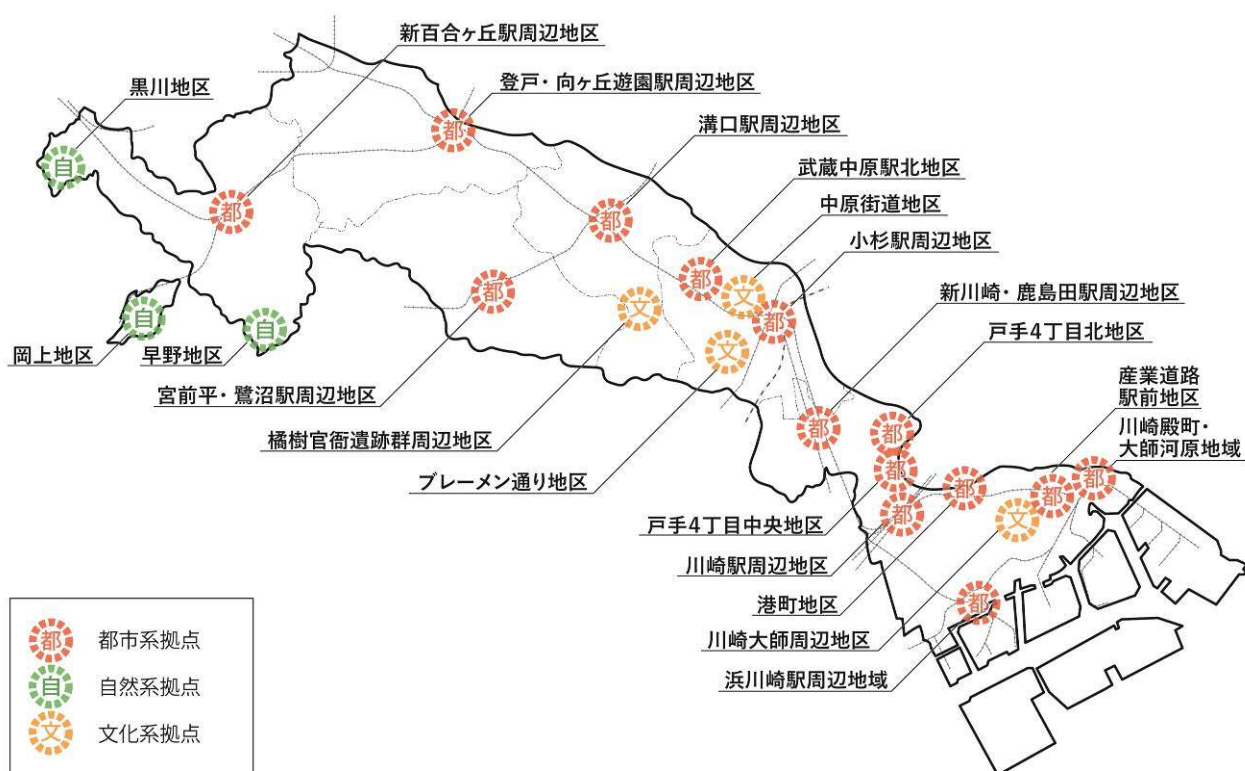
個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観要素は、新たなまちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくり等に積極的に活かします。

大規模な土地利用転換等がある場合はその機会を捉え、景観まちづくり先導地区の指定を目指す等、新たな景観拠点の形成に向けて取組めます。

■景観拠点の区分と対象範囲

区分		対象範囲
都市系拠点	新百合ヶ丘駅周辺地区	川崎市都市計画マスタープランにおいて広域拠点に位置づけられた地区
	小杉駅周辺地区	
	川崎駅周辺地区	
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	川崎市都市計画マスタープランにおいて地域生活拠点に位置づけられた地区
	宮前平・鷺沼駅周辺地区	
	溝口駅周辺地区	
	新川崎・鹿島田駅周辺地区	川崎市都市計画マスタープランにおいて臨空・臨海都市拠点に位置づけられた地域
	川崎殿町・大師河原地域	
	浜川崎駅周辺地域	
	港町地区	地区計画によって位置づけられた地域
	戸手4丁目中央地区	
	武蔵中原駅北地区	
	産業道路駅前地区	
	戸手4丁目北地区	
自然系拠点	黒川地区	農業振興地域に指定され、緑と農の3大拠点として位置づけられた範囲及びその周辺
	岡上地区	
	早野地区	
文化系拠点	橘樹官衙遺跡群周辺地区	国史跡として指定された範囲及びその周辺の遺跡群を含めた一体的な範囲
	川崎大師周辺地区	川崎大師平間寺及びその周辺を含めた一体的な範囲
	プレーメン通り地区	プレーメン通り地区都市景観形成地区
	中原街道地区	中原街道地区都市景観形成地区

■景観拠点



■景観形成の考え方を示す概念図

■景観形成の考え方を示す図

○景観ゾーン（丘陵部ゾーン、平野部ゾーン、臨海部ゾーン）
市全域を3つの景観ゾーンに分類し、ゾーン別の基本となる最低限のルールにより、本市のベースとなる景観を形成します。

○景観の帯
（多摩川の帯、二ヶ領用水の帯、多摩川崖線の帯、多摩丘陵の帯）
河川や崖線等がつくる市域を貫く帯状の景観のまとまりを有するエリアを「景観の帯」として位置づけ、その美しい景観が際立つよう、建築物の建築等を行う場合には、河川や崖線に調和したものとなるよう誘導します。

○景観拠点（都市系拠点、自然系拠点、文化系拠点）

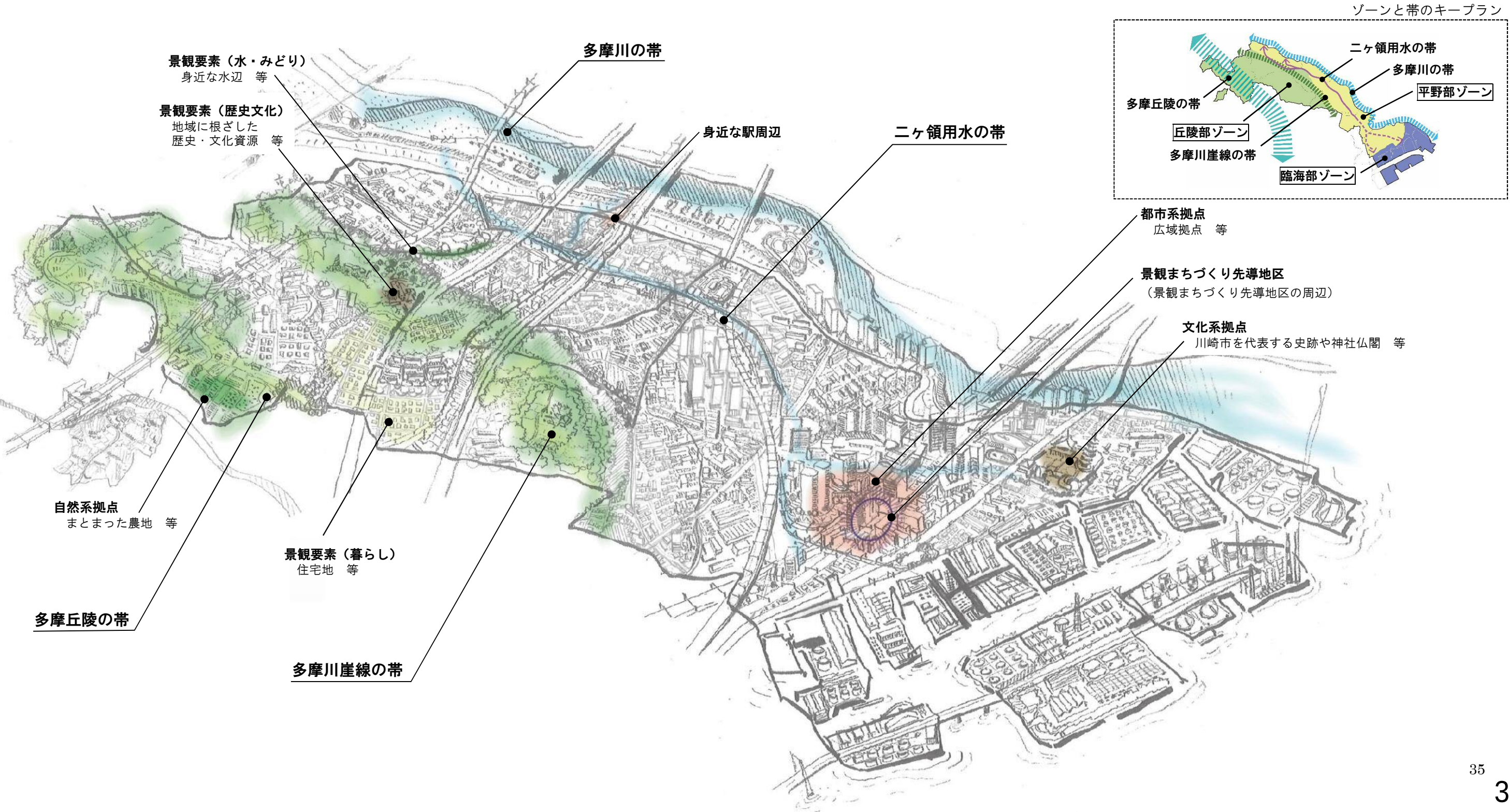
＜都市系拠点＞
地区そのものを景観形成の対象とし、景観拠点に相応しい優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を誘導し良好な景観を創出・先導します。
景観まちづくり先導地区
景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区に準じた景観まちづくりを促進します。

＜自然系拠点＞
大規模な緑地又はまとまった農地およびその周辺における一定のまとまりをもつ地区を対象とし、核となる自然を活かした景観まちづくりを推進します。

＜文化系拠点＞
地域の核となる歴史文化資源の周辺の一定のまとまりをもつ地区を対象とし、歴史文化資源の個性を活かした景観まちづくりを推進します。

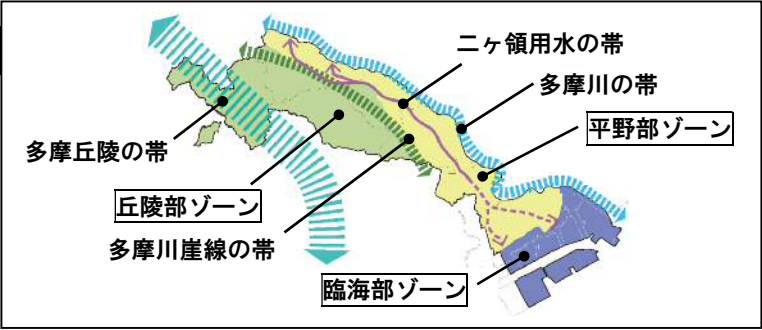
景観拠点の追加（身近な駅周辺）
身近な駅周辺や大規模土地利用転換が行われる地区などは、まちづくり施策と連携し、適宜景観拠点として育成していきます。

景観要素（水・みどり、暮らし、歴史文化）
地域の個性や魅力を引き立てる多様な景観の要素は、地域特性を活かしたまちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくり等に積極的に活かします。



3 景観形成方針（景観法第8条第3項）

「景観形成の基本理念」及び「景観形成の基本目標」を実現するために、市民・事業者・市の誰もが地域の個性を活かしながら景観づくりを進めるための考え方を景観形成方針として定めます。



(1) 景観ゾーン及び景観の帯の景観形成方針

景観ゾーン		丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
		○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・坂や丘などの起伏に富んだ地形を活かした地域らしさが感じられる景観 ・都市近郊に残る大規模な農地や丘陵の豊かな緑が調和した田園景観 ・潤いや親しみがある中にも秩序のある景観 ・丘陵部の緑に映える、緑豊かで落ち着きを感じる景観・地形の変化を活かした緑化による遠景、中景を意識した丘陵部が際立つ緑の景観 ・生産緑地などの緑を維持保全し、緑と調和した街なみ景観 ・農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを活かした景観 ・商店街では、親しみやすく賑わいがある中にも、秩序ある景観 ・道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活気のある景観 ○河川などの水辺空間と調和した景観・寺社などの歴史的な資源やまとまった樹林地の自然的な資源などを、地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・平野部の市街地に多摩川、二ヶ領用水、中小河川などの身近な水辺を有する平野部の市街地の特徴を活かす景観 ・大規模な土地利用転換に伴う緑の創出と水辺空間と調和した緑化などによる効果的な緑の景観 ・河川などの水辺に沿う場所では、水辺空間と調和した景観 ・工場と住宅が混在する場所では、働く場と生活の場の調和のとれた景観 ・農地と住宅が混在する場所では、農地の潤いを活かした景観 ・商店街では、親しみやすく賑わいがある中にも、秩序ある景観 ・道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活気のある景観 ○寺社、旧街道などの歴史的資源や多摩川、二ヶ領用水などの自然的資源など地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・多摩川や東京湾の広がり背景に、工業や物流、研究開発施設などが創るダイナミックな景観の特徴を活かし、個性があり活力と潤いが感じられる本市ならではの臨海部の景観 ・工業・物流系のダイナミックな産業景観を活かしたデザインにより、特徴的で活力を感じる景観 ・道路や河川をはじめとした公共空間の利活用の取組を活かした賑わいと活力ある景観 ・川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づいた色彩計画による、調和のとれた活力のある景観 ・市街地と海を結ぶ緑のネットワークの形成と工場、物流施設等の沿道の緑化などによる連続的な緑の景観 ・親水空間のネットワークの形成を図り、海を意識した魅力ある水辺の景観 ○工場夜景などに代表される産業と密接に結びついた景観などを、地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。
景観の帯	多摩川	—	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・河川空間の新たな利用の取組を活かした賑わいと活力ある水辺空間の景観 ・多摩川景観形成ガイドラインに基づいた、多摩川とまちが響きあう景観〔平野部ゾーン境界～六郷橋〕 ・緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観 ・明快でダイナミックな水辺景観 ・産業地、マンション群、下町的な住宅街等が協調する景観〔六郷橋～多摩川大橋〕 ・玄関口にふさわしい風格と個性が感じられる景観 ・都心としての機能と魅力を備えた湾曲部の快適景観 ・都心との回遊性を高める景観〔多摩川大橋～新二子橋〕 ・生き生きとした生活感をかもし出す界限景観 ・旧街道を中心として快適に回遊できる街なみ景観 ・緑を活かした潤い景観〔新二子橋より上流〕 ・みどりのスカイラインが眺望できる沿川景観 ・歴史等の地域資源を活かしたふるさと景観 ・水田・梨畑・野菜畑等による心地よさを実感できる田園景観	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・多摩川の自然や海へとつながる開放感ある河口の景観を活かし、水辺を際立たせる景観 ・多摩川景観形成ガイドラインに基づいた、多摩川とまちが響きあう景観〔殿町～臨海部ゾーン境界〕 ・緑と広大な水辺を楽しめるウォーターフロント景観 ・明快でダイナミックな水辺景観 ・産業地、マンション群、下町的な住宅街等が協調する景観
	二ヶ領用水	—	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・市街地に潤いをあたえる水辺空間を活かした水を親しむ景観 ・親水整備された水路沿いでは、コモンスペースを意識し、水路の親水性を引き立たせ、潤いある空間が連続する景観 ・水辺を演出する取組や歴史を伝える取組などの多様な市民活動を活かした、幅広い取組による景観〔上流（久地円筒分水より上流の区間）〕 ・先人たちが築きあげた農業用水の面影を活かしながら失われつつある田園風景を保全する景観〔中流（久地円筒分水から鹿島田の区間）〕 ・住宅市街地に親水性と新たな風景を創出してきた地域の歴史を活かした景観〔下流（鹿島田より下流の区域）〕 ・再開発事業等の中で消失した農業用水としての再現の協力を求めるとともに、二ヶ領用水の歴史を広く後世に継承していく景観	—
	多摩川 崖線	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・農と緑に調和した、のどかで緑豊かな景観 ・斜面緑地の緑を大切にし、緑と地形の連続性を活かした景観	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・崖線軸の稜線を大切にし、背景となる緑と調和した景観	—
	多摩丘陵	○次の点に配慮して景観の形成をめざします。 ・隣接自治体との連携による広域的な見地も踏まえ、鶴見川流域に残されたまとまりのある樹林地や、里地里山景観。 ○まとまった農地や樹林地などの自然的な資源などを地域の特徴ある景観資源をまちづくりに活かします。	—	—

(2) 景観拠点の景観形成方針

景観形成を先導する景観拠点の位置づけの考え方及び景観形成方針を以下に示します。また、景観拠点に景観まちづくり先導地区がある地区については、別途詳細にとりまとめている景観形成方針等の内容に即して景観形成を図るものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の景観形成方針は、別表第1の各地区の景観形成方針の項に定めるとおりとします。

ア 都市系拠点

都市機能を集積し本市の顔をつくる地区を都市系拠点として位置づけます。都市系拠点では、景観形成方針に基づき、まちづくり施策と連携し低未利用地等の再整備や更新等を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区の特性を活かした優れたデザインの建築物や道路、広場等を誘導し良好な景観を創出・誘導します。

また、景観まちづくり先導地区の拡充を推進するとともに、同地区周辺の建築物等についても地区内に準じた景観の誘導に努めます。

景観拠点	景観形成方針
新百合ヶ丘駅周辺地区	・ 緑と調和し、芸術と文化の香りがする落ち着いた暖かみを感じる景観の形成をめざします。 ・ 商業、業務機能が集積した中心地では、華やかさがある中にも秩序ある景観の形成をめざします。 ・ 背景の緑と調和した景観の形成をめざします。
小杉駅周辺地区	・ 小杉駅を中心に、計画的に誘導した高層の建物群により群としての一体感とそれぞれの建物の個性がバランスよく保たれた新しい景観の形成をめざします。 ・ 既存商店街と新たな商業施設が調和した、秩序と賑わいのある商業景観をめざします。 ・ 多摩川や二ヶ領用水などの景観資源を活かした水と緑の潤いを感じる景観の形成をめざします。
川崎駅周辺地区	・ 羽田空港に隣接する本市の玄関口としてふさわしい多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力あふれた景観の形成をめざします。 ・ 駅東西の機能分担に合わせた、それぞれの顔にふさわしい魅力と活力ある景観の形成をめざします。 ・ 駅東西の一体化等による回遊性の向上に伴う賑わいと活気のある景観の形成をめざします。 ・ 東海道まちなみガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	・ 多摩川崖線の斜面緑地を背景として生かすとともに、緑の連続性にも配慮した景観の形成をめざします。 ・ 緑豊かな落ち着いた住宅地や賑わいのある商業地など、区画整理による新たな市街地にふさわしい個性ある景観の形成をめざします。 ・ 多摩川、生田緑地、二ヶ領用水、津久井道などの景観資源を活かした景観の形成をめざします。

宮前平・鷺沼 駅周辺地区	・ 駅を中心とした多様な都市機能集積と交通結節機能の強化により地域生活拠点にふさわしい核となる景観の形成をめざします ・ 駅近辺の都市的な商業地と近接する緑豊かで計画的に整備された良好な住宅地が調和した魅力ある景観の形成をめざします。 ・ 地形の高低差が作り出す変化や坂道などの特性を活かした景観の形成をめざします。
溝口駅周辺 地区	・ 商業地として発展してきた特性を活かし、回遊性の高い、商業地の核となる活気のある景観の形成をめざします。 ・ 大山街道などの景観資源を大切にした魅力と賑わいのある景観の形成をめざします。
新川崎・鹿島 田駅周辺地 区	・ 新たなものづくり・研究開発機能の導入により洗練された景観の形成をめざします。 ・ 複合的な土地利用が調和した、魅力ある景観の形成をめざします。 ・ ニヶ領用水や加瀬山などの景観資源を活かした潤いある景観の形成をめざします。
川崎殿町・大 師河原地域	・ 羽田空港への近接性や多摩川に面する優れた地域特性を生かすとともに臨海部の新しい研究開発拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 ・ 多摩川と調和した潤いを感じる景観の形成をめざします。 ・ 殿町3丁目まちづくりガイドラインを踏まえた景観の形成をめざします。
浜川崎駅周 辺地域	・ 研究開発機能と良好な居住機能等が調和した臨海部の新しい拠点として魅力ある複合市街地の景観の形成をめざします。 ・ 市街地から海辺への連続した歩行者空間の創出により、快適で潤いを感じる景観の形成をめざします。
港町地区	・ 既成市街地から多摩川までのアクセス性を向上させるとともに、多摩川の自然空間やスーパー堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。 ・ 周辺市街地の環境に配慮しながら、土地の高度利用を図り、敷地内に広場等のオープンスペースを創出するとともに、歩行者空間とネットワークされた、安全で快適な都市空間の形成をめざします。 ・ 良好な住環境を備えた都市住宅を計画的に導入するとともに、地域の利便に資する複合的な機能の導入をめざします。
戸手4丁目 中央地区	・ 住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の形成及びその維持、保全をめざします。 ・ 多摩川の自然空間や高規格堤防整備事業等と連携した緑豊かな憩いの空間の創出をめざします。 ・ 既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。
武蔵中原駅 北地区	・ 既存施設の機能更新にあわせ、先端技術を中心とした研究開発機能を集積するなど、産業の高度化を図るとともに、周辺市街地環境との調和に配慮した都市型工業地を形成し、これらの維持及び保全をめざします。

産業道路駅前地区	・国際競争拠点の核となる殿町3丁目地区と密接に連携しながら、京浜臨海部を中心とするネットワークを強化する交通拠点機能を整備するとともに良質な都市型住宅等の計画的な整備と適切な土地利用を誘導し、その維持保全を図ることにより、臨海部の都市再生の推進をめざします。
戸手4丁目北地区	・土地区画整理事業により住宅、工場の集約を行い、住工が混在した密集市街地の改善を図り、住宅と工場の土地利用が両立した良好な市街地環境の形成及びその維持、保全をめざします。 ・住居と住居以外の用途とを適切に配分することにより、良質な都市型住宅の供給と土地の高度利用を促進し、多摩川の景観に配慮した良好な都市型住宅地の形成及びその維持、保全をめざします。 ・高規格堤防整備事業等と連携し、多摩川の自然空間に調和した憩いの空間の創出をめざします。 ・既成市街地から多摩川へアクセスできる歩行者空間の確保をめざします。

イ 自然系拠点

本市の豊かな自然資源を活かし、その景観をまもり・育てる地区を自然系拠点に位置づけます。自然系拠点では、地区の景観形成方針に基づき、大規模な緑地やまとまった農地等を核とする一定のまとまりを景観まちづくり先導地区に指定することに努め、景観まちづくり先導地区を中心とした景観拠点の育成を推進します。

景観拠点	景観形成方針
黒川地区	・農業振興地域に指定された地区を中心に、農地と周辺の樹林地、水辺が有する水と緑が一体となった農のある景観の形成をめざします。
岡上地区	
早野地区	

ウ 文化系拠点

地域の歴史文化資源を活かし、その景観をまもり・育てる地区を文化系拠点に位置づけます。文化系拠点では、地区の景観形成方針に基づき、文化資源を核とする一定のまとまりを景観まちづくり先導地区に指定することに努め、景観まちづくり先導地区を中心とした景観拠点の育成を推進します。

景観拠点	景観形成方針
橘樹官衙遺跡群周辺地区	・地域の歴史を物語る貴重な景観の要素として尊重するとともに、史跡に配慮した落ち着きを感じられる景観の形成をめざします。
川崎大師周辺地区	・賑わいと交流が生まれる街なみ景観の形成をめざします。 ・川崎大師につながる歩いて楽しい風情のある街なみ景観の形成をめざします。
ブレーメン通り地区	・ブレーメン通りならではの個性ある景観の形成をめざします。 ・だれもが「気持ちのいい」と思える景観の形成をめざします。 ・未来に引き継ぐ美しい景観の形成をめざします。
中原街道地区	・歴史・文化を伝える「風情」がある街なみ景観の形成をめざします。 ・人にやさしい街なみ景観の形成をめざします。 ・「住」と「商」、交流が生まれる街なみ景観の形成をめざします。

(3) 個性や魅力を引き立てる身近な地域の景観要素の景観形成方針

個性や魅力を引き立てる身近な地域の多様な景観要素は、景観資源を活かした新たなまちづくりの重要な資源として、住民主体のまちづくり等に積極的に活かす等、景観形成の育成を推進します。また、大規模な土地利用転換等がある場合はまちづくりの進捗に応じて、まちづくり先導地区の指定を目指し、新たな景観拠点の形成を推進します。

ア 新たな景観まちづくりの育成

(ア)地域の景観資源周辺の地区

- ・景観資源周辺で景観資源と調和した建築物が建てられつつある等、景観まちづくりの萌芽と言えるような取組を尊重し、まもり・育てていきます。地域の景観資源を活かしたまちづくりの機運を捉え、住民主体の景観まちづくりを促進します。
- ・まちづくりの初動期においては、景観まちづくり先導地区等の手法によらない緩やかなルール（ガイドライン等）の活用も図る等、身近な景観まちづくりを支援します。

イ 新たな景観まちづくりの創出

(ア)身近な駅周辺

- ・身近な駅周辺*においては、当該地区を景観まちづくり先導地区に位置づけた上で、都市拠点に準じた景観まちづくりを促進します。

*身近な駅周辺：川崎市都市計画マスタープランにおける広域拠点や地域生活拠点以外の交通利便性が高い駅の周辺

(イ)大規模な土地利用転換が予定されている地区

- ・景観形成に大きな影響がある大規模な土地利用転換が予定されている地区については、まちづくり施策と連携し、施設整備や更新等（都市機能の導入や基盤整備等）を行う地区を景観まちづくり先導地区とし、地区に相応しい優れたデザインの建築物や道路、広場等の整備を誘導し、景観拠点として育成していきます。

第4章 良好な景観の形成のための 行為の制限に関する事項

1 行為の制限に関する考え方

(1) 景観形成基準に基づく景観の誘導

景観形成の基本理念や基本目標を実現し、川崎市らしい魅力ある景観形成を図るためには、景観形成方針に基づき、個々の建築物や工作物が地域の特徴を踏まえ、周辺の景観との調和や街なみづくりに貢献するよう計画することが求められます。

そのため本市では、第3章で示した景観計画区域の構成と区分ごとに、それぞれ建築物及び工作物を対象とした景観形成基準を定めます。そして、建築等の行為に際し要する届出等の手続によって、景観の誘導を図ります。

(2) 景観形成基準の構成

ア 景観計画区域全体における景観形成基準（一般基準）

景観計画区域の全域においては、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

(ア)景観ゾーン基準

主に地形的な要素から区分した3つのゾーン「丘陵部ゾーン」「平野部ゾーン」「臨海部ゾーン」それぞれの景観形成方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観ゾーン基準」として定めます。

なお、具体的な誘導には、「景観計画届出マニュアル」を活用します。

(イ)景観の帯基準

4つの景観の帯「多摩川の帯」「二ヶ領用水の帯」「多摩川崖線の帯」「多摩丘陵の帯」それぞれの景観形成方針を踏まえ、守るべき基本事項を「景観の帯基準」として定めます。

イ 特色ある景観のまとまりにおける景観形成基準

景観拠点基準

景観拠点においては、景観まちづくり先導地区を定め、それぞれの地区ごとに、該当する景観拠点の景観形成方針を踏まえたうえで、活用制度に基づく景観形成基準を定めます。

(ア)景観計画特定地区の基準

景観計画特定地区では、景観法に基づく行為の制限に関する事項として景観形成基準を定めます。

(イ)都市景観形成地区の基準

都市景観形成地区では、都市景観条例に基づく景観形成基準を定めます。

(ウ)地区計画の区域の基準

地区計画の区域では、地区整備計画において、建築物の形態意匠の制限として定めた事項を景観形成基準とします。

(3) 景観形成基準の適用について

ア 景観ゾーン及び景観の帯における景観形成基準の適用

景観計画区域で建築行為等を行う場合、当該行為が位置する景観ゾーンにおける景観形成基準（景観ゾーン基準）が適用されます。また当該行為が景観の帯の対象範囲にある場合、景観ゾーン基準に加えて該当する景観の帯における景観形成基準（景観の帯基準）も適用されます。

イ 景観拠点における景観形成基準の適用

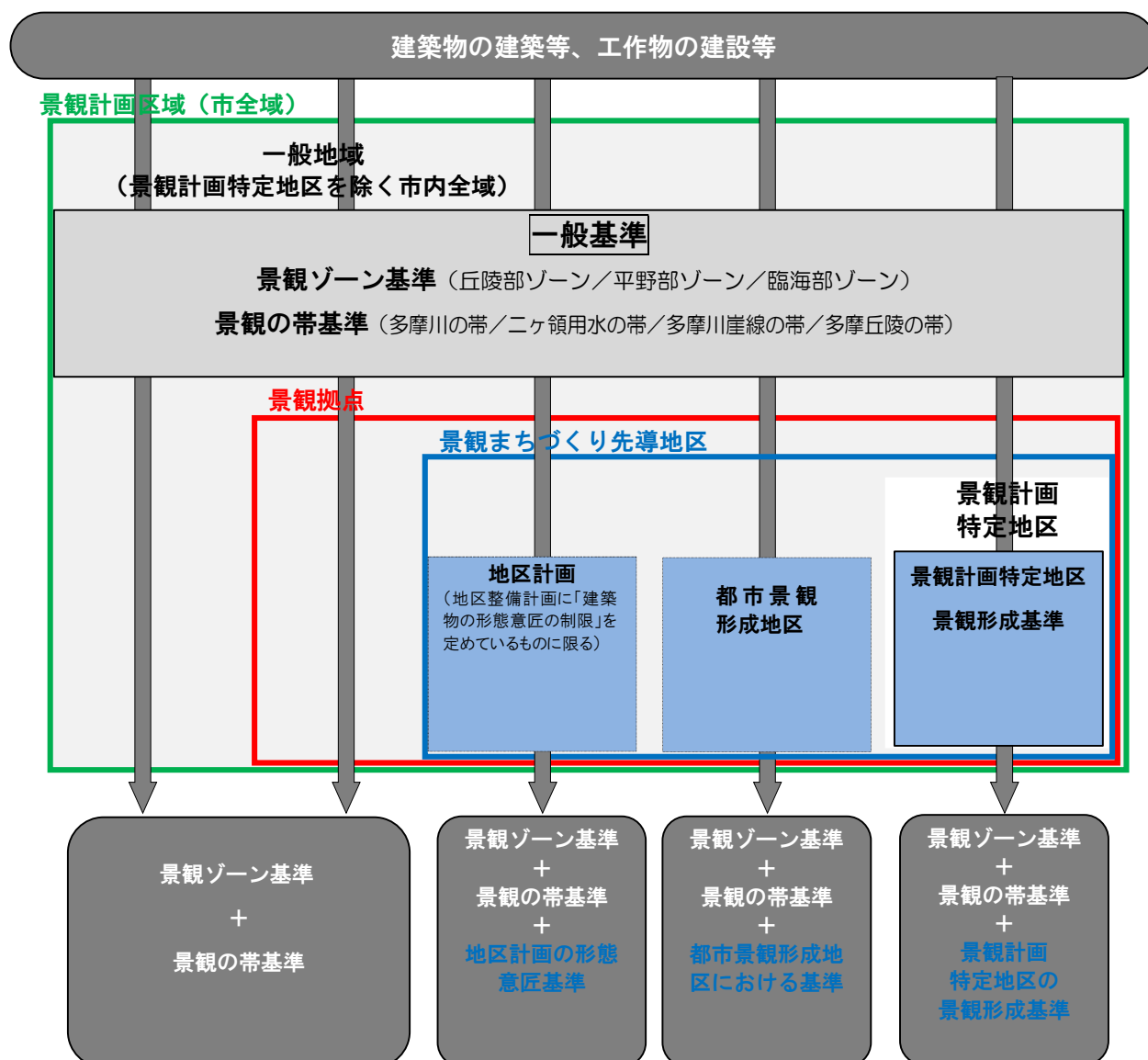
(ア)景観まちづくり先導地区

地区ごとに、それぞれの活用制度に基づく景観形成基準が適用されます、なお、景観計画特定地区のうち、景観形成基準が制定されてない地区については、（イ）に準じます。

(イ)景観まちづくり先導地区以外の地区

景観拠点独自の景観形成基準はありませんので、アの一般基準が適用されます。ただし、それぞれの景観拠点ごとに定められた景観形成方針には、配慮する必要があります。

■景観形成のための行為の制限に関する全体構成



2 景観形成基準（景観法第8条第4項第2号）

（1）景観ゾーン及び景観の帯の景観形成基準（建築物及び工作物）

一般地域における景観形成基準を次のとおり定めます。

景観形成基準は「平野部ゾーン」を基本としています。また、ゾーンの中には、帯基準が含まれます。その他、別に景観形成のためのガイドライン等を定めている地域においてはそちらの基準も適用されますので別途確認する必要があります。

景観形成基準には、定性基準、定量基準があります。定性基準及びガイドラインが定める基準に関しては、配慮事項となりますが、定量基準は、勧告・変更命令の対象となります。変更命令に違反した場合等には景観法に基づく罰則規定が適用されます。

ガイドライン等に基づく基準（別途参照）					
該当するガイドライン等			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
			—	—	臨海部色彩ガイドライン
	帯	多摩川	—	多摩川景観形成ガイドライン	多摩川景観形成ガイドライン
		二ヶ領用水	—	二ヶ領用水宿河原堀沿線地区景観まちづくりプラン	—
景観形成基準（定性基準）					
周辺環境との調和及び配置・規模			丘陵部ゾーン	平野部ゾーン	臨海部ゾーン
			・ 街区や道路と敷地の関係を把握し、場所性を活かした計画とする。 ・ 本市の骨格的景観への視線が抜けるような配置・規模とする。 ・ 本市の骨格的景観や周辺の建築物群のスカイラインとの調和を図り、著しく突出した高さの建築物は避ける。 ・ 周辺の景観資源（緑地、農地、小河川、神社旧跡）との調和した景観を形成する。 ・ 壁面の位置や高さなど周辺との連続性を意識したものとする。 ・ 住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、周辺に圧迫感を与えないような配置・規模とする。 ・ 駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、歩く人の視点に合わせたヒューマンスケールで親しみやすい景観を形成する。		
			・ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、これを活かした配置とする		・ 周辺の公園や緑地、水辺のオープンスペースとの回遊性を高め、市民が海への広がりある景観を親しめる工夫をする。
	帯	多摩川崖線	・ 崖線への日照や開放感のある視界の確保に配慮して、オープンスペースを確保し、隣接するオープンスペースとの連続性を図る。 ・ 崖線の緑や周辺の街なみの緑が連続するような配置とする。 ・ 並木や街路樹に面した場所では、これを活かした配置とする。 ・ 崖線の樹林地に隣接する敷地では、崖線の低地部から見たときに、崖線の台地部の樹木の最高高さを超えないようにする。	—	
			・ 坂道や斜面地などの地形の変化がある場所では、これを活かした配置とする。		
		多摩川	—	・ 河川の線形を活かした建築物等の配置やオープンスペースの設置など、河川空間と一体的な空間となるよう配置の工夫をする。	
		二ヶ領用水	—	・ 水路の線形を活かした建築物等の配置やオープンスペースの設置など、水路に背を向けた印象とならない工夫をする。 ・ 建築物や工作物は、二ヶ領用水側の高さをおさえる、二ヶ領用水側に庭を設けて建築物を二ヶ領用水側から離すなどにより、圧迫感を軽減する。	—
		多摩丘陵	・ 隣接して農地がある場合、農地側に空地を設けるなど、通風や日照などを考慮した配置とする。 ・ 丘陵の緑や周辺の街なみの緑が連続する配置とする。	—	

景観形成基準（定性基準）						
形態・意匠	丘陵部ゾーン		平野部ゾーン	臨海部ゾーン		
	・ シルエットやスカイラインに配慮した質の高い形態・意匠とする。 ・ 高層の建築物等は、頂部、中間部、低層部を明快に意識できる魅力ある表情となるような工夫をする。 ・ 長大な壁面は分節化を図り、圧迫感を軽減させる。 ・ 住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、隣接する住宅との連続性に配慮するとともに周辺環境と調和する形態・意匠とする。 ・ 駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、建築物等の低層部は賑わいの演出に配慮し、高層部においては風格と落ち着きのある形態・意匠とする。 ・ アイストップを意識し、道路からの見え方に配慮してデザインを際立たせるなどの演出に努めた形態・意匠とする。					
	・ 斜面緑地では、周辺の緑と調和した色彩の勾配屋根にすることや屋上及び壁面の緑化をほどこすなど、斜面緑地と調和したものとする。 ・ 坂道や斜面地など地形の変化がある場合は、その勾配になじむ形態・意匠とする。				・ 工場等は、タンクやプラントなどの形態を活かすとともに活力を感じるデザインとする。 ・ 敷地内に複数の建築物がある場合は、統一感のあるデザインとする。	
景観の帯	多摩川崖線	・ 崖線の景観との一体性や調和が図られるよう、周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。 ・ 崖線の緑や丘陵部ゾーンの豊かな緑と調和する形態・意匠とする。 ・ 斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、緑を回復・育成する。		・ 崖線の緑や周辺の街なみとの調和する形態・意匠とする。		—
	多摩川	—		・ 水辺の自然環境に調和する形態・意匠とする。 ・ 河川区域内のオープンスペースや多摩川沿いの歩道、橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する。 ・ 多摩川に面して長大で平滑な壁面を避け、圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、多摩川からの見え方に配慮する。	・ 工場等においても、橋梁や対岸からの見え方に配慮する。	
	二ヶ領用水	—		・ 水辺の自然環境に調和する形態・意匠とする。 ・ 二ヶ領用水水沿いの歩道や橋梁などの周辺の主要な眺望点からの見え方に配慮する。 ・ 二ヶ領用水に面して長大で平滑な壁面を避ける、勾配屋根にすることにより圧迫感の軽減を図るとともに、できる限り開口部を多くするなど、二ヶ領用水からの見え方に配慮する。	—	
	多摩丘陵	・ 周辺の農地や樹林地と調和する形態・意匠とする。 ・ 丘陵の景観との一体性や調和が図られるよう、周辺の主要な眺望点（道路・河川・公園など）からの見え方に配慮する。 ・ 斜面緑地に計画する際は、できるだけ既存樹木を保全するとともに、屋上緑化などにより緑を復元する。		—		—
外観の色彩・素材	・ 過度に明度差（コントラスト）の大きな配色、著しく彩度の高い配色を極力避け、適切な明度対比を持たせた同系色を用いるなど周辺との街なみの連続性に配慮する。 ・ 周辺建築物や建物全体の形態・意匠と調和する色彩とする。 ・ 外壁の素材は、自然素材や質の高い素材を使用するなど、経年後の劣化を考慮したものとする。 ・ 建築物のデザイン性を高めたり、街の賑わいを演出したりするためにアクセントとして使用する色彩については、周辺に十分な配慮をするとともに、建築物の特徴や形態に合わせた使い方や面積とし、場所性をふまえた色使いとする。また、低層部に用いることを基本とする。 ・ 住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、住宅地らしい安らぎが感じられる暖色系の低彩度色を基本とする。 ・ 駅周辺や商店街など賑わいのある場所では、周辺の街なみとの調和に配慮し、過度に鮮やかな色彩や対比の強い配色を避けることとする。 ・ 工場や物流施設等は、周辺環境と調和する落ち着いた色彩を基本とし、形態の変化に応じて色彩を分節化するなど、威圧感を低減する。					
	・ 斜面緑地等、緑に囲まれた環境に計画する建築物等は、木材や石材などの自然素材を活用し、周辺の緑と調和しない明るすぎる色彩は避けるなど配慮する。					・ 大規模な物流施設等は、単調な配色を避け、形態の変化に対応して色彩を使い分けるなど、親しみやすい色彩景観を形成する。 ・ 色彩デザイン提案制度を活用するなど、明るく活力のある景観を形成する。

形成基準（定性基準）						
敷地境界部及び敷地内の外構	丘陵部ゾーン		平野部ゾーン	臨海部ゾーン		
	・道路との連続性と開放性に配慮し、建築物等や敷地が道路と一体となった景観を形成する。 ・敷地内緑化、屋上緑化などにより、周辺の緑との調和した緑豊かなゆとりのある景観を形成する。 ・オープンスペースや屋上などには、潤いの感じられるよう緑化をほどこす。 ・緑化や水の空間の演出などにより潤いのある景観を形成する。 ・高い擁壁は、ひな壇状の形状とするなど圧迫感の軽減に努めるとともに、化粧型枠等の仕様や樹木による緑化を施すなど、表情を持った修景を行う。 ・大規模な敷地では、沿道にオープンスペースを創出するなど、開放的なコモンスペースを形成する。 ・敷地内には適切に緑を配置し、緑に包まれた落ち着きのある景観を形成する。 ・住宅地及び住宅地に隣接する敷地で塀などを設ける場合は、道路境界線から後退させたうえ、周辺景観に調和した色彩のフェンスなどを使用し、フェンスの道路側を植栽帯により修景するなど潤いのある沿道景観を形成する。 ・商業・業務系の建築物等は、沿道にオープンスペースを創出するなど、人が歩いて楽しい快適な歩行空間となる空間づくりをおこなう。 ・敷地内の舗装の仕上げは、歩道との連続性に配慮し、官民境界を意識させない空間づくりをおこなう。					
	・坂道沿いに擁壁や塀を設置する場合は、坂道の勾配になじむような形態・意匠となるよう、素材や意匠を工夫するなど魅力ある坂道景観を形成する。					
	帯	多摩川崖線	・敷地内の接道面など視認性の高い場所は、積極的に緑化し、周辺の緑との連続性を図る。 ・崖線の緑や緑のスカイラインに配慮し、既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。 ・緑化にあたっては、崖線の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・擁壁は可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど多摩川崖線の環境と調和させるものとする。	・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。		—
		多摩川	—	・多摩川に面する敷地の境界は積極的に緑化し、河川区域内オープンスペースの緑と一体となった魅力的なみどりと水の空間となるような工夫をする。		—
二ヶ領用水		—	・二ヶ領用水側の敷地境界部については、みどり豊かな潤いのある街なみとするため、生垣とする、塀やフェンスのなどの前面及び足元に植栽帯や花壇を設けるなど、緑化に努める。また、緑化が難しい場合は、敷地内に中高木を植えるなど、沿川からの緑の景観に配慮する。		—	
多摩丘陵		・坂道や斜面地などの地形の変化がある場合は、外構及び低層部のデザインにこれを活かした工夫をする。 ・既存の高木や状態の良い樹木は、可能な限りそれを活かした外構計画とする。 ・緑化にあたっては、丘陵の植生に調和した樹種を選定するとともに、植物の良好な生育が可能となるよう、植栽地盤を工夫する。 ・農地や樹林地との境界は緑化することなどにより緑の連続性を図る。 ・擁壁は可能な限り自然素材を使用し、緑化と併用するなど周辺環境と調和させる。	—		—	
駐車場・ゴミ置場、その他の外構附帯工作物	・駐車場（立体駐車場を含む）、駐輪場、ゴミ置場などは建築物等などの本体に組み込むデザインとすることや植栽による緑化を図るなど、街なみから目立たせないような工夫をする。 ・機械式駐車場を計画する場合は、周辺から目立たないようにするためピット式などとするよう努める。やむを得ず地上式とする場合は、ルーバーや壁面緑化などにより修景をする。 ・平面駐車場は、周辺を緑化するだけでなく、内側にも適所に高木を配置するなど潤いを感じられるよう積極的な緑化をほどこす。 ・街なみを彩る植栽、舗装、ストリートファニチャーについても、景観を形成する重要な要素として十分考慮する。 ・自動販売機を設置する場合は、街なみと調和するような工夫をする。					
	帯	二ヶ領用水	—	・二ヶ領用水側に面している部分は、ゴミ置場、自動販売機などは、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、色彩を建築物本体及び周辺の景観と調和させる。		—

景観形成基準（定性基準）						
建築 附帯 設備	丘陵部ゾーン		平野部ゾーン	臨海部ゾーン		
	・ 建築附帯設備は街なみから目立たせないような工夫をする。 ・ 住宅地及び住宅地に隣接する敷地では、周辺に配慮し附帯設備類を露出しないものとする。 ・ バルコニーの物干しあるいはエアコン室外機などの設備類は、外部から目立たせないような工夫をする。 ・ 工業または物流系の建築物等で配管など一部の設備類をアクセントとする場合は、周辺と調和させるものとする。 ・ 屋上の附帯設備類は、ルーバーで見えにくくする、屋根の一部となるようデザインし建築物等と一体化させるなど、周辺からの見え方を工夫する。					
	・ 建築附帯設備は、起伏のある地形を踏まえ、見下ろしや見上げなど周辺からの見え方に配慮し、街なみから目立たせないよう工夫する。					
	帯	多摩川崖線	・ 建築物に附帯する設備は、崖線からの見下ろしや歩行者からの見上げ、周辺からの見え方に配慮し、建築物と調和させるものとする。			
		多摩川	—	・ 建築物に附帯する室外機・配管設備・ダクト類や屋外階段などは、多摩川に面して露出しないよう建築物と一体的に計画するなど、周辺に配慮する。	・ 工場等においても、橋梁や対岸からの見え方を意識し、雑然とした空間にならないよう、秩序ある施設の設置等をおこなう。	
ニヶ領用水		—	・ ニヶ領用水側に面している部分は、屋外設備類（ガスメーターやエアコン室外機など）は、直接見えにくいよう、設置位置や囲いの形態に配慮する。若しくは、植栽による目隠しや、色彩を建築物本体及び周辺の景観と調和させる。	—		
多摩丘陵		・ 農地から見える建築物に附帯する設備などが目立たなくなるよう工夫する。	—	—		
屋外 照明	・ 周辺地域の夜間景観を意識し、それぞれの施設の特徴を活かしながら、街なみに調和する照明計画をおこなう。 ・ 駅周辺や商店街などにおいては、建築物等の低層部における賑わいを演出する一方で過度な演出照明は避けるものとする。 ・ 高層建築や大型施設の外観照明においては、周辺の景観から突出し過ぎない節度あるものとする。 ・ 住宅地や住宅地に隣接する敷地における建築物等の共用部分などにおいては、住宅地の調和に配慮し、落ち着きと暖かみを感じられるまぶしさを抑えた光源や器具を使用する。 ・ 歩道に隣接する敷地では、歩行者が安心して通行できるよう、敷地内に暗がりをつくらないよう配慮する。 ・ 屋外照明が点滅するもの、光の色が極端に変化するもの、回転サーチライトなど、周辺に光害を与える恐れのある光源や器具はさける。					
	・ 施設の特徴ある形態を浮かび上がらせるなどの工夫をする。					

＜景観形成基準（定量基準）：色彩に関する基準＞

一般地域内の建築物及び工作物の外観に使用する色彩については、マンセル表色系*による定量的な基準を定めます。景観形成基準（定性基準）の「外観の色彩・素材」に加えて、次の「色彩基準」に基づいて計画するものとします。

*日本工業規格 JIS Z8721（色の表示方法）に定める「色相」、「明度」、「彩度」の3つの属性の組み合わせによって客観的に表す表示方法

【色彩基準】

建築物及び工作物の外観に使用する色彩は、次の場合を除き、景観ゾーン別の推奨基準を基本とし、共通基準に適合した色彩とする。

- ・ 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩でかつ景観ゾーン基準に記載されている「外観の色彩・素材」を十分踏まえた計画である場合。
- ・ 建築物及び工作物の見付面積の5分の1未満の範囲で、外観のアクセント色として着色される部分（大規模小売店舗の壁面広告物を含む）の色彩の場合。ただし、高彩度（JIS Z8721に定める彩度で、OR～9.9Yにおいては彩度10超、その他の色相においては彩度8超）の色彩を用いる場合については、見付面積の5分の1未満かつ100㎡以下の範囲に限る。

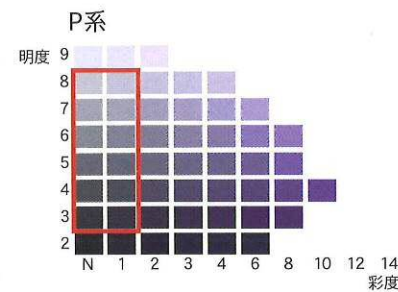
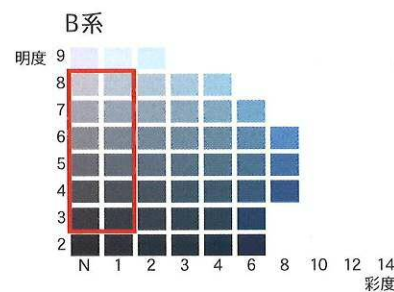
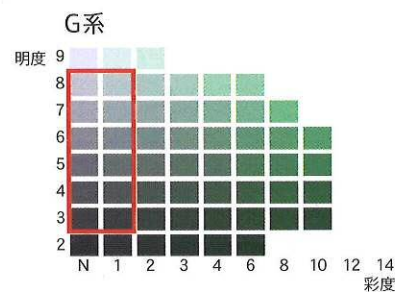
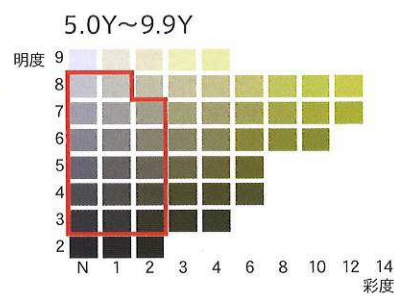
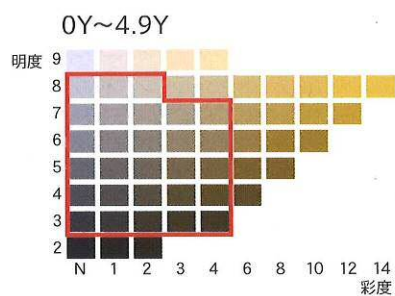
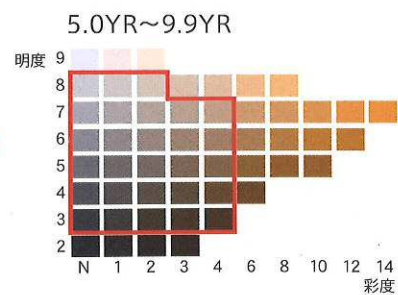
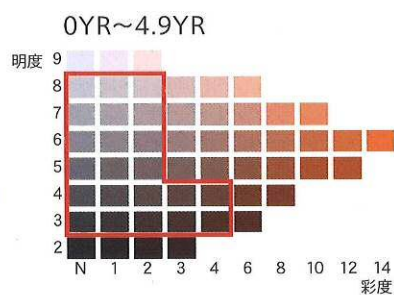
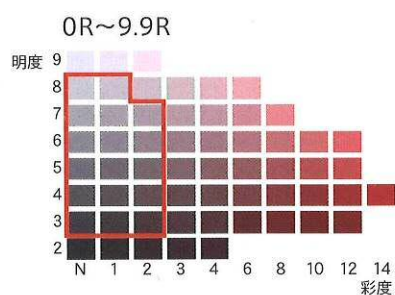
ただし、次に示す場合、適用除外を認めるものとする。

- ・ 景観まちづくり先導地区として、個別の基準を定めている場合（それぞれの地区の色彩基準を優先とする）
- ・ 工作物の色彩について、他の法令等で使用する色彩が定められている場合
- ・ 質の高いデザインであり、ランドマークとしての役割を果たす建築物で、都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合。
- ・ 橋りょう等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしており、かつ都市景観審議会の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合。
- ・ 川崎市臨海部色彩ガイドラインに基づき、市と協議して色彩計画を策定した場合。

ア 景観ゾーンの推奨基準

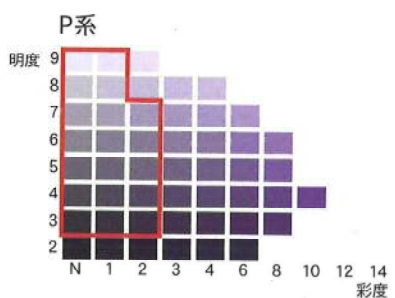
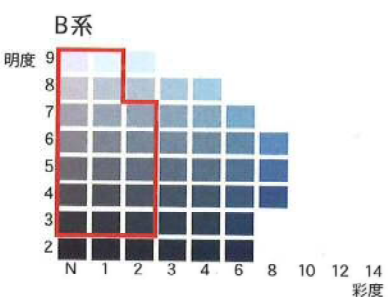
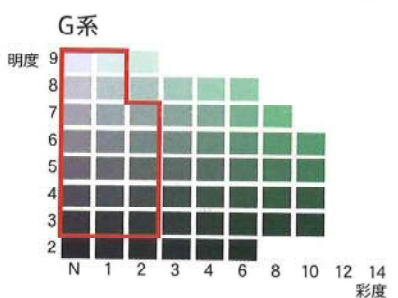
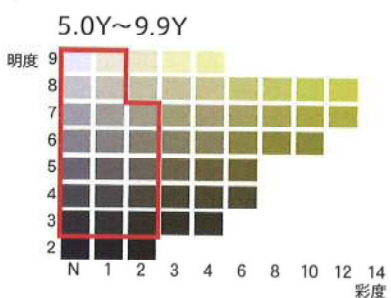
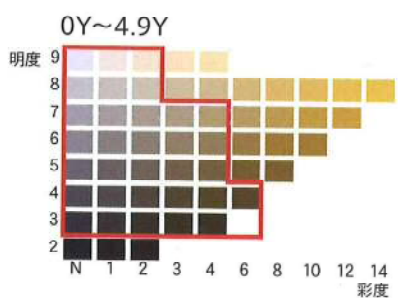
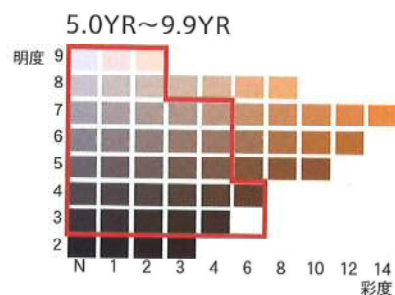
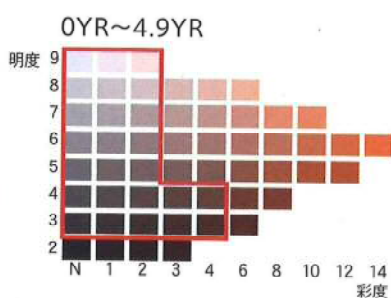
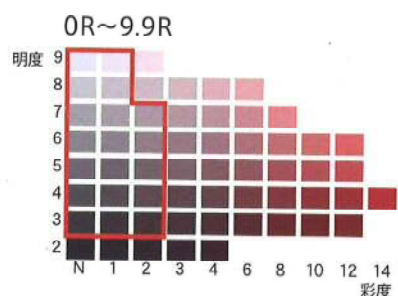
＜丘陵部ゾーンの推奨基準＞

色相		明度	彩度
R系	0 R～9.9 R	8 以上 9 未満	1 以下
		3 以上 8 未満	2 以下
Y R系	0 Y R～4.9 Y R	5 以上 9 未満	2 以下
		3 以上 5 未満	4 以下
	5.0 Y R～9.9 Y R	8 以上 9 未満	2 以下
		3 以上 8 未満	4 以下
Y系	0 Y～4.9 Y	8 以上 9 未満	2 以下
		3 以上 8 未満	4 以下
	5.0 Y～9.9 Y	8 以上 9 未満	1 以下
		3 以上 8 未満	2 以下
その他の色相		3 以上 9 未満	1 以下



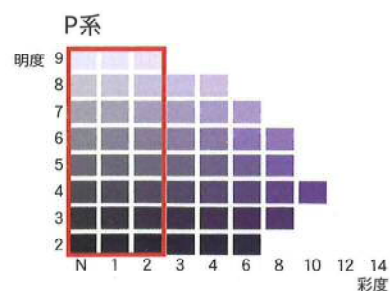
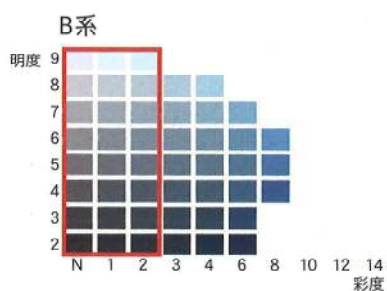
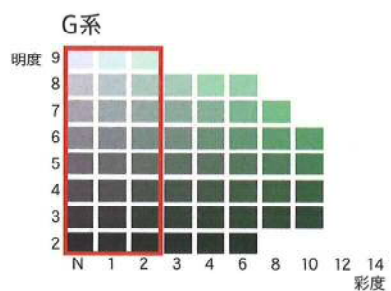
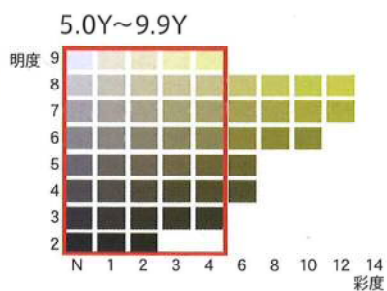
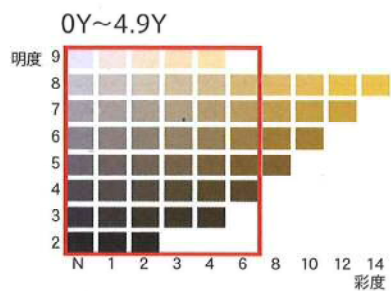
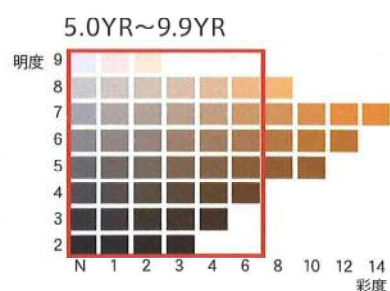
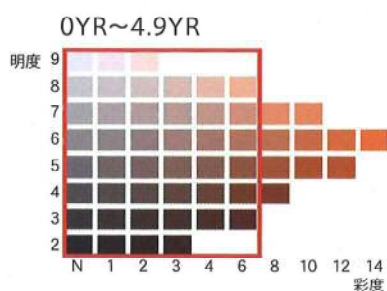
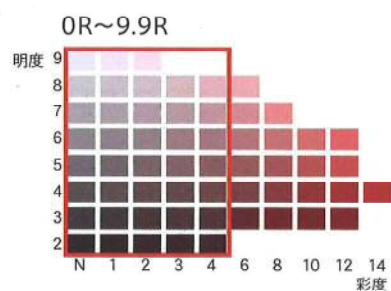
＜平野部ゾーンの推奨基準＞

色相		明度	彩度
R系	0 R～9.9 R	8 以上	1 以下
		3 以上 8 未満	2 以下
Y R系	0 Y R～4.9 Y R	5 以上	2 以下
		3 以上 5 未満	4 以下
	5.0 Y R～9.9 Y R	8 以上	2 以下
		5 以上 8 未満	4 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
Y系	0 Y～4.9 Y	8 以上	2 以下
		5 以上 8 未満	4 以下
		3 以上 5 未満	6 以下
	5.0 Y～9.9 Y	8 以上	1 以下
		3 以上 8 未満	2 以下
その他の色相		8 以上	1 以下
		3 以上 8 未満	2 以下



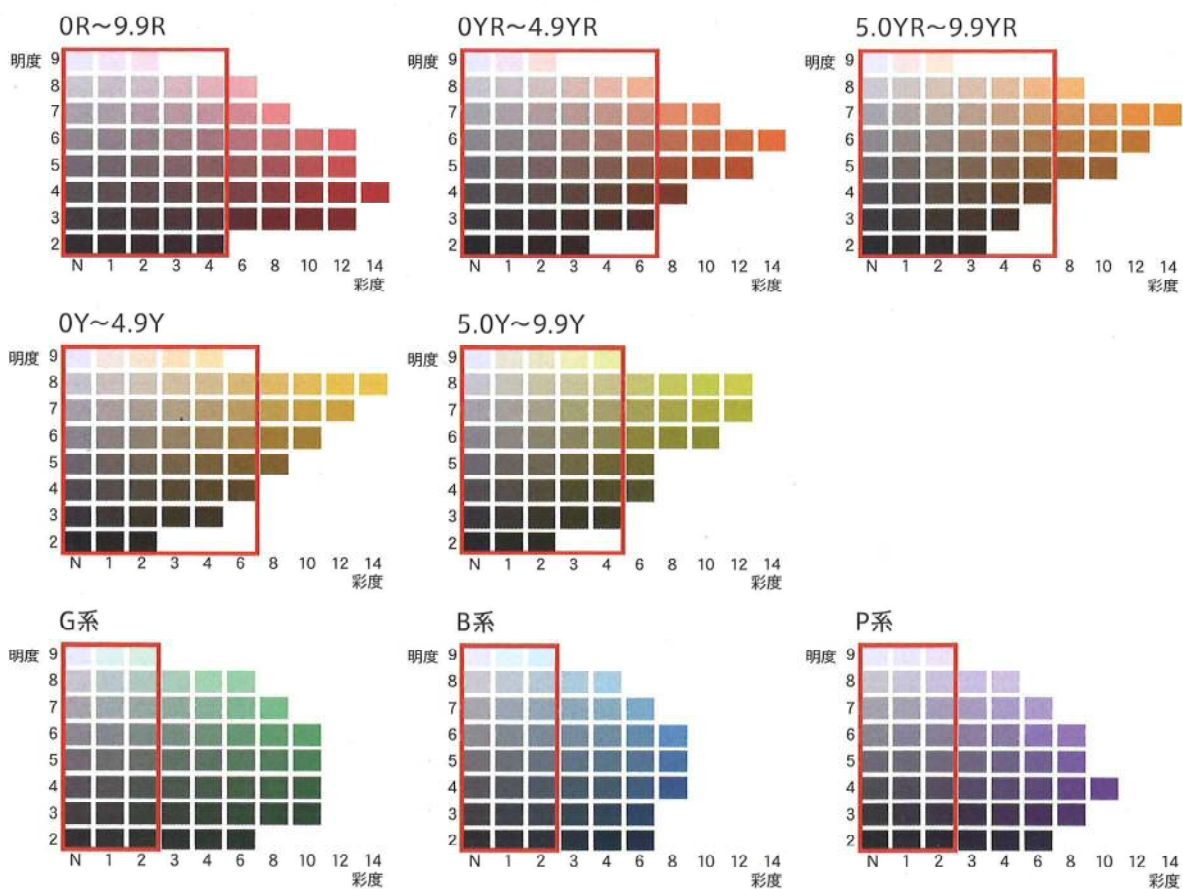
<臨海部ゾーンの推奨基準>

色相		明度	彩度
R系	0 R～9.9 R	—	4 以下
Y R系	0 Y R～9.9 Y R	—	6 以下
Y系	0 Y～4.9 Y	—	6 以下
	5.0 Y～9.9 Y	—	4 以下
その他の色相		—	2 以下



イ 共通基準

色相		明度	彩度
R系	0 R～9.9 R	—	4 以下
Y R系	0 Y R～9.9 Y R	—	6 以下
Y系	0 Y～4.9 Y	—	6 以下
	5.0 Y～9.9 Y	—	4 以下
その他の色相		—	2 以下



(2) 景観拠点の行為の制限について

景観拠点において、景観まちづくり先導地区が定められている地区については、景観まちづくり先導地区に定められた景観形成基準等に適合するものとします。なお、景観まちづくり先導地区のうち景観計画特定地区の行為の制限は、別表第1の各地区の行為の制限の項に定めるとおりとします。

景観まちづくり先導地区の周辺においては、当該地区の景観形成基準等に準じるよう努めます。

景観拠点において、景観まちづくり先導地区の指定がない場合は、各景観拠点の景観形成方針を踏まえながら、該当する一般基準（景観ゾーン基準、景観の帯基準）に適合するものとします。

■各景観拠点の行為の制限に関する考え方

区分		活用制度	景観まちづくり先導地区
都市系 拠点	新百合ヶ丘駅周辺地区	景観計画特定地区	新百合ヶ丘駅周辺地区
		都市景観形成地区	新百合ヶ丘駅周辺地区 新百合山手地区
	小杉駅周辺地区	景観計画特定地区	武蔵小杉周辺地区
		地区計画	新丸子東3丁目南部地区 小杉町2丁目地区 小杉町3丁目東地区 小杉町1・2丁目地区
	川崎駅周辺地区	景観計画特定地区	川崎駅周辺地区 川崎駅西口大宮町地区
		都市景観形成地区	たちばな通地区
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	地区計画	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区
	宮前平・鷺沼駅周辺地区	—	—
	溝口駅周辺地区	都市景観形成地区	大山街道地区
	新川崎・鹿島田駅周辺地区	景観計画特定地区	新川崎地区 鹿島田駅西部地区
	川崎殿町・大師河原地域	地区計画	殿町3丁目地区
	浜川崎駅周辺地域	—	—
	港町地区	地区計画	港町地区
	戸手4丁目中央地区	地区計画	戸手4丁目中央地区
	武蔵中原駅北地区	地区計画	武蔵中原駅北地区
	産業道路駅前地区	地区計画	産業道路駅前地区
	戸手4丁目北地区	地区計画	戸手4丁目北地区
自然系 拠点	黒川地区	地区計画	黒川実習農場地区
	岡上地区	—	—
	早野地区	—	—
文化系 拠点	橘樹官衙遺跡群周辺地区	—	—
	川崎大師周辺地区	都市景観形成地区	川崎大師表参道・仲見世地区
	ブレーメン通り地区	都市景観形成地区	ブレーメン通り地区
	中原街道地区	都市景観形成地区	中原街道地区

3 届出を要する行為

(1) 届出の対象となる行為

景観法第16条第1項に基づく、届出の対象となる行為及びその規模は下表のとおりです。
届出をしなかった場合等は、景観法に基づく罰則規定が適用されます。

■届出の対象となる行為及び規模

			行為の規模	
			市全域 (景観計画特定地区を除く)	景観計画 特定地区
行為 の 内 容	建築物	○建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※ ¹	高度地区等によって異なります。 詳しくは(2)ア(ア)を参照してください。	すべて
	工作物	○工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	高度地区等によって異なります。 詳しくは(2)ア(イ)を参照してください。	

※1 ガラス面の内側からの表示物(窓裏広告)は、建築物等の一部として扱い、届出対象とします。

なお、都市景観形成地区、地区計画形態意匠条例適用区域に該当する場合も届出が必要となります。都市景観形成地区については、地区ごとに届出対象の要件を定めていますので、各地区の要件に応じて届出が必要となります。

(2) 行為規模等による届出の要件

ア 市全域（景観計画特定地区を除く）

(ア) 建築物

市全域（景観計画特定地区を除く）における建築物の建築等については、下表に示す A) から C) のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

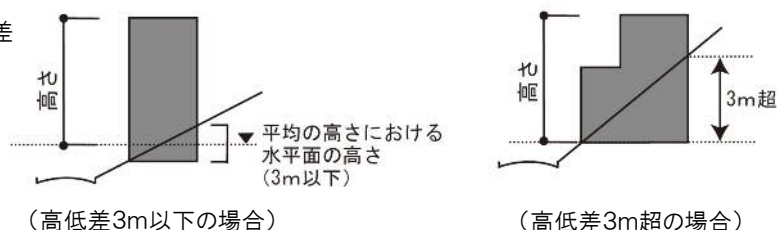
■要件

区域区分及び 高度地区		要件		
		A)高さ※1	B)壁面の長さ※2	C)その他
市 街 化 区 域	第1種高度地区	10m超	30m超	景観の形成に 大きな影響を与えると 市長が認める建築物
	第2種高度地区	15m超	50m超	
	第3・4種高度地区	20m超	70m超	
	高度地区指定なし	31m超	70m超	
市街化調整区域		10m超	30m超	

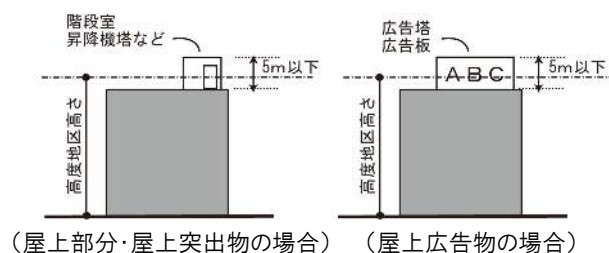
※1 高さに関する解説

- ・建築物の高さは、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さとしてします。ただし、建築物が周囲の地盤と接する位置の高低差が3メートルを超える場合には、周囲の接する地盤のうち最も低い位置からの見付の高さとしてします。

建築物に接する地盤の高低差

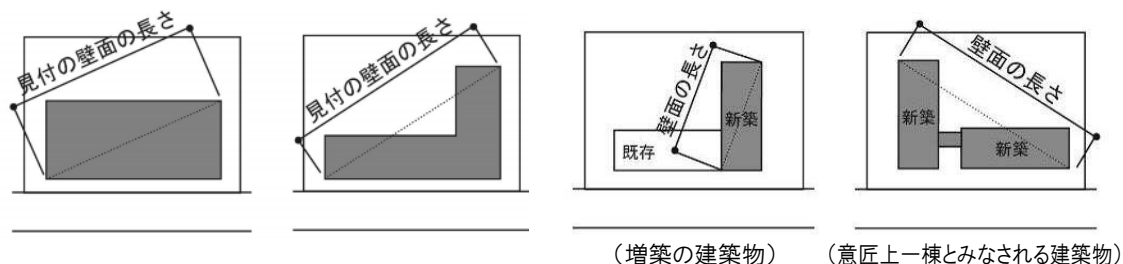


- ・建築基準法に基づく建築物の高さに参入されない塔屋や広告塔を含めた高さとしてします。



※2 壁面の長さに関する解説

- ・壁面の長さは、一棟とみなされる建築物において、もっとも長く見える見付の壁面の長さとしてします。



(イ) 工作物

市全域（景観計画特定地区を除く）における工作物^{※1}の建設等については、下表に示す A) から C) のいずれかの要件に該当するものを届出対象とします。

■要件

区域区分及び 高度地区		要件		
		A)高さ ^{※2}	B)構造等	C)その他
市 街 化 区 域	第1種高度地区	10m超	橋梁 ^{※3} の場合であって 橋長が100m超 又は 鉄道駅 ^{※4} の場合であって 高架鉄道の駅若しくは 跨線橋と一体となった駅	景観の形成に 大きな影響を 与えると 市長が認める 工作物
	第2種高度地区	15m超		
	第3・4種高度地区	20m超		
	高度地区指定なし	31m超		
市街化調整区域		10m超		

※1 工作物とは、川崎市都市景観条例施行規則第3条各号に掲げるものを対象とします。

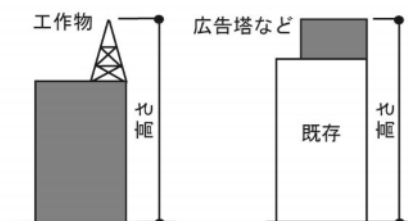
川崎市都市景観条例施行規則第3条

- (1) 門、塀、垣、さくその他これらに類するもの
- (2) 擁壁、護岸、堤防その他これらに類するもの
- (3) 煙突その他これに類するもの
- (4) 装飾塔、記念塔、物見塔、高架水槽その他これらに類するもの
- (5) 広告塔、広告板その他これらに類するもの
- (6) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (7) 観覧車、飛行塔、コースターその他の遊戯施設
- (8) 石油タンク、ガスタンク、穀物サイロその他の貯蔵施設
- (9) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業の用に供する施設及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業の用に供する施設を除く。）
- (10) 石油精製施設、コンクリート製造施設その他の製造施設
- (11) ごみ焼却施設、汚物処理施設その他の処理施設
- (12) 橋りょう、高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (13) 道路、公園又は広場に設置される公衆電話所、バス停留所、標識、照明灯、アーケード、ベンチその他これらに類するもの
- (14) その他市長が指定するもの

※2 高さに関する解説

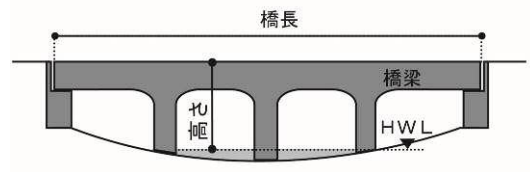
・工作物の高さは、建築物の高さの算定方法に準じて算定するものとします。

・既存の建築物・工作物に屋上広告物等を設置する場合又は既存の建築物に工作物を設置する場合も届出対象とします。

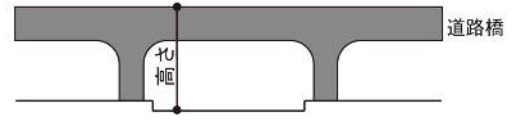


※3 橋梁には、鉄道橋なども含みます。

- ・高さは、河川を横断する橋の場合、HWL（河川の計画高水位）より橋梁の上端部までの高さ、道路を横断する橋の場合、道路の最下面から橋の上端部までの高さとしします。



（河川を横断する橋）



（道路を横断する橋）

※4 駅舎は外壁などの外観（立面図上で外壁と判断できるもの）のみとし、駅構内（改札内）のプラットフォームの上屋、跨線橋などの施設は除きます。

（注）第4章3（2）行為規模等による届出の要件の内容は、平成31年第1回川崎市議会定例会における川崎市都市景観条例の一部改正に関する議決を経て確定します。

第5章 屋外広告物等による 景観形成に関する事項

1 屋外広告物等の表示等による景観形成に関する基本的な考え方

■ 屋外広告物の特性

屋外広告物は、表示された情報を必要とする人や地域を訪れる来訪者にとっては有効な情報伝達手段となります。しかし、屋外広告物が無秩序な状態で掲出されると、情報伝達機能が低下するだけでなく、良好な景観を損ねることにもなります。一方、優れたデザインの屋外広告物をイベント要素やブランディング要素として、地域らしさの演出に効果的に活用することにより、地域の魅力の向上やまちづくりに取り組む事例もみられます。このように屋外広告物は、地域の魅力や景観に大きな影響を与える重要な要素であると言えます。そのため、屋外広告物は、屋外広告物法によって、景観に配慮するよう規制されています。また、広場や公園等の特定の地域等への設置も制限されています。

■ 規制緩和の動向

近年、本市においては、急激な人口減少や高齢者の急増が見込まれる中で、健康で快適な生活や持続可能な都市経営の確保が重要な課題になっています。これらの課題を解決するために都市イメージの向上を図り、本市の強みや魅力を、市民や他都市の方にもっと広くアピールすることが必要です。また、地域の賑わい創出のためのオープンカフェを始めとした路上イベントといった取組が活発化してきており、こうした地域活動を円滑に実施できるよう、国でもその収益が地域に還元されるものに関しては道路占用許可や屋外広告物規制の弾力的な運用を行うなど緩和の方針を打ち出しています。これらの動向を踏まえ、景観施策にも対応が求められています。

■ 新たな技術等の動向

また、幹線道路沿いに見られる周囲の景観に悪影響を与えている大規模商業施設の屋外広告物や屋外広告物と類似する性格を有し屋外広告物と同様に景観形成に大きな影響を与える表示物、デジタルサイネージ等の様々な技術の進歩等への対応も求められています。

こうした状況を踏まえ、屋外広告物及び屋外広告物に類似する表示物についての景観形成に関する基本的な考え方を示します。

(1) 屋外広告物条例に基づく一般的規制に加え、基本的な配慮事項を定めるとともに、景観計画特定地区等や大規模小売店舗^{※1}について行為の制限を定め、良好な景観の形成を図る

本市では、全ての屋外広告物^{※2}が「屋外広告物条例」に基づく設置等の許可が必要となっています。景観計画では、市内全域で適用される川崎市屋外広告物条例に定める一般規制に加え、屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項を定めるとともに、特に良好な景観の形成を目指すべき地区である景観計画特定地区や住民主体の景観形成を図る都市景観形成地区において、地域の特性にあわせた行為の制限等を定めます。さらに、景観配慮が求められている大規模小売店舗についても、行為の制限を定めることで、調和の取れた景観の形成を目指します。

※1 大規模小売店舗立地法第2条の「大規模小売店舗」に該当する建築物（一の建築物であって小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積の合計が1,000㎡を超える店舗）を指す。

※2 適用除外広告物（法令の規定によるもの、公共的目的によるもの等）を除く

（２）屋外広告物と類似する性格を有した表示物も一体的に捉えた屋外広告物等による良好な景観の形成を図る

本市では、屋外広告物法に規定された屋外広告物とともに、建築物等の窓面の内側を利用した広告物など、屋外広告物と類似する性格を有し景観に影響を与える表示物も一体的に捉え、屋外広告物等として誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。^{※１}

※１ 本書では、「屋外広告物」と「屋外広告物等」の定義を以下とします。

屋外広告物：屋外広告物法第２条に定義されている「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。」とします。

屋外広告物等：屋外広告物法の定義に基づく「屋外広告物」に加えて、建築物等の窓面の内側を利用した広告物など、屋外広告物と類似する性格を有し景観に影響を与える表示物を含めたもの、とします。

（３）屋外広告物等の特性を活かした賑わいの創出や地域の魅力向上を図る

魅力ある広告物は、魅力ある景観の形成、イベント時等の賑わいの創出などの街の雰囲気盛り上げることに繋がります。よって、場所、期間、運営主体などを考慮したうえで、賑わいの創出や地域の魅力向上に資する広告物等の取扱いについては、一部景観計画上の基準の見直しを検討し、柔軟な運用の取組を推進します。

2 屋外広告物等の表示及び屋外広告物等を掲出する物件の 設置に関する行為の制限に関する事項等

(1) 屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

屋外広告物等の設置を検討する際は、川崎市屋外広告物条例に定める一般的な規制に加え、次の事項にも配慮して計画するものとします。

■屋外広告物等の表示に関する基本的な配慮事項

一般	・地域の性格に合わせた節度あるものとする。なお、特に屋上広告物を設置する際は、周辺景観に与える影響が大きいことを踏まえ、必要以上に伝達効果や視覚的效果を持たせたデザインは避け、周辺景観との調和を図るものとする。
配置	・必要以上に数を増やしたりすることは避け、集約化し統一的なデザインとする。
高層部における 広告物の設置	・高層部に設ける屋外広告物は避ける。ただし、建築物の壁面に表示する施設名称はこの限りではない。
住宅地における 広告物の設置	・人々が暮らす空間にふさわしい落ち着いた色彩、形態とする。
照明	・LEDやネオン管などの発光型サインは、街なみとの調和に配慮した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものは避ける
映像装置を有する 広告物	・映像装置等を有する広告物は、周辺の明るさ等の状況（昼間、夕方、夜間）に応じて輝度や点灯時間、音声等について配慮する。

（２）市全域（景観計画特定地区を除く）の行為の制限に関する事項

大規模小売店舗に設置される屋外広告物は、周囲の景観に対して与える影響が大きいことから、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置等に関する行為の制限を定めます。

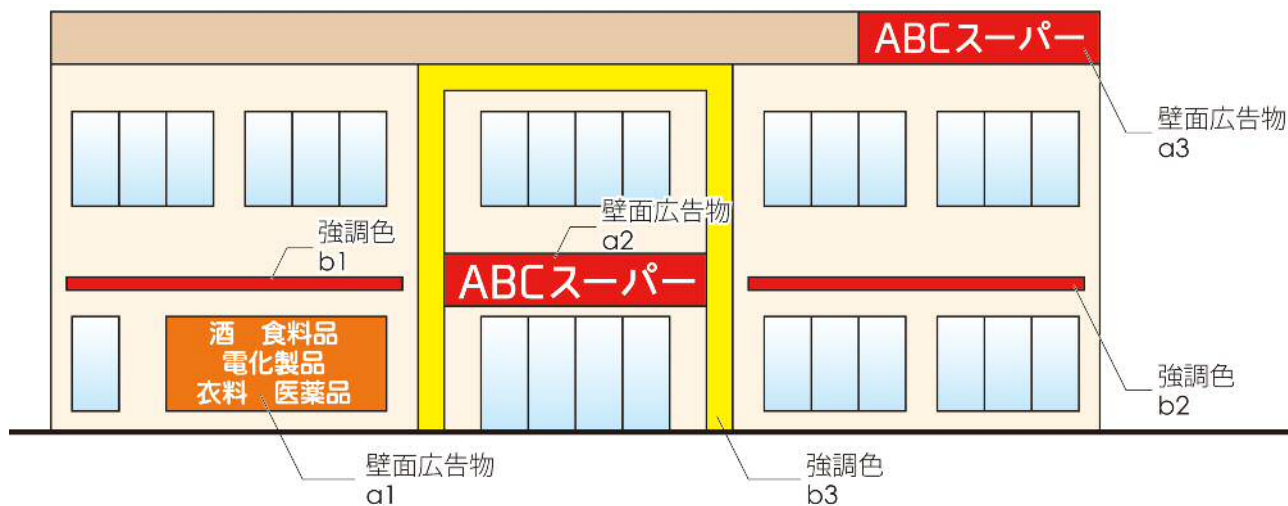
■届出を要する行為と行為の制限

届出を要する行為	屋外広告物に関する行為の制限の内容
「大規模小売店舗」の壁面を利用する 広告物又は掲出物件（以下「壁面広告物」という）の設置、変更、改造	壁面広告物の１つの壁面における表示面積の合計は、当該壁面の面積の５分の１未満かつ１００㎡以下※１とする※２。

※１ 形状が切文字式の場合は、その面積に１／２を乗じて計算するものとする。

※２ 壁面広告物を掲出する建築物に関しては、建築物の壁面のアクセント色として着色される部分の色彩の使用面積には、壁面広告物を含めるものとし、当該壁面の面積の５分の１未満とする。ただし、高彩度色（JIS Z8721に定める彩度で、OR～9.9Yにおいては彩度１０超、その他の色相においては彩度８超の色彩）が含まれる場合は、５分の１未満かつ１００㎡以下とする。

＜適用の考え方の例＞



各表示面積の合計

$a1 + a2 + a3 \dots + b1 + b2 \dots / A1 < \text{壁面全体の } 1/5$

かつ

□ 100㎡ (高彩度色が含まれる場合)

（３）景観計画特定地区の行為の制限に関する事項

景観計画特定地区においては、地区ごとに詳細な屋外広告物等の表示等に関する行為の制限に関する事項等を定めます。ここでは、窓裏広告物等、屋外広告物法の規定が適用されない表示物についての基準も含まれており、これにより良好な景観の形成を誘導します。

なお、景観計画特定地区内で行われる地域活性化、賑わい創出を目的とした路上イベント等において、一定の期間設置される広告物等の取扱いについては、優れたデザインのものであって、エリアマネジメント等の組織によって適切に運用されるものに限り、自家用広告物に限定するなどの基準について一部緩和を検討し、柔軟な運用を推進します。

景観計画特定地区における屋外広告物等の表示等に関する行為の制限は、別表第１の各地区の屋外広告物等に関する行為の制限の項に定めるとおりとします。

（４）都市景観形成地区の広告物等に関する基準

川崎市都市景観条例に基づく都市景観形成地区においては、地区ごとに屋外広告物等の表示等に関する基準を定めます。

各地区の基準等の内容は、地区の特徴を踏まえ、別途地区ごとにとりまとめることとします。

第6章 景観重要建造物及び 景観重要樹木の指定方針

1 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する基本的な考え方

景観重要建造物及び景観重要樹木は、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）又は樹木について、市長が指定することにより、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものです。

景観重要建造物を中心としたまちづくりや、景観重要樹木を中心としたシンボルロードの形成等、良好な景観形成の可能性が期待できることから、本市では、今後、積極的に指定することを検討していきます。

2 景観重要建造物の指定の方針

景観重要建造物は、単に歴史的または文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化、生活等から地域の特性を表す外観を有している建造物や産業遺産等、良好な景観形成を推進する上で重要である建造物を景観法に基づいて指定するものです。

本市では、道路その他の公共の場所から誰もが容易に望見できること、また次のいずれかに該当することを要件とし、良好な景観の形成に重要と認められるものを、所有者の意見を聴いた上で、景観重要建造物として指定します。

- 1 地域の歴史や文化を後世に伝える建造物
- 2 地域のシンボルとして親しまれている建造物
- 3 景観形成に先導的な役割を持つ建造物

なお、指定に際しては、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴くものとします。

3 景観重要樹木の指定の方針

景観重要樹木は、単に歴史的または文化的価値を問うものではなく、地域の自然、歴史、文化、生活等から地域の特性を表す樹容を有している樹木、良好な景観形成を推進する上で重要である樹木を景観法に基づいて指定するものです。

本市では、道路やその他の公共の場所から誰もが容易に望見できること、また、次のいずれかに該当することを要件とし、良好な景観の形成に重要と認められる樹木や並木を、所有者の意見を聴いた上で、景観重要樹木として指定します。

- 1 地域の自然、歴史、文化、生活等の観点から、地域の資源として景観を特徴づける樹木
- 2 樹高や樹形が地域のシンボリックな存在となっており、良好な景観の形成に寄与する樹木
- 3 市民に広く愛され、親しまれている樹木

なお、指定に際しては、あらかじめ川崎市都市景観審議会の意見を聴くものとします。

第7章 公共施設の整備における 景観形成に関する事項

1 公共施設の整備における景観形成に関する基本的な考え方

道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設は、都市空間において主要な部分を占めています。そのため、良好な景観の形成にあたっては、公共施設が先導的な役割を果たすことが必要となります。また、公共施設は、市民生活に密接に関わっており、そこで生活し働く市民が愛着と誇りを持てる施設とすることが求められています。これらのことから、本市では、「公共空間景観形成ガイドライン」を策定し道路、河川、公園、公共建築物などの公共施設の整備における景観形成の基本的な考え方やその具体的な手法について示すとともに、公共施設の整備にあたっては、良好な景観形成に用いる仕組みづくりの検討等も含め景観に配慮した取組を推進しています。

一方で、公共施設の整備にあたっては社会的な要請の多様化、逼迫する財政状況によるコスト低減の要請や公有財産管理の観点等、景観だけでなく、多岐にわたる対応が求められています。

近年、こういった背景を受け、公共施設又はその案内板、公共掲示板等を活用した広告物及び歩道橋等でのネーミングライツを活用した企業名を表示することにより、その広告料収入をこれらの施設等の維持管理に要する費用に充てる取組も見られます。

この他にも、地域の活性化や都市における賑わい創出等の観点から、官民一体となって取組むイベントの場として公共空間が注目され、様々な活用の事例が見られます。今後、広告料収入を活用した案内板等の設置や公共空間を活用した賑わいの創出等の動きがますます活発化することが見込まれます。

しかしながら、これらの取組により公共空間において掲出する広告物等が無秩序なものとなってしまうと、公共施設に求められる景観形成の先導的な役割を果たせなくなることも懸念されます。

こうした動きやこれまでの取組を踏まえ、本市の公共施設の整備を行う際の景観形成に関する基本的な考え方を示します。

（１）快適な道路空間づくり

快適で魅力的な道路空間の創出は都市景観を向上させ、都市イメージを高めます。本市では、電線類の地中化の推進、ストリートファニチャーの整備、ポケットパークの創出等、地域特性や状況に応じた景観整備に努めます。

また、道路空間の魅力や快適性の向上に向け、川崎の歴史・文化を活かすなど、わかりやすい公共サインの整備をすすめます。

（２）橋梁や道路、鉄道等の高架橋の景観づくり

多摩川を渡る大型の橋梁においては、川崎の玄関口として、象徴的な修景を図り、河川の広がりを背景とするランドマークとなるよう努めます。また、河川の緑豊かな広がりや多摩川崖線などを眺望する地点として、舗装や照明等も橋梁と一体的にデザインし親しみやすい歩行者空間づくりに努めます。

また、視覚的に周辺景観を分断しがちな高架橋は、積極的に修景を図り、周辺の景観に調和するよう配慮します。また、高架下では、橋脚や桁裏の修景を図るなど、暗い空間とならないように工夫し、景観に配慮します。

（３）多彩な水辺景観づくり

港、河川、用水の親水空間の整備等や親しみのある多様な水辺空間の創出に努めます。多摩川及び二ヶ領用水沿いについては、水に親しめる歩行空間の整備に努めるとともに、多摩川においては、「川崎市新多摩川プラン」を踏まえて良好な景観の創出に努めます。

また、臨海部においては、本市を象徴する産業景観が形成されており、民間企業との連携を図りつつ、「臨海部色彩ガイドライン」を踏まえ、工場や物流施設と港湾施設が調和した活力ある海辺景観の創出に努めます。

（４）市街地の緑化推進と緑地の適切な保全・管理

市街地における緑化の推進を図るため、公共施設では積極的な緑化に努めます。また、本市の景観に大きな影響を与える多摩川崖線を構成する緑地の適切な保全・管理に努めます。

（５）景観形成の先導的役割を果たす公共建築物の整備

都市景観形成の先導的役割を果たす公共建築物は、周辺景観との調和に十分配慮した魅力的なデザインとするよう努めます。

（６）公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出

拠点地区等で賑わいの創出が求められる地区においては、公共空間を活用した多様で魅力的な賑わい景観の創出に努めていきます。また、地域活性化や賑わいの創出に寄与し、デザイン的に優れた占用物件及び屋外広告物等については、場所、期間、運営主体などを考慮した上で、一部景観計画上の基準見直しを検討する等、柔軟な運用の取組を推進します。

【公共空間を活用した魅力的な賑わい景観の創出のイメージ】

- 道路空間を活用したイベントやオープンカフェの実施
- 多摩川や二ヶ領用水などの水辺空間を活用したイベント・活動の実施
- 公園や駅前広場等でのライトアップやイルミネーション等、魅力的な夜間照明による演出
- 公共空間に掲出する屋外広告物等を活用した賑わいの創出

（７）公共広告等の景観配慮

公共施設や公共空間に掲出する広告物等は、周辺の景観や公共施設との調和に十分配慮し、公共施設や公共空間に掲出するものとしてふさわしい形態・デザインとします。また、公共施設の維持管理に寄与する民間が掲出する広告物については、優れたデザインで、周辺の景観に調和しており、支障がないと認められる場合は、基準の柔軟な運用を推進します。

【主な公共広告等のイメージ】

- 公共案内板等に設置する広告物
- スポンサー企業名やブランド名を名称として付与するネーミングライツを活用して掲げられる愛称名・企業名

2 景観重要公共施設の整備及び占用許可等の基準に関する事項

(景観法第8条第2項第4号ロ)

景観法では、公共施設のうち良好な景観の形成のために重要な役割を果たす公共施設を、公共施設管理者の同意に基づき景観重要公共施設として位置づけることで、公共施設の管理者と連携しながら公共施設とその周辺を一体として良好な景観の形成を図ることを可能としています。

同制度を活用するにあたり、本市における、景観重要公共施設に関する基本的な考え方、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方について次に示します。

(1) 景観重要公共施設に関する基本的な考え方

次のいずれかに該当する公共施設のうち良好な景観の形成のために重要な役割を果たす公共施設を景観重要公共施設として位置づけるものとします。

- ア 景観拠点や本市の景観の骨格を形成する景観の帯などの一部を構成する公共施設
- イ 地域の景観形成の先導的な役割を果たす上で重要な公共施設

景観重要公共施設として定める公共施設及び景観法第8条第2項第4号ロの景観重要公共施設の整備等に関する事項は、別表第2に定めるとおりとします。

【公共施設の種類の例】

<景観重要公園・緑地>

- (例) 地形を活かし良好な眺望を有する視点場がある公園
景観的な特徴を活かし人々の憩いやレクリエーションの場となっている公園、など

<景観重要道路等>

- (例) 景観形成基準を有する都市拠点における駅前広場
地形を活かし良好な眺望を有する坂道
風格があり景観に優れた街路樹を有する道路、など

<景観重要河川>

- (例) 良好な眺望を有する視点場がある河川
景観的な特徴を活かし人々の憩いやレクリエーションの場となっている河川、など

(2) 景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設に位置づけた公共施設については、公共施設管理者と協議の上、その整備にあたり景観上配慮すべき事項を定め、より効果的に良好な景観形成を図ります。

【整備に関する事項の例】

- (例) 景観重要公園においては、緑、水、地形等の景観特性を活かした整備に努める
- 景観重要道路においては、街灯や舗装等を景観に配慮したものとする
- 景観重要河川においては、河川や周辺環境が織りなす個性的な魅力づくりに配慮したものとする、など

(3) 景観重要公共施設の占用許可等の基準に関する考え方

景観重要公共施設に位置づけると、当該景観重要公共施設において景観上の特徴を維持、増進するために必要な占用許可等の基準を定めることが可能になります。本市では、地域の賑わい創出や良好な眺望を保全する等、良好な景観形成に必要な場合、公共施設管理者と協議の上、必要に応じて景観重要公共施設における占用許可等の基準を定め、より積極的な景観形成を図ります。

【占用許可等の基準の例】

- (例) 景観重要道路内でのオープンカフェの実施による沿道建築物等と一体となった空間の活用に関する基準や、イベントの開催等に伴うバナーフラッグの掲出等の賑わいの創出に関する基準の設定
- 景観重要河川内の視点場からの眺望に配慮した工作物の高さや色彩基準の設定、など

第8章 景観形成の推進方策

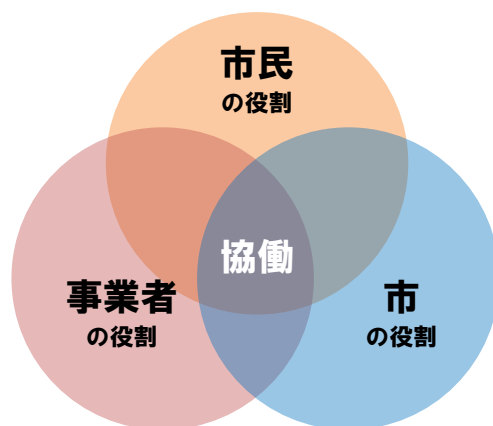
1 協働による景観形成の実践

川崎市の魅力あふれる景観形成を推進していくためには、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たし、景観づくりに関わる様々な取組を協働で実践していくことが求められます。市民・事業者・市が協働して、景観形成に取り組んでいきます。

■ 市民・事業者・市の役割

市民 の役割	○積極的に身近な生活環境の景観形成に努める ○良好な景観形成を行うための施策への協力
事業者 の役割	○土地利用等の事業活動において、良好な景観の形成に努める ○良好な景観形成を行うための施策への協力
市 の役割	○景観行政団体として良好な景観形成を行うため、市域の特性に応じた施策の策定・実施 ○普及啓発活動等を通じた景観づくりの意識醸成 ○公共施設管理者として、景観に配慮した公共施設の整備を推進し、地域の景観形成を先導

それぞれの役割を果たし、
協働によって
川崎らしさを実現する



2 景観形成に向けた取組体制の構築

本計画で示した川崎らしい景観形成に向けて次に示すような体制を構築するとともに、進捗状況などを評価・検証しながら景観形成を推進していきます。

（１）景観形成の推進体制

本市では、景観法の制定に先立って川崎市都市景観条例を定め、景観形成を誘導してきました。これまで取組んできた施策を引き続き推進しつつ、景観の質の向上を目指し、新たな取組についても検討していきます。

ア 都市景観の形成に関する重要な事項を調査審議するために設置している川崎市都市景観審議会を適切に活用し、有識者や市民の意見を景観施策に反映していきます。



川崎市都市景観審議会

イ 建築物の建築、工作物の建設及び屋外広告物等の表示等について、良好なデザインの誘導を行うために専門家による技術的な助言を行う景観アドバイザー制度等の創設を検討します。

（２）協働のためのサポート体制

市民、事業者と協力して優れた都市景観を形成していくために、適切な役割分担の中で景観形成の取組を行うとともに、そのためのサポートを行っていきます。

ア 市とともに良好な景観の形成に取組む住民を支援するために必要な事業の実施を積極的に行う主体となる景観整備機構*について積極的に指定を行います。地域住民等を含めた民間活力の活用により、役割分担をしながら、ともに良好な景観の形成の推進を図ります。

*景観整備機構：市長は、NPO法人等を景観整備機構として指定することができます。景観整備機構では、良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、アドバイザーの派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うことや、景観重要建造物又は景観重要樹木の管理などを行うことができます。

イ 川崎市都市景観条例に基づく地区の関係住民により組織される景観形成協議会を認定するとともに、地域の個性を活かした景観形成の推進に向けた活動を継続して支援していきます。

ウ 景観形成活動への技術的援助や活動費用の助成を行っていきます。

3 関連施策・事業との連携

景観は、自然、歴史文化、公共施設、まちづくり、観光など、多様な分野と関連性が高いため、良好な景観形成を推進するためには、各種関連施策や事業との連携が大切です。そのため、さまざまな施策等との情報共有や連携・調整を積極的に図っていきます。

[取組の例]

○他の関連する施策と連携し、以下に掲げる地区等を都市景観形成地区に指定すること等を検討していきます。

- ・ 緑地や公園を核としたまちの魅力を高める活動が行われる地区など
- ・ 生産緑地等を中心とした農のある風景を次代に伝えるための活動が行われる地区など
- ・ 関連文化財群や個々の文化財を核として、これを次代に伝えるための活動が行われる地区など

○景観法や景観条例による取組だけではなく、さまざまなまちづくり制度を活用することで、さらなる景観形成を推進します。

- ・ 建築協定、地区まちづくり育成条例など

○他の関連する施策と景観重要公共施設等の制度と組み合わせる等、さまざまな施設等における景観に配慮した保全や整備等を推進します。

- ・ 水辺を活かした護岸等の整備が行われる河川など
- ・ みどりや眺望を活かした整備が行われる公園、広場など
- ・ シンボル並木等による街路整備が行われる道路など
- ・ 現行の文化財保護制度に位置づけられないものの、川崎市地域文化財顕彰制度の候補になるようなもので景観的価値の認められる歴史的建造物など（指定、登録されていない文化財等）

○より幅広い領域を「景観」として捉え、施策の連携による相乗効果を図ります。

- ・ 景観形成の取組を進めることにより、シビックプライドの醸成や都市イメージの向上を図ります。
- ・ 観光（案内）サイン等のデザインの統一化や観光地での景観形成を進めることにより、観光都市としてのブランド構築を図ります。
- ・ 案内板への広告掲示やネーミングライツなど財産の有効活用により公共施設の維持管理を適正に進め、良好な景観形成を図ります。

4 魅力ある景観情報の発信

市民が景観をより身近に感じ、関心を持って主体的に景観形成に取り組んでもらうためには、景観について考えるきっかけづくり、学ぶ機会の創出が大切です。川崎の魅力ある景観情報を発信する取組を積極的に行い、これまで以上に、市民や事業者との協働による景観まちづくりを推進します。

[取組の例]

○イベントの開催など

市民が気軽に参加できるイベントの開催により、景観づくりの意欲の向上やまちのイメージアップを図ります。



まちづくり塾（現地視察ツアー）



景観カードラリー

○市民まつり、区民祭等の場での景観情報発信

多くの市民が集まる市民祭りや区民祭の場を捉えて、積極的に景観の情報を発信していきます。



#宮前坂道フォトコン（宮前区民祭）

○景観形成に寄与した個人、団体に対する表彰

本市の良好な都市景観形成に御協力いただいた方々について、表彰しその功績を称えることで、さらなる良好な景観形成への意欲を高めます。



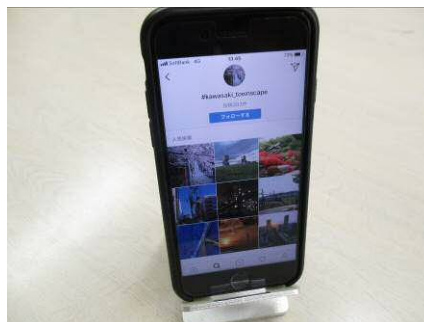
川崎市都市景観形成協力者表彰

○ SNS等各種媒体を用いた情報発信

現在、SNS等さまざまな媒体による情報発信が可能となっています。このような、新たな媒体を積極的に活用し、市民の身近に景観情報を発信します。



フェイスブックを活用した
市の景観施策、取組の発信

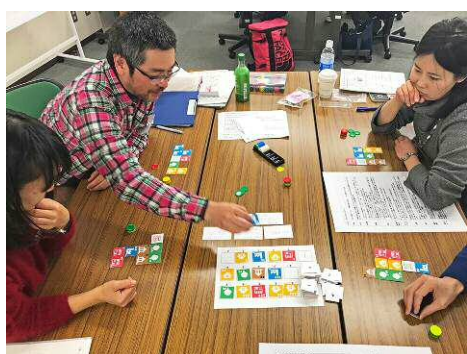


Instagramを活用した
川崎の景観資源の紹介

○ 景観教育の実施・教育啓発につながる景観啓発ツールの活用

ひとりでも多くの人に関心を持って積極的に景観まちづくりに関わるようになってもらうため、景観まちづくり教育に取り組めます。

特に、将来景観まちづくりの担い手となる子どもたちに景観や景観まちづくりの必要性を学んでもらうことは、100年先の景観づくりにつながります。子どもたちが楽しみながら景観を学べるようなツール等を積極的に活用していきます。



景観ボードゲームの作成・活用



景観をテーマにした夏休みの自由研究の
ためのワークショップの開催
(写真は多摩区エコフェスタの様様)

5 新たな技術や社会情勢の変化への対応

近年、様々な技術の進歩により、広告物等の種類が多様化しています。これまで景観誘導の対象としてこなかったものの、景観として大きく影響を及ぼす事例も出てきています。そのため、社会情勢の変化や技術の進歩にあわせ現行計画の中で制限として記載されていないものについても、協議の対象としていくことで適切な景観形成を誘導していきます。

[協議対象の例]

- ・ デジタルサイネージ、壁面ラッピング、プロジェクションマッピング、メディアファサード等の広告物
- ・ 建築物のファサードに用いられる照明、光のオブジェ、イルミネーション等の演出照明
など

6 景観計画の見直し

本計画は、長い年月を経ても価値観を失わない魅力ある景観を創出するため将来の都市像を展望し、基本目標・基本理念を定めていますが、上位・関連計画との整合を図るため、基本的に概ね10年を計画の期間とします。ただし、上位・関連計画の変更や地域の景観に対する意識の醸成や土地利用の推移、景観に係る材料や製品の技術革新などの景観形成に関する環境の変化や社会状況の変化などにより必要が生じた場合は適宜見直しを行います。

別表第1	第3章	景観計画特定地区の区域関係
	第3章	景観計画特定地区の景観形成方針関係
	第4章	景観計画特定地区の行為の制限関係
	第5章	屋外広告物等に関する行為の制限関係

1 川崎駅西口大宮町地区

景観計画特定地区の区域



景観形成方針

1 都市景観の形成に関する基本目標

(1) 豊かな文化に育まれた地区にふさわしい「落ちつきと知性」が感じられる街なみづくり

(2) 川崎駅西口の表玄関にふさわしい「風格と象徴性」が感じられる街なみづくり

(3) 年月とともに成熟する地区にふさわしい「暖かさと深み」が感じられる街なみづくり

2 都市景観の形成に関する方針

(1) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発する広場空間を形成する。

(2) スケールの大きな街区構成の中に、ひだや影を感じさせるヒューマンスケールの街なみを形成する。

(3) 段階的な整備に対応し、居住空間と業務・商業空間が呼応しながら、共に成熟する街なみを形成する。

景観形成基準

行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）

区分	A	B	C
建築物等のデザイン	(1) 基壇部は旧レンガ倉庫のイメージを踏襲したデザインとし、ひだ、回廊などを用いて奥行きを感じられる多様な表情をつくる。 (2) 中高層部の壁面は、単調なイメージにならないように、フレームなどで変化をつける。 (3) 高層建築物は、基壇部と中高層部のデザインを切り替えるなど、圧迫感を軽減するように配慮し、単調なデザインにならないようにする。 (4) 建築物の付帯施設や設備は建築物と一体的にデザインするか、又は、緑化などで修景する。 (5) 日除けテントを設置する場合は、窓面全面を覆ってはならない。 (6) 基壇部地上レベルに設置する日除けテントの色彩は、原則としてマンセル値で明度4以下とする。		
色彩に関する制限	(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度6から8.5、彩度3以下とする。 (2) 建築物基壇部の基調	(1) 建築物中高層部の基調色は、マンセル値で色相RからY、明度5から8.5、彩度4以下とする。 (2) 建築物基壇部の基調色は、マンセル値で色相RからYR、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。	

		色は、マンセル値で色相RからY R、明度3.5から6.5、彩度5以下とする。	
		(3) 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。	
	広場のデザイン	(1) ベンチなどのストリートファニチュアは建築物やデッキと一体的なデザインとする。 (2) 建築物の附属施設や設備類は建築物と一体的にデザインするか、又は緑化などで修景する。 (3) デッキの舗装は歩きやすいものとし、歩行者動線の節目となる部分には、歩行者が憩える場を設ける。 (4) ストリートファニチュアなどの景観要素の配置やデザインによりアート性の感じられる景観をつくる。 (5) 遊具などは、街なみと調和した色彩、素材などに配慮したデザインとする。	
	ブリッジのデザイン	(1) エレベーターシャフトや階段はシンボル性の高いデザインとする。 (2) 住居系のエリアと業務・商業系のエリアを結ぶブリッジは、シンプルで洗練されたデザインとする。 (3) 同一エリア内の街区を結ぶブリッジは、デッキと一体的なデザインとする。 (4) ブリッジの舗装は歩きやすいものとし、異なる素材やパターンがぶつかる場合には、境界のデザインに配慮する。	
	通りのデザイン	(1) 歩道部舗装は、洗練されたシンプルなイメージを表現するパターンとし、自然の色や素材感のある材料とする。 (2) 異なる舗装材がぶつかる部分では、境界のデザインに配慮する。 (3) 歩車道境界部は、開放感のあるデザインとする。 (4) ベンチ、車止めなどのストリートファニチュアは道路空間と調和したデザインとする。 (5) ストリートファニチュアやポール類の色彩は、原則としてダークグレー色を基調とする。 (6) 敷地内空地と歩道部の舗装は一体的なデザインとし、マンホール蓋、みぞ蓋などは周辺の舗装と調和したデザインとする。	
	あかりのデザイン	(1) 屋外空間では、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とする。 (2) 光源の位置や配光は、周辺街区への光害に配慮する。 (3) 地区のシンボル施設や歩行者の主動線を顕在化させるあかりの計画を行う。 (4) 原則として過度に点滅する照明は使用しない。	
	みどりのデザイン	(1) 人工地盤などの構造物の印象を和らげる緑を活用する。 (2) 広場などでは四季の変化を取り入れ、人々の活動の場を形成する。 (3) 基壇部では、見下ろされる視点に配慮した緑の配置を行う。 (4) 管理者は、植栽に対し、維持、管理に努める。	

屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1)「基壇部」とは、地上から高さ15メートル以下の部分をいう。 (2)「中層部」とは、地上から高さ15メートルを超え地上から45メートル以下の部分をいう。 (3)「高層部」とは、地上から高さ45メートルを超える部分をいう。 (4)「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5)「基壇部地上レベル」とは、地上から高さ6メートル以下の部分をいう。 (6)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (7)「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (8)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (9)「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (10)「袖看板」とは、建築物等の壁面等に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11)「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (12)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (13)「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (16)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
	共通	(1) できる限り基壇部に集約して設置する。 (2) 歩行者の通行を妨げる位置に設置してはならない。 (3) 建築物のフレームを活かした配置とする。 (4) 高彩度色（マンセル値による各色相の最高彩度の3分の2以上の値の彩度）を使用する場合は広い面積に使用することを避け、アクセントカラーとして効果的に使用する。 (5) 基壇部ではレンガ系の外壁に調和したデザインとする。 (6) 点滅型の広告物は原則として禁止する。 (7) 広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。 (8) 広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。 (9) 回廊内は、制限を適用しない。	
	照明	—	(1) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (2)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。 (3) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用（切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。）を推奨する。
	色彩・文字のデザイン	色彩	— (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。

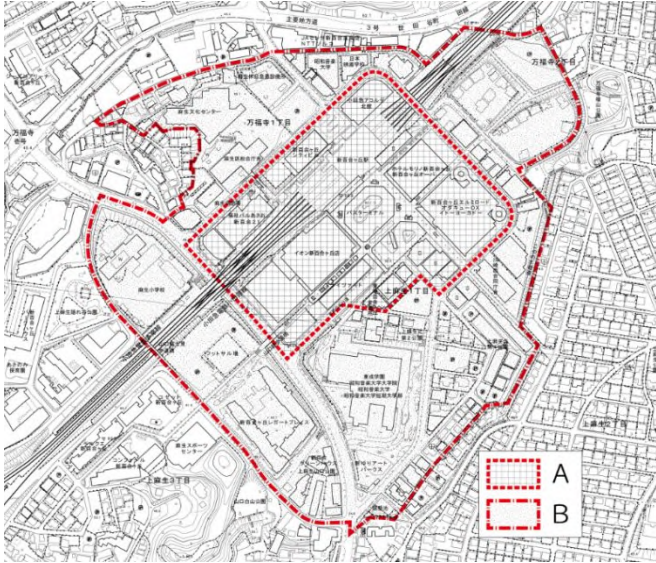
				(2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとする。とともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
			文字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とする。とともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。

		屋上広告物	原則として屋上広告物を設置してはならない。ただし、基壇部デッキ上において、建築物と一体的なデザインとした場合などは、緩和することができる。	
		壁面看板・壁面広告幕	—	(1) 高層部は、ビル名称等に限って設置することができる。 (2) 建築物と調和したデザインとし、できる限り切文字式とする。 (3) 壁面線より0.4メートル以上突出してはならない。 (4) 基壇部地上レベルにおいて壁面線より0.1メートル以上突出する場合は、地上から3.5メートル以下に設置し、大きさは縦1.5メートル以下とする。なお、この場合においても帯状の広告物については縦0.9メートル以下とする。 (5) 壁面看板は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (6) 前号において、中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。 (7) 壁面広告幕は、基壇部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (8) 基壇部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の基壇部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (9) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から1.5メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (10) 地上又はデッキに接する部分の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。
		枠付懸垂幕等		設置しないものとする。
		置看板、立看板及び広告旗	(1) 置看板は設置数を1か所とし、高さ1.35メートル、幅及び奥行き0.6メートル以内とする。 (2) 立看板、広告旗は原則として禁止する。ただし、周辺環境に配慮し、敷地内に設置するもので、入居募集、又は6箇月以内のものは除く。	

		袖看板	(1) 地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。 (2) 突出幅 1.5メートル以下とし、箱型内照式の場合は 1.2メートル以下とする。 (3) 箱型内照式の下端高さは地上から 3.5メートル以上とし、基壇部デッキ上においては、デッキレベルから 2.5メートル以上とする。 (4) 箱型内照式の表示面の地色は、原則としてマンセル値で明度 4 以下とする。
		窓面広告物・窓裏広告物	(1) 高層部に設置してはならない。 (2) 窓面に店舗名称及び会社名称などを表示する場合は、設置当該窓面積の 2 分の 1 以下とする。ただし、切り文字式とした場合や掲示板、ショーケースなどで表示する場合は、この限りでない。 (3) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (4) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の 10 パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に 10 パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合又は窓面広告物及び窓裏広告物の 1 壁面あたりの面積の合計が当該壁面の 3 パーセント以下の場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に 2 分の 1 を乗じて計算するものとする。 (5) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。
		日除けテント	文字を入れる場合は文字高を 0.2メートル以下とし、テント下端に記入するものとする。
		広告塔・広告板	(1) 高さ 3メートルを超えて地上に設置する場合は、幅 1メートル以下とする。 (2) デッキ上に設置する場合は、高さ 10メートル以下、幅 2.5メートル以下とする。 (3) 基壇部壁面線を越えてデッキ上に設置してはならない。
		電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
		その他の広告物	(1) 懸垂幕や大型印刷物などを設置する場合は中層部以下とし、建築壁面とのバランスに配慮したフレームを設置する。 (2) バナーフラッグなどは照明柱などと併せて積極的に設置し、まちの賑わいを演出する。 (3) 自動販売機は、できる限り景観に配慮した色彩とする。 (4) 映像表示などの新しいメディアを活用する場合は建築壁面とのバランスに配慮したものとし、賑わいの演出を行う。 (5) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は 15 平方メートル以下とするとともに、設置する位置を地上から上端まで 20メートル以下の高さとし、その数は 1 の建築物あたり 1 か所以内とするものとする。 (6) 音声と連動させて画像、文字等の映像を映し出す場合は、地上又はデッキに接する部分以外の位置には設置しないものとする。

	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 (8) 区分Bにおいて、令和2年4月1日の時点で基準を超えており、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行うもので、旧景観形成基準に適合する場合 (9) その他市長が認める場合
--	------	---

2 新百合丘駅周辺地区

景観計画画特定地区の区域			
景観形成方針	1 都市景観の形成に関する基本目標 (1) 地域の個性と華やかさが演出されているまちづくり (2) 自然や地域とのふれあいを大切にしたまちづくり (3) 人々が集まり、ゆとりと安心感のあるまちづくり 2 都市景観の形成に関する方針 (1) 豊かな自然の風景や人々の生活が見えるヒューマンスケールの新都心景観づくり (2) 奥行きや深み、変化を感じさせる街なみ景観づくり (3) 人々を誘引するような開放的で連続性のある街路景観づくり (4) 落ち着きや暖かみが感じられ、秩序のある建物景観づくり (5) 地域の独自性を活かした、にぎやかで楽しい商業景観づくり		
景観形成基準	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	区分	A B
		建築物等のデザイン	(1) 大規模な建築物は、周辺との調和を考え、圧迫感をなくし単調な表情とならないようなデザインとする。 (2) 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観の持続性を考慮した素材を使用する。 (3) 外壁、屋根などに広い面積にわたって高彩度色を使用することを避け、自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 (4) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努める。 (5) ベランダ、バルコニーは、建築物本体と調和したものとし、洗濯物や室外機などが見えにくいようバルコニーの手摺の形態や室外機などの位置に配慮する。 (6) ゴミ置き場など建築付帯施設や屋外設備類は、直接見えにくいよう、位置や囲いの形態に配慮する。また、できるだけ緑化などで修景するとともに、色彩は建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 (7) 高層の建築物は、低層部（2階以下かつ地上から高さ10メートル以下の部分。以下同じ。）と中高層部（低層部以外の部分。以下同じ。）のデザインを切り替えるなどして、低層部で変化のある表情をつくるよう配慮する。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、単調とならないよう配置、形状、割り付けに配慮する。また、窓面を利用したインテリアサインとして広告物を設置する場合は、当該窓面の2分の1以内の大きさとする。 (9) 通りと接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間(滞留空間)が形成されるよう配慮する。また、滞留空間の形成が困難な場合は、エントランス部を開放的なデザインとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならない。また、テントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。
		色彩に関する	建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。 (1) 中高層部は、色相5 YRから10 Y、明度7.0以上、彩度1.5以下とする。 建築物の色彩は、街なみの調和に配慮した、暖かみと落ち着きのあるものとし、基調色はマンセル値で、次の色彩を使用するものとする。 (1) 中高層部は、色相10 Rから5 Y、明度6.5以上、彩度2.5以下とする。 (2) 低層部は、色相10 Rから5 Y、明度5.

		制限	(2) 低層部は、色相 5 Y R から 10 Y、明度 5.0 以上、彩度 2.5 以下とする。	0 以上、彩度 3.5 以下とする。
		緑のデザイン	街の玄関口としてのシンボル性を考慮し、壁面後退などによる空地の部分には、景観のポイントとなる個性や四季の感じられる植栽を考えるものとする。	建築物との調和を図りながら、敷地内はできる限り緑化し、周囲に柵などが必要な場合は、生垣を主体とした植栽に努める。
			(1) 積極的な緑の自然空間の確保に努める。 (2) 歩行者専用路などに面する部分は、植栽帯をできるだけ広くとり、歩行者専用路と一体となったものとする。このため仕切り柵は極力避けることとし、設ける場合にも、植栽をからめるなどの配慮をする。 (3) 駐車場及びバックヤードの周囲は、駐車している自動車や仮置きしている商品などの目隠しとなるよう、外周に生垣などの植栽帯を設けることを原則とする。また、駐車場内においても積極的に植栽を行うものとする。 (4) 滞留空間(オープンスペース)は、通りと一体的な空間とし、舗装素材との調和を図りながら積極的な緑化に努める。 (5) 公共空間に面する外壁などの部分は、建築物が周囲に与える圧迫感を和らげるよう樹木の高さ及び位置に配慮しながら植栽する。	
		通りのデザイン	通りと敷地の境界には、原則として塀や柵を設けない。	—
			(1) 歩道やストリートファニチュアなどには、自然が感じられる色や素材をできるだけ使用する。 (2) 街路灯やサイン類などは、できるだけ集約化し、シンプルで洗練されたデザインとする。 (3) 建築物や敷地の特性に配慮して、境界部やエントランス部のデザインを行う。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間は、道路などの公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努める。	
		あかりのデザイン	(1) 原則として色温度の低い暖かな照明を使用する。 (2) 原則として点滅する照明は使用しない。 (3) 室内からのもれあかりを見せたり、外壁面を照らすなど、夜間にかけての街のにぎやかさの演出に配慮する。 (4) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう間接的な照明に努める。 (5) 建築物や植栽等をライトアップし、夜間景観の演出に配慮する。 (6) 拠点サインやバスシェルターなどを防犯上のあかり施設としてとらえてデザインするよう努める。	
		屋外広告物等に関する行為の制限	定義 (1) 「接地階」とは、地上又は歩行者デッキ（以下、「接地面」という。）に接している階をいう。 (2) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (3) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (4) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (5) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (6) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆れているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (7) 「広告塔・広告板」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (9) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (10) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。	
		下記の表示	配置	広告物は、できる限り集約化し抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
			表示	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。

各項目に共通する事項	内容	
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。
	色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
	文字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数)以下の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる

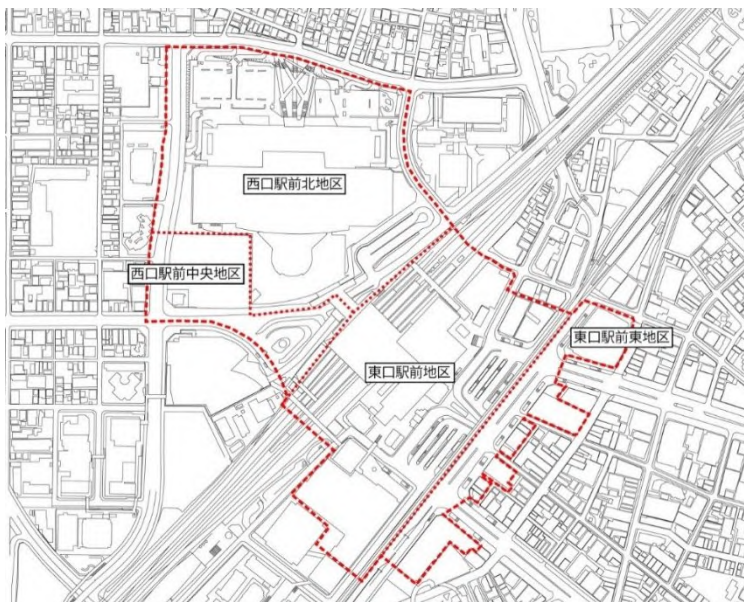
				基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、接地階に設置する1.5平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。		
	壁面看板	歩行者デッキに接している建築物は、デッキ部分に接する階を1階とみなすものとする。		
		壁面1面につき20平方メートルとし、かつ、壁面全面の合計で60平方メートル以内とするものとする。ただし、3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については、広告物の面積を2分の1とみなして換算するものとする。	壁面1面につき5平方メートルとし、かつ、壁面全面の合計で15平方メートル以内とするものとする。ただし、3階以上に設置する切文字式の壁面看板及び2階以下に設置する壁面看板については、広告物の面積を2分の1とみなして換算するものとする。	
		色彩は、原則として、会社名等に係る商標登録に使用されている色彩を使用するものとする。ただし、3階以上に設置する壁面看板の地色に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。 ア 色相0Rから9.9Yの範囲であり、彩度5未満 イ 色相0GYから9.9Gの範囲であり、彩度4未満 ウ 色相0BGから9.9Bの範囲であり、彩度3未満 エ 色相0PBから9.9Pの範囲であり、彩度4未満 オ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、彩度5未満		
	袖看板	袖看板は、設置しないものとする。	(1) 袖看板は、1壁面当たり1か所に集約するものとする。 (2) 袖看板の上端は、地上から9メートル以下とし、下端は、歩道上では路面から2.5メートル以上、車道上では路面から4.5メートル以上とし、道路への路端からの出幅は、0.9メートル以下とするものとする。	
	日除けテント	日除けテントは、窓全面を覆ってはならないものとする。また、日除けテントに使用する色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。 ア 色相0Rから9.9Yの範囲であり、彩度10未満 イ 色相0GYから9.9Gの範囲であり、彩度8未満 ウ 色相0BGから9.9Bの範囲であり、彩度6未満 エ 色相0PBから9.9Pの範囲であり、彩度8未満 オ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、彩度10未満		
	窓面広告物・窓裏広告物・ショーウィンドウ	(1) 窓面広告物、窓裏広告物、ショーウィンドウの掲出については、窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内又はショーウィンドウ内に、設置又は表示するものとする。この場合、1壁面において、階ごとの各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50パーセント以下とし、また、非常用の進入口を妨げず、ガラス部分からの離隔距離を一定に保ち、広告物本体が容易に傾かないよう固定するものとする。ただし、次の各号に該当するものは、この限りでない。 ア 窓、扉等のガラスの屋内側から剥がれにくい材料等で、広告物の全面を密着させ、1壁面において、階ごとの各広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の20パーセント以下とし、非常用の進入口である旨の表示を妨げず、広告物の高さをできる限り統一し、ビル全体で計画した位置に揃えて設置したもの。 イ アに掲げる広告物及び窓、扉等のガラス部分に直接貼り付けず、屋内側又はショーウィンドウ内に設置又は表示した広告物の面積の合計を、窓、扉等のガラス部分及びショーウィンドウの面積の合計の50パーセント以下としたもの。 (2) 広告物は、切文字式を優先し、切文字式でない場合は、広告物の地色に使用する色彩を明度4以下若しくは彩度4以下とするものとする。ただし、次の各号に該当するもので、市長が認めたものについては、この限りでない。 ア アクセントとして広告面積の15パーセント以下の面積で使用する色彩 イ 会社名等に係る商標登録に使用されている色彩		

		ウ 写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩 （３）各広告物は、見やすいものとなるよう、色数、文字数及び字体の種類をできる限り少なくするとともに、文字の大きさをできる限り統一し、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないよう配慮し、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 （４）各広告物を複数階（接地階を除く。）に設置する場合は、設置位置及び幅をできる限り統一するものとする。
	広告塔・広告板	広告塔及び広告板は、次によるものとする。 ア できる限り集約し、設置は、建築物の主要な出入口ごとに１か所までとするものとする。 イ 縦の長さ４．５メートル以下、横の長さ１．２メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ２．５メートル以下のものについては、Ａの区分に係る区域においては、横の長さ４メートル以下、Ｂの区分に係る区域においては、横の長さ２メートル以下とするものとする。
	置看板	置看板は、次によるものとする。 ア １基当たりの大きさを、高さ１．２メートル、幅０．９メートル以内とし、できる限り隣接する看板の大きさを揃えるものとする。 イ できる限り集約するとともに、建築物の外壁から１メートル以内に整列させるものとする。 ウ 道路敷地内に設置しないものとする。 エ 風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。
	立看板等・広告旗・広告幕	立看板等、広告旗（バナーフラッグを除く。）又は広告幕は、設置しないものとする。ただし、次のいずれかに該当するものは、この限りでない。 ア 立看板等又は広告旗にあつては、講演会、展覧会、音楽会等のため表示し、又は設置する場合で、当該催事が開催される日の前日から終了する日まで設置するもの。また、道路敷地内に設置せず、容易に転倒しないなど安全な方法で設置するもの。 イ 広告幕にあつては、講演会、展覧会、音楽会等のため表示し、又は設置する場合で、当該催事が開催される日の３０日前から終了する日まで設置するもの。また、できる限り汚れにくい幕又は汚れが目立ちにくい幕を使用するもの。
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ１メートル以下とし、設置高さは、地上又は歩行者デッキから９メートル以下とするものとする。複数設置する場合は、設置高さ及びバナーフラッグの縦の長さを揃えて設置するものとする。
	映像装置	画像、文字等の映像を映し出す広告物又はこれに類するものを使用する広告物は、次によるものとする。 ア 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみに設置し、その数は、１壁面当たり１か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、１テナント当たり１か所）までとするものとする。 イ 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、１壁面当たり３平方メートル以下とするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	アーチサイン等	アーチサインなどの設置は、商店会等に限るものとする。設置にあたっては、街の賑わいを高めるとともに、周辺環境と調和させるものとする。

	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 (8) その他市長が認める場合
--	------	---

3 川崎駅周辺地区

景観計画特定地区の区域



景観形成方針

区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区
1 基本目標	川崎市の表玄関にふさわしい「明るさと開放感」、「潤いと優しさ」が感じられる街なみづくり		(1) 商業・交流機能の核にふさわしい「賑わいと象徴性」が感じられる街なみづくり (2) 人々が憩い交流する「ゆとりと楽しさ」のある街なみづくり	川崎駅西口駅前広場を核とする「落ち着きと風格」が感じられる街なみづくり
2 方針	(1) 駅前広場に対して正面性を持たせた建物配置を行い、駅前広場と一体的な明るく開放的な都市空間を形成する。 (2) 西口・東口地区を結ぶ回遊性の高い空間を形成する。 (3) 駅前広場の再編にあわせ、人々が交流し、憩える空間を形成する。		(1) 計画的かつ一体的な土地利用を行い、シンボル性の高い個性豊かな街なみを形成する。 (2) 駅に直結し周辺地区を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。	(1) 西口駅前広場を中心とし、隣接する地区との連携を図りながら、潤いのある空間を形成する。 (2) 人工地盤や公開空地のネットワークにより、潤いのある緑空間や、新たな都市活動を誘発し、快適で回遊性の高い空間を形成する。

景観形成基準

区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区
行為の制限（建築物又は工	施設計画・建築物等の		(1) 建築物及び付帯施設によって構成される空間は、川崎駅西口のランドマークとして、計画的な変化を持たせ、多様性とアート性のあるデザインとするものとする。	(1) 建築物は、風格及び落ち着きが感じられるデザインとするものとする。 (2) 建築物は、基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするものとともに、基壇部

作物の形態意匠の制限)	デザイン	となるよう努めるものとする。	(2) 建築物は、基壇部と中高層部の切り替えが意識できるデザインとするとともに、基壇部については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。 (3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。 (4) 施設内に交流機能の核となる広場空間を設け、川崎駅東西自由通路とデッキの高さで連結することで、都市軸を構成するものとする。 (5) 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設けるものとする。	については周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。 (3) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。 (4) 隣接敷地にデッキの高さで通り抜けることのできる歩行者動線を設けるものとする。
		(1) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (2) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。 (3) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。 (4) バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁の外枠に組み込む等、一体的なデザインとなるよう努めるものとする。 (5) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。 (7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (8) 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、建築物の入口部分についても開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならないものとする。 (10) 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。		
	外壁の色彩に関する制	(1) 明るく、開放的で、都市の魅力が感じられるよう、白を基調とした色彩計画とする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。 ア 中高層部（地上10メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相5 Y Rから9.9 Yの範囲であり、明度5以上かつ彩度1以下とする。	(1) 川崎駅西口のランドマークとして、テーマ性及びアート性を有した色彩計画とする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。 ア 中高層部（地	(1) 風格及び落ち着きを感じられる色彩計画とする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次の各号の範囲内とする。 ア 中高層部（地上12メートルを超える部

		限 イ 低層部（地上１０メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相５ＹＲから９．９Ｙの範囲であり、明度３以上かつ彩度３以下とする。 （３）建築物等の壁面の５パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第２号の基準は適用しないものとする。	上１２メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相５ＹＲから４．９Ｙの範囲であり、明度５以上かつ彩度１以下とする。 イ 低層部（地上１２メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相５ＹＲから４．９Ｙの範囲であり、明度３以上かつ彩度３以下とする。 （３）建築物等の壁面の２０パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第２号の基準は適用しないものとする。 （４）次の各号を満たしている場合で、都市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めた場合は、前項の範囲を４０パーセントまで拡大できるものとする。 ア 地区のランドマークにふさわしい、質の高い建築デザインの構成要素として使用する色彩であること。 イ アクセントカラーの色数は、２色を超えないこと。 ウ アクセントカラーを使用する壁面は、開口部や凹凸が少ないシンプルで整形な形状であること。	分をいう。）は、マンセル値で色相０Ｒから９．９Ｙの範囲であり、明度５以上かつ彩度３以下とする。 イ 低層部（地上１２メートル以下の部分。）は、マンセル値で色相０Ｒから９．９Ｙの範囲であり、明度５以上かつ彩度３以下、又は、明度３以上５未満かつ彩度５以下とする。 （３）建築物等の壁面の５パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第２号の基準は適用しないものとする。
		街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色		

		彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。		
		民有地	敷地内通路については、明るく開放的で都会性を演出したデザインとなるよう努めるものとする。	敷地や通りは、シンボリックでゆとりと楽しさが感じられるデザインとするものとする。
		敷地・通路・広場のデザイン	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (3) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (4) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (5) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (6) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (7) 大きな敷地においては、通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。	
		照明のデザイン	(1) 屋外照明は、周辺の環境に配慮した節度あるものとするとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。	
		みどりのデザイン	川崎駅東口駅前広場の植栽と一体的となった景観を形成するよう、樹種及び配置を揃えるものとする。	多様な緑の演出により潤いのある屋外空間をつくるものとする。
		(1) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (2) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。		
		公共用地 道路・交通広場等のデザイン	共通	明るく開放的で、広域拠点としての都市の魅力を感じさせるデザインとするものとする。 風格及び落ち着きを感じさせるデザインとともに、立体的で回遊性の高い歩行者空間を活かし、多様な滞留空間及び新たな都市活動の場を創出するものとする。
			駅前広場のデザインは、視界の中で認識しやすくするべき「図」の要素と、「図」を認識しやすくするための背景としての「地」の要素を明確にし、メリハリのあるわかりやすい景観を形成するものとする。	
			舗装（歩道）	歩道部の舗装は、低明度の無彩色とするものとする。 歩道部の舗装は、無彩色又は低彩度、かつ、低明度の暖色とするものとする。
			(1) 歩道部の舗装は、洗練されたシンプルな質感のある素材を使用したデザインとするものとする。 (2) 異なる舗装材の取り合いについては、境界のデザインに配慮するものとする。 (3) 開放感のある景観を創出するため、無電柱化を図るものとする。	
			工作物	(1) 地下街への入口、機械室及びトイレ等の上屋並びにペDESTリアンデッキ等の構造物は、白色を基本とし、ガラスを用いる等、明るく開放的なデザインとするものとする。 (1) ペDESTリアンデッキは、無彩色又は低彩度の暖色とするものとする。 (2) ペDESTリアンデッキは、建築物基壇部の連続的な街なみと調和したシンプルなデザインとし、回遊性の高い歩行者空間を創出するものとする。

						の構造物は、白色を基本とし、ガラスを用いる等、明るく開放的なデザインとするものとする。 (2) 地下街への中央入口、東西連絡通路、北口自由通路に設置する屋根は、ゲート性を持たせるとともにシンプルで象徴的なデザインとするものとする。	
						(1) 横断防止柵、車止め、街灯、ベンチ、バス乗場上屋、ペデストリアンデッキその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (2) 横断防止柵、車止め及び街灯は、「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。	
						照明	屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。
						サイン	(1) 各種サインは、適切に情報を伝達できるようなシンプルでわかりやすい表示とし、歩行者が認識しやすい配置とするよう努めるものとする。 (2) 各種サインの「地」の部分の色彩は、シンプルな単色とし、白抜き文字等がくっきりと浮かび上がるような明度の低いものを基本とするものとする。 (3) 各種サインの統一、ピクトグラム及び多言語によるユニバーサルデザインへの配慮等、わかりやすい表示を行うものとする。
						適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行	区分	東口駅前地区	東口駅前東地区	西口駅前北地区	西口駅前中央地区		
	定義	(1) 「低層部」とは、地上12メートル（東口駅前地区及び東口駅前東地区は10メートル）以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上12メートル（東口駅前地区及び東口駅前東地区は10メートル）を超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下、「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものと					

為 の 制 限	する。)に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6)「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7)「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (11)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (16)「仮設広告物」とは、表示期間が3月（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は1年）を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が3月（建築物を新築した場合等の入居募集等の場合は1年）を超えるものを除く。			
	下 記 の 各 項 目 に 共 通 す る 事 項	配置	広告物はできる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するよう努めるものとする。	
		表示内容	広告物の表示内容は、建築物の名称又はテナントの名称とするものとする。ただし、仮設広告物の場合はこの限りでなく、また、枠付懸垂幕等、窓面広告物、窓裏広告物及び接地階に表示する広告物については、自己の事業又は営業の内容（自己が販売し、若しくは提供する商品若しくはサービスの特定の名称若しくは商標又はそれらの製造元、販売元若しくは提供元の特定の者の名称若しくは商標を含む。）を表示することができるものとする。	
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨する。	
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨するものとする。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨する。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨する。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。	
		色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう努めるものとする。	
		色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるものとするとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相 0R から 9. 9 R の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1 4 以下、又は明度 7 以下かつ彩度 8 以下 イ 色相 0 Y R から 9. 9 Y R の範囲であり、明度 6 以下かつ彩度 1 4 以下、	

				又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2. 4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1 4以下 エ 色相2. 5 Yから9. 9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 オ 色相0 G Yから9. 9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 カ 色相0 Gから9. 9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 0以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9. 9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 2以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号及び第2号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度の異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。	
			文字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。	
	壁面看板・壁面広告幕	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下と	(1) 壁面看板は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下と

		設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。 (4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき	メートルの範囲の面積の15パーセント以下とした場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。 (4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ6メートル以下、横の長さ6メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建	した場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の25パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。 (4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ8メートル以下、横の長さ8メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場	した場合、又は中層部において、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、低層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 中層部に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。 (4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ4メートル以下、横の長さ4メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場
--	--	--	---	--	---

			つき縦の長さ6メートル以下、横の長さ6メートル以下（縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。 (7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基	築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。 (7) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。	合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。 (7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。	合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。 (7) 平成22年1月1日の時点で基準を超えている壁面看板及び壁面広告幕については、その位置及び大きさを変えないで、その表示内容の変更のみを行う場合で、かつ、別に定める適用除外の条件に適合させる場合に限り、壁面看板及び壁面広告幕の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。
--	--	--	---	--	---	---

			準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合には、この限りでない。			
		枠付懸垂幕等	(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3パーセント以下とするものとする。ただし、3月以内の期間で掲出する場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。 (2) 平成22年1月1日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積(外枠の面積)を上限とする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合には、この限りでない。	(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、当該枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計を設置する壁面の面積の3パーセント以下とするものとする。ただし、3月以内の期間で掲出する場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。 (2) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超える枠付懸垂幕等の外枠が設置されている場合は、基準に関わらずその表示面積(外枠の面積)を上限とする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合には、この限りでない。	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。	
		窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面	(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの	(1) 窓面を利用して広告物を設置する場合は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨する。 (2) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の10パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に10パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の	

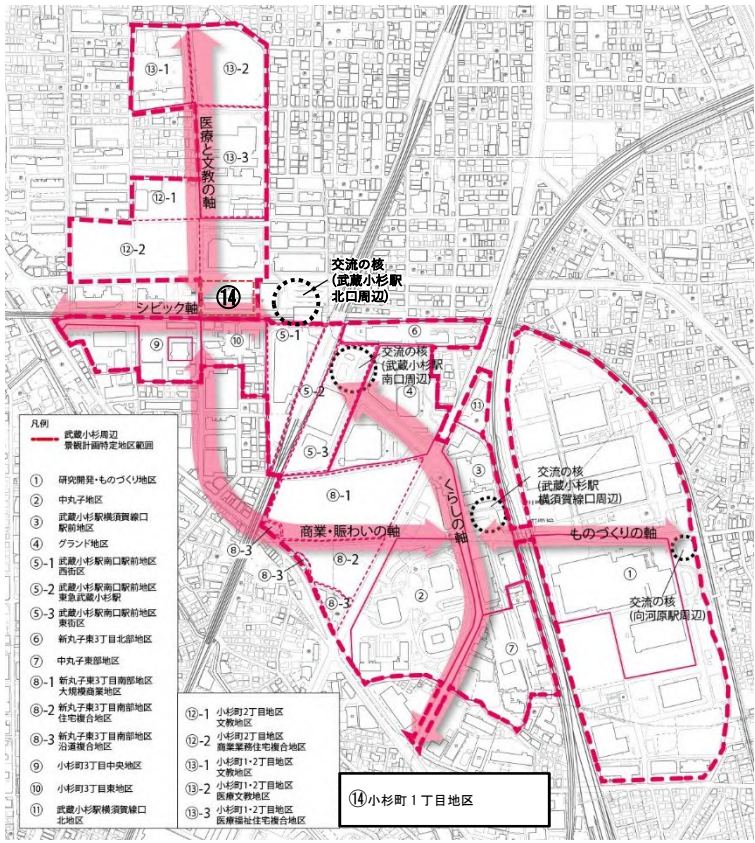
			について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とする。ただし、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15パーセント以下の場合又は接地階において別に定める適用除外の条件に適合させた場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。 (3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 仮設広告物の場合 イ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の15パーセント以下の場合 ウ 接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合 エ 窓面広告物を設置又は表示しない階で、全ての窓裏広告物をガラス部分に直接貼り付けず設置又は表示し、その面積の合計が、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の50パーセント以下の場合 なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。 (3) 窓面広告物又は窓裏広告物を	合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は接地範囲において別に定める適用除外の条件に適合させた場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算するものとする。 (3) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。
--	--	--	---	---	---

			複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。		
	袖看板	(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、平成22年1月1日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。 (2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。 (3) 駅前広場に面する部分に設置する袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。ただし、地上から3.5メートル以上の範囲で、縦の長さ2.5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下の板状で厚みのない看板を外壁の内側に組み込み、1面のみを表	(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。 (2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地階の床又は地盤からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。 (3) 接地範囲以外の位置に設置する袖看板は、1の壁面につき1か所（複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1か所の袖看板とみなす。）とするものとする。この場合において、袖看板は、縦の長さ2.5メートル以下、壁面からの	(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。ただし、平成22年1月1日の時点で基準を超えている袖看板がある場合に限り、その接地面からの高さ以上とすることができる。 (2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。 (3) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。

			示することによって、壁面と一体的に認識できるようなデザインとした場合で、1の壁面につき1か所以内の設置とした場合は、壁面看板として扱うことができるものとする。 (4) 駅前広場に面しない部分に設置する袖看板で、接地範囲以外の位置に設置するものは、1の壁面につき1か所(複数のテナント名等を表示する場合でも、同一の外枠の内部に連続的に表示し、全体を一体的にデザインした場合は、1か所の袖看板とみなす。)とするものとする。この場合において、袖看板は、縦の長さ20メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しないものとする。 (5) 平成22年1月1日の時点で基準を超える袖看板については、その位置及び大きさを変えないで表示内容の変更のみを行う場合に限り、袖看板の基準によらないものとする。ただし、	出幅1メートル以下で、建築物の壁面と隙間を空けずに設置し、側面には広告物を表示しないものとする。 (4) 東口駅前東地区指定施行日の時点で基準を超える袖看板については、その位置及び大きさを変えないで表示内容の変更のみを行う場合に限り、袖看板の基準によらないものとする。ただし、当該広告物を設置する建築物等を建替えた場合においては、この限りでない。	
--	--	--	---	---	--

			セント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。) で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。) として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。) の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
	文字		(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。) の単一の文節で構成するものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	適用除外		次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 (4) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 (7) 鉄道線路に直接面する部分に表示し、又は設置する場合 (8) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 (9) 東口駅前東地区において、駅前広場から望めない部分に表示し、又は設置する場合 (10) その他市長が認める場合

4 武蔵小杉周辺地区

景観計画特定地区の区域					
景観形成方針	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="252 1025 316 1391"> 1 基本目標 </td><td data-bbox="316 1025 1436 1391"> (1) 風格あるランドマークによる「拠点景観づくり」 各ランドマークの個性を活かしつつ、地区全体でまとまりを感じる建物景観づくりを行う。 (2) 駅を中心とする「にぎわい景観づくり」 独自性を活かしたにぎわいの演出を図りつつ、秩序ある商業景観づくりを行う。 (3) 快適で一体感のある公共的空間をめざす「沿道景観づくり」 ア 地区全体で統一感のあるサインやストリートファニチャー等を効果的に配置し、快適さと安心感を与える景観づくりを行う。 イ 安心感及び安全性を向上させるとともに、夜間の街を演出する、街区の特性に合わせた効果的なあかり景観づくりを行う。 (4) 回遊性を高める「みどりと水の景観づくり」 みどりと水を効果的に配置し、連続感ある潤いと彩りの景観づくりを行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="252 1391 316 2080"> 2 方針 </td><td data-bbox="316 1391 1436 2080"> (1) ものづくりの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 開放的で洗練された環境の中に、機能的かつ象徴的に配置された新たなものづくり産業拠点の形成 (イ) 武蔵小杉駅横須賀線口と向河原駅周辺の2つの交流の核を結ぶ都市的な歩行者軸の創出 (ウ) 研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード ものづくりの軸にかかるゾーンは、先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させるデザインを施し、「端正で洗練された街なみ」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 高層部は、明るく洗練されたイメージを醸し出す無彩色の素材を中心に用い、軽快感のあるデザインとする。 b 低層部は、無彩色の素材を中心に、ガラス、金属等の素材を効果的に用い、端正なアイレベル景観を演出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとすると </td></tr> </table>	1 基本目標	(1) 風格あるランドマークによる「拠点景観づくり」 各ランドマークの個性を活かしつつ、地区全体でまとまりを感じる建物景観づくりを行う。 (2) 駅を中心とする「にぎわい景観づくり」 独自性を活かしたにぎわいの演出を図りつつ、秩序ある商業景観づくりを行う。 (3) 快適で一体感のある公共的空間をめざす「沿道景観づくり」 ア 地区全体で統一感のあるサインやストリートファニチャー等を効果的に配置し、快適さと安心感を与える景観づくりを行う。 イ 安心感及び安全性を向上させるとともに、夜間の街を演出する、街区の特性に合わせた効果的なあかり景観づくりを行う。 (4) 回遊性を高める「みどりと水の景観づくり」 みどりと水を効果的に配置し、連続感ある潤いと彩りの景観づくりを行う。	2 方針	(1) ものづくりの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 開放的で洗練された環境の中に、機能的かつ象徴的に配置された新たなものづくり産業拠点の形成 (イ) 武蔵小杉駅横須賀線口と向河原駅周辺の2つの交流の核を結ぶ都市的な歩行者軸の創出 (ウ) 研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード ものづくりの軸にかかるゾーンは、先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させるデザインを施し、「端正で洗練された街なみ」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 高層部は、明るく洗練されたイメージを醸し出す無彩色の素材を中心に用い、軽快感のあるデザインとする。 b 低層部は、無彩色の素材を中心に、ガラス、金属等の素材を効果的に用い、端正なアイレベル景観を演出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとすると
1 基本目標	(1) 風格あるランドマークによる「拠点景観づくり」 各ランドマークの個性を活かしつつ、地区全体でまとまりを感じる建物景観づくりを行う。 (2) 駅を中心とする「にぎわい景観づくり」 独自性を活かしたにぎわいの演出を図りつつ、秩序ある商業景観づくりを行う。 (3) 快適で一体感のある公共的空間をめざす「沿道景観づくり」 ア 地区全体で統一感のあるサインやストリートファニチャー等を効果的に配置し、快適さと安心感を与える景観づくりを行う。 イ 安心感及び安全性を向上させるとともに、夜間の街を演出する、街区の特性に合わせた効果的なあかり景観づくりを行う。 (4) 回遊性を高める「みどりと水の景観づくり」 みどりと水を効果的に配置し、連続感ある潤いと彩りの景観づくりを行う。				
2 方針	(1) ものづくりの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 開放的で洗練された環境の中に、機能的かつ象徴的に配置された新たなものづくり産業拠点の形成 (イ) 武蔵小杉駅横須賀線口と向河原駅周辺の2つの交流の核を結ぶ都市的な歩行者軸の創出 (ウ) 研究者や市民の憩いの場となる広場空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード ものづくりの軸にかかるゾーンは、先端研究開発機能のイメージが有する「デジタル感」、「新しさ」や、ものづくりに必要な豊かな創造力がもたらす「軽快感」を想起させるデザインを施し、「端正で洗練された街なみ」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 高層部は、明るく洗練されたイメージを醸し出す無彩色の素材を中心に用い、軽快感のあるデザインとする。 b 低層部は、無彩色の素材を中心に、ガラス、金属等の素材を効果的に用い、端正なアイレベル景観を演出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとすると				

	ともに、開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるよう配慮する。 (ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、モノトーンカラーの舗装材をボーダー状又はドット状に敷設する等、規則的かつ直線的に用い、ハイテク感を演出するとともに、落ち着いた雰囲気を演出する。 (エ) 植栽デザイン a 通り空間の植栽は、幾何学的な配置とし、交流の核間を結ぶ歩行者軸の連続性を強調し、沿道景観としての一体感を持たせる。 b 敷地内の空地等の植栽は、樹木を規則的に配置し、幾何学的なデジタル感のあるランドスケープデザインとする。 (オ) 照明デザイン a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は新しさと軽快感があるシンプルで直線的なデザインとする。 b 光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (2) くらしの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 都市的居住空間の整備と、その足元に広がるヒューマンスケールな空間の形成 (イ) 武蔵小杉駅南口と横須賀線口の2つの交流の核を繋ぐうおいとゆりのある歩行者軸の創出 (ウ) 周辺街区と連絡する通り抜け通路やオープンスペースの確保 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード くらしの軸にかかるゾーンは、都市型住宅としての良好な住環境に求められる「温かみ」、「安らぎ」及び「落ち着き」を想起させるデザインを施し、地域の人々のふれあいを誘発する「温かみと安らぎのある街なみ」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 高層部は、高明度かつ低彩度又は暖色系のアースカラーの素材を中心に用い、風格が感じられるデザインとする。 b 低層部は、深みのある暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、石、木材等の自然の風合いを感じさせる素材を効果的に用いて、落ち着きと温かみのある景観を創出する。 c 高層部及び低層部のデザインを切り分け、メリハリのある建築物デザインとする。 d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した風格あるデザインとする。 e 低層部は、ファサードに変化を持たせる等、ヒューマンスケールな設えとするとともに、商業業務施設等では開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるよう配慮する。 (ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、原則として、やさしさや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。 (エ) 植栽デザイン a 通り空間に面した空地等には、積極的に植栽を施し、街路樹と合わせて潤いのある街路景観を創出する。 b 敷地内の空地等については、多様な樹種をランダムに配植し、自然な森のようなナチュラル感のあるデザインとする。 (オ) 照明デザイン a 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、居住空間として、夜間の落ち着きと安らぎを演出するために、照明は丸みを帯びた優しく親しみやすいデザインとする。 b 光源は、夜遅く帰宅する人々に対しても、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (3) 商業・にぎわいの軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 広域拠点の玄関口にふさわしいにぎわいのある都市活動拠点である「交流の核」の一
--	--

	翼を担う集客交流拠点の形成 (イ) 外に開かれた商業空間、アクティビティあふれる街の創造 (ウ) 地区住民や来街者を引き込むための歩行者空間と人々の休息の場にもなるオープンスペースの確保 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード 商業・にぎわいの軸にかかるゾーンは、大規模商業施設の集客力や、既存商店街における「界索性」を活かし、人々が出会うことによる「にぎわい」や「アクティビティ」、「活気」が感じられるデザインを施し、「にぎわいと快適さが感じられる街なみ」をつくる。 (イ) 建築デザイン a それぞれの個性が発揮された魅力的な街なみを形成する。 b 大規模商業施設については、武蔵小杉の新たな「街のゲート」をイメージさせるテーマ性を持ったにぎわいを感じさせるデザインとするとともに、歩行者を引き込む開放的な設えのエントランスや、建築物内の吹き抜け、通り抜け空間等を工夫する。 c 人々のコミュニケーションを創出する広場や通り抜けが可能な通路等を設け、にぎわいや楽しさを演出する印象的なデザインとするとともに、温かみのある街なみを演出するため、アースカラーを基調色としつつ、自然石、木材、土等の自然素材の風合いを感じさせる色彩によるデザインとする。 d 開口部を大きく設ける等、内部の活動を感じることでできるデザインとなるように配慮する。 e 大規模商業施設については、ヒューマンスケールな設えとするとともに、適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、個性と風格ある街なみを形成するデザインとする。 (ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、商業・にぎわいの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。 (エ) 植栽デザイン a 建築物前面やオープンスペース等で可能な限り緑化等を行うことで、街なみや隣接する敷地との調和に配慮する。 b 大規模商業施設については、都市的空間のアクセントとして、スケール感を活かした、シンボリックな高木や群としての中高木等、自然を感じられるようなデザインとする等、歩行者に木陰を提供するとともに、空間を演出し、駅と住まいを結ぶ心地良い小路を提供する。 c 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用し、可能な限り緑化する。 (オ) 照明デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、暗がり無くすよう配慮するとともに、夜のにぎわいを演出する温かみのある光源を用いる。 (4) シビック軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 多くの人々が集い、活発な交流が行われる開かれた街なみ空間の創出 (イ) 既成市街地の高度利用化に伴う都市機能の更新 (ウ) 高齢者や障がい者をはじめとした誰もが気軽に往来できる歩行者空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード シビック軸にかかるゾーンは、行政施設が集積する地区であることから、様々な人々が集うことによる「交流」や、沿道の再開発によって形成される多様な用途の建築物が一定の調和を見せながら「共生」した「親しみと落ち着きのある街なみ」をつくる。 (イ) 建築デザイン a 人々が気軽に立ち寄りたくなるような開放感と親近感を演出するため、温かみのある落ち着いた色彩を基調とするとともに、内部の活動が見えるような開口部を多く設ける等の工夫をする。 b 低層部は、ヒューマンスケールを感じさせるとともに、開放感あるデザインとする。 c 高層部は、壁面が単調なイメージにならないようフレーム等で変化をつけるとともに、行政の中心地にふさわしい落ち着きのあるデザインとする。 (ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、親しみと落ち着きを醸し出す低彩度の暖色系の色彩を基調とした舗装材を用いる。
--	--

		(エ) 植栽デザイン - a 通り空間の限られたスペースを有効に活用し、多様な交流を生み出す、潤いや四季を感じさせる緑化空間を創出する。 - b 沿道敷地内の空地等は、通りのにぎわいを敷地内に引き込む等、開放感や公共空間との一体性に配慮しつつ、緑視効果が得られる設えとする。 (オ) 照明デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、照明は、落ち着きと品格が感じられるシンプルで優しく親しみやすいデザインとし、光源は、色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (5) 医療と文教の軸 ア 空間構成の考え方 (ア) 医療・文教・住宅等の各機能の相互の繋がりが感じられる交流空間の創出 (イ) 北口駅前活気あるまちから、緑豊かな等々力緑地に向けたにぎわいと緑の連携性の創出 (ウ) 利用者に温かさ安らぎが感じられる潤いのある街なみ空間の創出 イ デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード 医療と文教の軸にかかるゾーンは、医療・文教機能に求められる「安らぎ」「温かさ」「落ち着き」や、住宅・商業等を含めた各機能の「交流」を誘発するデザインを施し、『温かさや安らぎが感じられる潤いのある街なみ』をつくる。 (イ) 建築デザイン - a 高層部は、明るく温かみのある素材を用い、洗練されたデザインとする。 - b 低層部は、安らぎと温かさを感じさせる暖色系のアースカラーの色彩を基調とし、多様な交流を誘発するデザインを施す。 - c 高層部と低層部のデザインを切り分けるなどして、メリハリのある建築物デザインとする。 - d 高層部は、遠景及び中景からのランドマーク性を強調した洗練されたデザインとする。 - e 低層部は、界限性と周辺の街なみとの連続性に特に配慮するとともに、ヒューマンスケールな設えとするなど、にぎわいを創出し、交流の促進を図るデザインとする。 (ウ) 舗装デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等においては、安らぎや落ち着きを演出する暖色系のアースカラーを基調とした自然の風合いを感じさせる舗装材を用いる。 (エ) 植栽デザイン - a 通り空間の植栽は、北口駅前や等々力緑地への連続性に配慮するとともに季節を感じさせる街路景観を創出する。 - b 沿道敷地内の空地等は、多様な交流や潤いを感じる緑の空間を創出する。 (オ) 照明デザイン 通り空間及び沿道の敷地内の空地等において照明は、安らぎや落ち着きが感じられるデザインとし、光源は、色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (6) 交流の核（武蔵小杉駅横須賀線口周辺） ア デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード - a 駅前広場に面する街区の「一体感」及び新しい駅前空間としての「都会性」を創出する。 - b 交通結節性の向上によって交流を促進し、駅前空間にふさわしい「にぎわい」と「交流」を創出する。 - c 「くらしの軸」と「ものづくりの軸」の結節点にふさわしい「温かさ」と「端正さ」を兼ね備えた空間とする。 (イ) 駅前広場のデザイン - a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。 - b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。 - c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。
--	--	--

		d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。 e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (7) 交流の核（向河原駅周辺） ア デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード a 新しい駅前広場周辺にふさわしい「一体感」と「都会性」を創出する。 b 先端研究開発をイメージさせる「開放的」で「ダイナミック」な景観を創出する。 c 都市の顔、「ものづくりの軸」を受け止める場所にふさわしい洗練さと端正さを感じられる空間を創出する。 (イ) 駅前広場のデザイン a バスシェルターや駐輪場、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。 b 都市の顔としての象徴性を演出し、「ものづくりの軸」との連続性に配慮したモノトーンを基調とした舗装材を用いる。 c 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。 d 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。 e 照明の光源は、夜遅くまで研究開発に勤しむ人等にも、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (8) 交流の核（武蔵小杉駅南口周辺） ア デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード a 東急線武蔵小杉駅周辺の「一体感」及び街の玄関口としての「象徴性」を創出する。 b 周辺の商業施設を中心とした、駅前空間としての「にぎわい」と「楽しさ」を創出する。 c 都市の顔、「くらしの軸」を受け止める場所にふさわしい「洗練さ」と「温かさ」を兼ね備えた空間とする。 (イ) 駅前広場のデザイン a バスシェルターや地下駐輪場出入口、ストリートファニチャー等の附帯施設は、都市の顔にふさわしく、都会的で軽快さを感じさせるよう金属やガラス等の素材を中心に、シンプルで洗練されたデザインとする。 b 都市の顔としての象徴性を演出するモノトーンを基調とした舗装材を用いる。 c 出入口交差点歩道部は、駅前広場と舗装材を統一し、駅前広場の広がりを感じられるデザインとする。 d 街の玄関口の潤いの演出のために積極的に緑化を推進しつつ、開放感を確保したデザインとする。 e 照明は、都会性を演出するシンプルで直線的なデザインとし、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に配慮する。 f 照明の光源は、「くらしの軸」との連続性を考慮し、安心感を与えることができる色温度の低い温かみのあるものを用いる。 (9) 交流の核（武蔵小杉駅北口周辺） ア デザインの考え方 (ア) デザインのキーワード a 駅及び駅前空間とまちのつながりを創出する、広域拠点にふさわしい景観を形成する。 b 周辺建物と「調和」を図るとともに、「洗練」されたデザインによる街なみを形成する。 c ペDESTロリアンデッキレベルに面して店舗を配置し、周辺の「にぎわい」と「交流」の空間とつながることで連続した空間を創出する。
--	--	---

景観形成基準	1 研究開発・ものづくり地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1) 「ものづくりの軸」の景観コンセプトを踏まえた、研究開発の先進的でクリエイティブな雰囲気想起させる次世代型都市景観の創出 (2) 幾何学性と規則性を有し人工的であると同時に人々の利用やヒューマンスケールにも配慮した街並みの形成 (3) モノトーンを基調とした端正で洗練された空間の形成 (4) 2つの交流の核を結ぶ歩行者軸である「ものづくりの軸」を中心に広がる、モノトーン景観への差し色としての緑豊かなオープンスペースの充実	
	行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画・建築物等のデザイン	(1) ハイテク産業の先進性及び優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。 (2) 低層部及び中高層部を明確に意識したデザインとするとともに、頂部は、遠景を意識したランドマークとしてふさわしいデザインとするものとする。
		外壁の色彩に関する制限	(1) 建築物等の色彩は、マンセル値で、明度7.5以上、彩度0.5以下とし、清潔感と品格を感じさせるものとするとともに、周辺に威圧感を与えないよう配色するものとする。 (2) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
		民有地敷地・通路・広場のデザイン	(1) 鉄道の車窓からの眺めを意識し、地形的な変化、空間的な連続性を与える等の工夫により、広がり及び奥行きを感じられる景観を演出するものとする。 (2) 広場等は、道路歩道部の設えとの調和に配慮するとともに、境界には柵を設けない等、開放感ある憩いの空間の演出に努めるものとする。 (3) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。
		照明のデザイン	(1) 照明は、広場等に暗がりもなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。 (2) 光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努めるものとする。
		みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出するものとする。ただし、ものづくりの軸沿いについては、同一の樹種を幾何学的に配置することを推奨するものとする。
		適	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支

	用 除 外	障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
	屋外広告物等に関する行為の制限	
	表示内容等	自家広告物に限るものとする。
	配置	大きさ及び数量は、節度あるものとするものとする。
	デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観形成基準	2 中丸子地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1) 超高層住宅による土地の高度利用とその足元周りの自然を感じさせるヒューマンスケールなゆとりの空間の両立 (2) 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる武蔵小杉駅周辺における都市型居住環境の中核的空間の創出 (3) 周辺街区との回遊性を向上させる、水と緑が彩る通り抜け通路やオープンスペースの確保 (4) 通りとの一体感が感じられる歩道状空地等の確保	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン	(1) 低層部は、緑との一体感を意識し、自然素材又は暖かみのあるアースカラーの素材を用いるものとする。 (2) 壁面は、単調なイメージにならないようにフレーム又は外装材の形状等で変化をつけるものとする。 (3) 中高層部は、遠景を意識し、明るく軽快なイメージとなるよう配色するものとする。
	外壁の色彩に関する制限	外壁の色彩に関する制限	(1) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） (ア) マンセル値で色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度5以上6以下かつ彩度6以下 (イ) マンセル値で色相0 Y から5 Y の範囲であり、明度7を超え9以下かつ彩度2以下又は明度5以上7以下かつ彩度4以下 イ 低層部（地上10メートル以下の部分） (ア) マンセル値で色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度6を超え7以下かつ彩度4以下又は明度3. 5以上6以下かつ彩度6以下 (イ) マンセル値で色相0 Y から5 Y の範囲であり、明度3. 5以上7以下かつ彩度4以下 (2) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。
		民有地敷地・通路・広場のデザイン	(1) 隣接する敷地との隔たりを設けず、連続性のある設えとし、緑豊かで奥行きを感じる開放的な空間となるよう整備するものとする。 (2) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに境界には塀及び柵を設けないものとする。 (3) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。
	照明のデザイン		(1) 照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。 (2) 光源は、眩しさを考慮して、なるべく直接見えないよう努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。 (3) 照明は、敷地内に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。

		みどりのデザイン	多様な樹種を選択し、四季の移ろいを感じる緑豊かな景観を創出するものとするものとする。
		適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
	屋外広告物等に関する行為の制限	表示内容等	屋外広告物は、原則として禁止するものとする。ただし、建築物の名称を表示するものは除くものとする。
		配置	大きさ及び数量は、節度あるものとするものとする。
		デザイン	建築物及び外構と調和したデザインとするものとする。
		屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
		電柱等利用広告物	電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
		適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合 ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観形成基準	3 武蔵小杉駅横須賀線口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	(1) 「ものづくりの軸」と「くらしの軸」の結節点にふさわしい暖かさと端正さを兼ね備えた街並みの形成 (2) 武蔵小杉駅横須賀線口交通広場周辺街区の一体感の創出 (3) 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成 (4) 駅前空間にふさわしい賑わいと開放感がある交流空間の創出
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン (1) 高層部は、個性あるデザインを工夫し、都会的な軽快さを演出するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 駅前広場に面する街区の建築物は、駅前にふさわしい品格と商業施設等による賑わいを演出するために、自然石等を用いたデザインを、商業業務施設等ではガラス等を用い、内部の活動が見えるようなデザインを工夫するものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1) 駅周辺の都会性が感じられるよう壁面の色彩は、高明度かつ低彩度の色彩を基調とするものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。なお、くらしの軸沿いの建築物は暖色系、ものづくりの軸沿いの建築物はモノトーンの色彩を基調とすることを推奨するものとする。 ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5Y Rから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満（各面の見付面積の2分の1未満の範囲で、明度3以上7未満を使用できる。）かつ彩度2以下 イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5Y Rから0Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。
	民有地敷地・通路・広場のデザイン	(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とするものとする。 (3) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性及びものづくりの軸との調和に配慮したモノトーンを基調とし、歩道部とも一体的にデザインするものとする。
	照明のデザイン	(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。 (2) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、駅前広場との一体性に配慮し、灯具等は直線的なデザインとするとともに、色彩はダークグレー等駅前広場の附帯施設との調和に

		ザイン	配慮する。 (3) フットライト、ポールライト等を用いて、街の賑わいを演出するものとする。
		みどりのデザイン	(1) 緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行うものとする。 (2) 駅前広場に面する街区の広場状の空地は、都会的な景観を演出するとともに、ものづくりの軸との連続性に配慮し、規則的な配置等により植栽するものとする。
		適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
	屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (2) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (3) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (4) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (5) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (6) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (7) 「広告塔・広告板」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (9) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
		表示内容等	自家広告物以外は設置しないものとする。
		配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにするものとする。
		照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しないものとする。
		壁面看板・壁面広告幕	(1) 同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は、算入しないものとする。 (2) 壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りでない。 (3) 1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とするものとする。 (4) 壁面広告幕は、設置しないものとする。

	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しないものとする。 (2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインするものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	袖看板	袖看板は、設置しないものとする。
	バナーフラッグ	バナーフラッグは、設置しないものとする。
	広告塔・広告板	広告塔及び広告板は、原則として1の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント）につき1か所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ2メートル以下とするものとする。
	置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合

			オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合 ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	--

景観形成基準	4 グランド地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1) 一体感のある2棟の超高層住宅を中心とした、「くらしの軸」の入口を飾るゲートの空間の形成 (2) 「くらしの軸」の連続性に配慮した暖かみと安らぎが感じられる都市型居住環境の創出 (3) 通りとの一体性が感じられる緑豊かな敷地内の憩いの空間の創出 (4) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン	(1) 武蔵小杉駅南口線をはさむ2棟の建築物を統一したデザインとし、通りのゲートを構成するデザインを工夫するものとする。 (2) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (4) 低層部は、駅前広場からの通りの賑わいを演出するために、商業施設等ではガラス等を用い内部の活動が見えるようなデザインを工夫するものとする。 (5) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。 (6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出するものとする。
	外壁の色彩に関する制限	外壁の色彩に関する制限	(1) 暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用いるものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下 イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。
		民有地敷地・通路・広場のデザイン	(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。 (2) 水景施設を効果的に配置し、都市の潤いの演出に努めるものとする。 (3) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、色彩は、アースカラーを基調とするものとする。
	照明のデザイン		(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りではない。 (2) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。 (3) 照明は、敷地内に暗がり無くすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に設置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。

屋外広告物等に関する行為の制限	みどりのデザイン	植栽は、多様な樹種を不規則に配置し、自然的な森を感じさせる緑豊かな景観を創出するものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
	定義	(1) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下、「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (2) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (3) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (4) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (5) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (6) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (7) 「広告塔・広告板」とは、地上又は歩行者デッキの床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (8) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (9) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。
	表示内容等	自家広告物以外は設置しないものとする。
	配置	広告物又は掲出物件は、他の広告物又は掲出物件と隣接し合ったり、乱雑にならないようにするものとする。
	照明	点滅し、又はネオン管を露出する装置は使用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕	(1) 同一壁面を利用する全ての壁面看板の合計の面積は、30平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用する全ての壁面看板の合計の面積は、60平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の1階部分に設置するもの及び公共施設の名称を表示するものの面積は算入しないものとする。 (2) 壁面看板の地の色彩は、外壁の色彩基準の範囲内又はマンセル値で明度4以下とするものとする。ただし、1階部分に設置するものは、この限りではない。 (3) 1階部分に設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを0.9メートル以下とするものとする。 (4) 壁面広告幕は、設置しないものとする。

	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 建築物のガラス面に直接貼り付ける広告物は、設置しないものとする。 (2) 建築物の窓面を利用し、掲示板、ショーケース等により設置する広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本としてデザインするものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	袖看板	袖看板は、設置しないものとする。
	広告塔・広告板	広告塔及び広告板は、原則として1の建築物（当該建築物が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント）につき1か所とし、規模は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ4メートル以下とするものとする。
	置看板・立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために一時的に設置する場合は、この限りでない。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク 共同住宅等の入居募集若しくは販売広告のために表示し、又は設置する場合

			ケ 工事期間中の仮囲いに表示し、又は設置する場合 コ 6月以内の仮設として表示し、又は設置する場合 サ その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	--

景観形成基準	5 武蔵小杉駅南口駅前地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1) 東街区は「くらしの軸」の景観コンセプトを踏まえた暖かみと安らぎのある街並み、西街区は「シビック軸」の景観コンセプトを踏まえた親しみと落ち着きのある街並みの形成と両街区の一体感の創出 (2) 街の玄関口にふさわしいランドマークの形成 (3) 駅前空間にふさわしい賑わいと潤いを感じられる交流空間の創出 (4) 地区のまとまりを創出する外周歩行者空間の創出	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン	(1) 高層部は、武蔵小杉駅周辺の核としての存在感を感じさせるデザインとするとともに、グランド地区とは一定の差別化を図り東街区及び西街区の一体感を強調するため、両街区ともにフレーム等の工夫により安定感のある落ち着いたデザインで統一するものとする。 (2) 頂部のデザインは、明度の高い色彩を用い軽快な印象を与えるよう工夫するとともに、東街区及び西街区における共通性を意識したデザインとするものとする。 (3) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の視線でまとまりを感じられる街並みを演出するものとする。 (4) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせる等、壁面の分節化を工夫するものとする。 (5) 低層部は、賑わいを演出するために、ガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにするものとする。 (6) 駅前広場前の交差点に面する建築物のコーナー部は、各建築物のコーナー部と呼応させたデザインを工夫し、「街のゲート」をイメージさせるよう演出するものとする。 (7) 駅舎等は、壁面の分節化やガラス等を用いた賑わいを創出するデザインを工夫するものとする。
	外壁の色彩に関する制限		(1) 暖かみのある街並みを演出するためアースカラーを基調色として用い、くらしの軸の街並みの連続性に配慮するものとする。 (2) 駅舎等は、地区の一体的な印象を与えるため、基調色等にアースカラーを用いるものとする。 (3) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 頂部（建築物の最上部から20メートルの範囲の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 イ 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下 ウ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (4) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。
	民有地敷地・通路・広場		(1) 歩道状空地の舗装の設えは、道路歩道部との調和に配慮するとともに、境界には塀及び柵を設けないものとする。 (2) 武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての一体感をもたせるために、地区を囲むループ状の道路を統一的にデザインするものとする。 (3) 舗装材の色彩は、武蔵小杉駅南口線との連続性に配慮したアースカラーに、都会的な景観を演出するため、グレーを混色させるものとする。
	照明のデザイン		(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いるものとする。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明は、この限りでない。 (2) 通りの照明は、くらしの軸との連続性に配慮し、灯具等は丸みを帯びたデザインとするとともに、色彩はダークグリーンとするものとする。 (3) 建築物をライトアップする等、武蔵小杉駅を中心とした交流の核としての象徴性を高

		イン	めるよう工夫するものとする。 (4) フットライト、ポールライト等を用いて、街の賑わいを演出するものとする。		
		みどりのデザイン	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行うものとする。		
		適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合		
	屋外広告物等に関する行為の制限	区分	東街区	西街区	東急武蔵小杉駅
		定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さをを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。		
	下記の各項目に共	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。		
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。		

通 す る 事 項	形 状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。	
		照 明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気を演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
			広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
		色 彩 ・ 文 字 の デ ザ イ ン	色 彩 (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9.9 Y Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度1 4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2.4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1 4以下 エ 色相2.5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 オ 色相0 G Yから9.9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 カ 色相0 Gから9.9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9.9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 文 字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるもの

				とする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕	(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。	(1) 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。 (5) 壁面看板(仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下(縦の長さ3メートル以下の切り文字とした場合は、この限りでない。)とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする	

			るものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。この場合において、枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合（東急武蔵小杉駅を除く。）、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。	
	袖看板	(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。 (2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。 (3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。	
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。	
	置看板、立看板及	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。	

		び 告 旗	
		告 塔 ・ 告 板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔及び広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
		映 像 装 置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
			(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限り、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置できるものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。
		電 柱 等 利 用 告 告 物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
		適 用 除 外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設

			置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	---

景観形成基準	6 新丸子東3丁目北部地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1) 交流の核の一翼を担う、街の玄関口にふさわしいアイストップの形成と、業務機能と都市型住居機能が連続したゆとりと安らぎの醸成 (2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えといった、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、開放的で憩いの感じられる空間の創出 (3) 武蔵小杉駅南口駅前広場との一体感の確保	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン	(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。 (6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。
	外壁の色彩に関する制限		(1) 武蔵小杉駅南口駅前広場と既成市街地に挟まれた地区となるため、駅前広場からの連続性に配慮しつつ周囲と調和する街並みとなるよう配色するものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満（各面の見付面積の5分の3未満の範囲で、明度3以上5未満を使用できる。）かつ彩度2以下 イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
	民有地、敷地、通路及び広場		(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、武蔵小杉駅南口駅前広場との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、既成市街地側では暖色系のアースカラーを基調とするものとする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間

	のデザイン	の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	みどりのデザイン	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上１０メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上１０メートルを超え地上４５メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上４５メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さをを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。

下記の各項目に共通する事項	(16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。 色彩 (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 文字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を

				4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
		壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
		枠付懸垂幕等		枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
		窓面広告物・窓裏広告物		(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設

		告物	置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。
		屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
		袖看板	(1) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。 (2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。 (3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。
		バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
		置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。
		広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
		映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
		電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
		適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合

			イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 （2）地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	--

景観形成基準	7 中丸子東部地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1) 隣接する高層住宅からなだらかに下降するスカイラインの形成と、「くらしの軸」のコンセプトを踏まえた落ち着いた感じられる中低層の街並みの創出 (2) ゆとりのあるオープンスペースと、それを彩る緑のうおいによる良質な居住環境の創出 (3) 通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (5) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。 (6) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (7) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (8) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (9) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。
	外壁の色彩に関する制限		(1) 「くらしの軸」沿いに立地することから、中高層部は高明度若しくは低彩度の色彩又は暖色系のアースカラーを、低層部は深みのある暖色系のアースカラーを基調とした、落ち着いたある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下又は明度5以上8未満かつ彩度4以下 イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
	民有地、敷地、通路及び広場		(1) くらしの軸沿いでは、通りと敷地の境界に塀及び柵を設けないよう努めるものとする。 (2) 舗装材は、「くらしの軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、アースカラーを基調とするものとする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間

	のデザイン	の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	みどりのデザイン	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さをを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。

下 記 の 各 項 目 に 共 通 す る 事 項	(16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
	配 置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表 示 内 容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	形 状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照 明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色 彩 ・ 文 字 の デ ザ イ ン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。 色 彩 (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨する。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 文 字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限

				りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
		壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の10パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
		枠付懸垂幕等		枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
		窓面広告物・窓		(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面

		裏 広 告 物	積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。
		屋 上 広 告 物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
		袖 看 板	(1) 袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。 (2) 袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ5メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。
		バ ナ ー フ ラ グ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
		置 看 板、 立 看 板 及 び 広 告 旗	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。
		広 告 塔 ・ 広 告 板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
		映 像 装 置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
		電 柱 等 利 用 広 告 物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
		適 用 除 外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け

			られている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 （2）地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	---

景観形成基準	8 新丸子東3丁目南部地区における景観形成の考え方及び行為の制限			
	区分	大規模商業地区	住宅複合地区	沿道複合地区
	景観形成の考え方	(1) 「商業・賑わいの軸」の中核を成す、活況溢れる一大交流拠点の形成 (2) テーマ性のある質の高いデザインによる、街のゲートとしての機能の発揮 (3) 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保 (4) 通りとの連続性が感じられる歩道状空地等の確保	(1) 先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮 (2) 効果的に配置された緑と低層部での建築デザインの切り替えによるヒューマンスケールに配慮した設えと、開放的で憩いの感じられる空間の創出 (3) 周辺街区との回遊性を向上させるゆとりのあるオープンスペース、通り抜け空間等の確保	(1) 沿道利用型の商業、業務、住宅等の複合機能の融合による、身近で親しみやすく賑わいのある空間の形成 (2) 建築物の緩やかな連続性による一体感の醸成 (3) 周辺の道路整備等にあわせた、ゆとりと潤いのある街路空間の創出
行為の制限 (建築物又は工作物の形態意匠の制限)	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (3) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。 (4) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (5) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (6) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (7) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。		—
		(1) 交流の核と商業・にぎわいの軸とのネットワークを強化するため、隣接する地区からの連続性や、建物内の吹き抜け、通り抜け空間により解放感が感じられる設えとするものとする。 (2) 長大な壁面になるため、単調なイメージにならないよう、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出するものとする。 (3) 建築物は、壁面及び階段状のテラス、屋上を活用して、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとするものとする。	(1) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (2) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (3) 高層部は、周囲の高層住宅との調和に配慮しつつランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。	—

		る。		
	外壁の色彩に関する制限	(1)「商業・にぎわい」の軸沿いとなることから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 Y R から 0 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 1 以上 2 以下、明度 5 以上 8 未満かつ彩度 1 以上 4 以下又は明度 3 以上 5 未満かつ彩度 1 以上 6 以下とするものとする。 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。	(2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 高層部（地上 20 メートルを超える部分） マンセル値で色相 5 Y R から 0 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 1 以下又は明度 5 以上 8 未満かつ彩度 2 以下 イ 低層部（地上 20 メートル以下の部分） マンセル値で色相 5 Y R から 5 Y の範囲であり、明度 5 以上 8 以下かつ彩度 1 以上 4 以下又は明度 3 以上 5 未満かつ彩度 1 以上 6 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。	(1)「水のゾーン」と同一の色彩基準による、緩やかな連続性による一体感の創出を目指すものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 明度 8 以上かつ彩度 1 以下又は明度 3 以上 8 未満かつ彩度 2 以下 イ 色相 0 Y R から 4.9 Y R の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 2 以下又は明度 3 以上 5 未満かつ彩度 4 以下 ウ 色相 5.0 Y R から 4.9 Y の範囲であり、明度 8 以上かつ彩度 2 以下、明度 5 以上 8 未満かつ彩度 4 以下又は明度 3 以上 5 未満かつ彩度 6 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。
		表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。		
	民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、大規模商業地区と都市型複合地区間における連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。		

	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるとともに住宅地では、ヒューマンスケールに合わせた低い位置へ設置するよう努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。	—
	みどりのデザイン	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。		—
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合		
	屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（大規模商業地区においては、建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件	—

			(外面がガラス等で覆われているものに限る。)を利用して広告表示するものをいう。 (8)「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9)「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10)「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (11)「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12)「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13)「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (16)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。	—	
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。	—	
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。	—	
	照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。	—	
	色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。	—	
	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分	—	

				に使用する色彩を明度 4 以下又は彩度 4 以下とするよう努めるものとする。 ア 色相 0 R から 9.9 R の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1.4 以下、明度 5 を超え 7 以下かつ彩度 8 以下 イ 色相 0 Y R から 9.9 Y R の範囲であり、明度 6 以下かつ彩度 1.4 以下、明度 6 を超え 7 以下かつ彩度 8 以下 ウ 色相 0 Y から 2.4 Y の範囲であり、明度 8 以下かつ彩度 1.4 以下 エ 色相 2.5 Y から 9.9 Y の範囲であり、明度 7 以下かつ彩度 1.0 以下 オ 色相 0 G Y から 9.9 G Y の範囲であり、明度 7 以下かつ彩度 1.0 以下 カ 色相 0 G から 9.9 P の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1.0 以下、明度 5 を超え 7 以下かつ彩度 8 以下 キ 色相 0 R P から 9.9 R P の範囲であり、明度 5 以下かつ彩度 1.2 以下、明度 5 を超え 7 以下かつ彩度 8 以下 (4) 第 1 号から第 3 号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の 1.5 パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の 1.5 パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の 1.5 パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。	
			文字	(1) 広告物の文字面積は 4.0 パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の 3 分の 2 以上の部分を 8 文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が 8 文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を 2.0 パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の 10 分の 9 以上の部分を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を 5.0 パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第 1 号に掲げる基準において、広告物の文字数を 4 文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を 6.0 パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第 1 号から第 3 号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に 2 分の 1 を乗じて計算できるものとする。 (5) 第 1 号から第 4 号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する 2 平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。	—

		壁面看板・壁面広告幕 (1) 壁面看板は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する建築物の壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合又は縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。	(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の上端から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における	—
--	--	--	--	----------

			居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとするものとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。	
	枠付懸垂幕等	(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。 (2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。	—
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただ	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に20パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う	—

		し、仮設広告物の場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	
	屋上広告物	(1) 建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、次に掲げるものに該当する場合は、1の建築物あたり1か所のみ設置することができるものとする。 ア 建築物の壁面の垂直線上の上部に設ける工作物を利用して表示する場合 イ 階段室、昇降機塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分に直接表示する場合 (2) 建築物の上部を利用する広告物を掲出する工作物（目隠しの工作物を除く。）は、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分又は棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を除いた建築物の上部から換算した縦の長さを8.5メートル以下とするものとする。	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。	—
	袖看板	(1) 接地範囲以外の位置には設置しないものとする。 (2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。 (3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。		—

		バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。		—
	置看板、立看板及び広告旗	(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。 (2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。 (3) 立看板は、設置しないものとする。 (4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。	—
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の主要な入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下（表示の内容が自動車等の誘導案内を主たる目的としているものについては、縦の長さ10メートル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下）とするものとする。 (2) 主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。ただし、敷地の入口付近に設置する、表示の内容が自動車等の誘導案内を主たる目的とし、縦の長さ10メー	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。	—

			ル以下、横の長さ2.5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下ものについては、1敷地に1か所までの設置とするものとする。		
	映像装置		(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、原則、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。ただし、当該広告物を設置しようとする壁面に、壁面看板（建築物の名称又はテナントの名称を切り文字で表示する場合を除く。）壁面広告幕、窓面広告物、窓裏広告物、袖看板及びバナーフラッグを設置しない場合は、音声と連動させないものに限る、接地範囲以外に1の建築物当たり1か所まで設置できるものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり5平方メートル以下とするものとする。ただし、前号ただし書に規定する広告物については、15平方メートル以下とするものとする。	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。	—
	電柱等利用広告物		電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。		
	適用除外		(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地		—

			区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。	
--	--	--	--	--

景観形成基準	9 小杉町3丁目中央地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	(1)「シビック軸」と「商業・賑わい軸」の結節点として活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合 (2)先進的な都市型高層住宅としてのランドマーク性の発揮 (3)効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	(1)商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなどにぎわいの演出に配慮するものとする。 (2)低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3)低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4)高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5)建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6)建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用するものとする。 (7)建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8)窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9)商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10)日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとするものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1)「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2)建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とするものとする。 ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下 イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3)建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
	民有地、敷地、通路及び広	(1)通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2)舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。 (3)敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4)外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5)敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努める。 (6)車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (7)車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。

	場のデザイン	(8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	みどりのデザイン	(1) 植栽は、多様な樹種を規則的に配置し、緑豊かな景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さをを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。

下 記 の 各 項 目 に 共 通 す る 事 項	(16)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
	配 置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表 示 内 容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所等に表示するものに限るものとする。
	形 状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照 明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しない。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでないものとする。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色 彩 ・ 文 字 の デ ザ イ ン	色 彩 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。 (1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9.9 Y Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度1 4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2.4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1 4以下 エ 色相2.5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 オ 色相0 G Yから9.9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 カ 色相0 Gから9.9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9.9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 第1号から第3号に掲げる基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。 文 字 (1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。

			(2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号から第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号から第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下（共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合、又は建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。）とし、複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (6) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等		(1) 枠付懸垂幕等は、できるだけ設置しないこととし、やむを得ず設置する場合は、広告表示期間を6月以内とした上で、同一内容のものを繰り返し表示しないものとする。 (2) 枠付懸垂幕等の1壁面あたりの面積の合計は、設置する壁面の面積の3パーセント以下とし、かつ、1の建築物あたり2か所以内とするものとする。
	窓面広告物・窓裏		(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の15パーセント以下とし、窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計に15パーセントを乗じた面積から窓面広告物の面積を差し引いた面積以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅にお

	広告物	ける居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	袖看板	(1) 接地範囲以外の位置には設置しないものとする。 (2) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。 (3) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
	置看板、立看板及び広告旗	(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。 (2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、表示面が、縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下のものを、表示期間が6月以内で、行事又は催物類の用に供する場合は、この限りでない。 (3) 立看板は、設置しないものとする。 (4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
	映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付け

			られている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 （2）地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	---

景観形成基準	10 小杉町3丁目東地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	(1)「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点として、活気と交流をもたらす商業機能と都市型住居機能の融合 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と、ガラス素材等を多用した開放的な建築物低層部の設えによる、賑わいや明るさの感じられる空間の創出	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン (1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、賑わいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。	
	外壁の色彩に関する制限	(1)「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上に立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 高層部（地上20メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから2.4 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下 イ 低層部（地上20メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから2.4 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。	
民有地 敷地・通路・広場のデザイン		(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、「シビック軸」と「商業・賑わいの軸」の結節点上における一体性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とするものとする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 広場等は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。	

	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。	
	みどりのデザイン	(1) 緑化は、限られた空間を有効に活用し、賑わいに配慮しつつ、過度な植栽での街の開放感が失われないよう効果的に行う。 (2) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。	
	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合	
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上１０メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上１０メートルを超え地上４５メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上４５メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (15) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が３月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が３月を超えるものを除く。	
	下記の各項目	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。

	に 共 通 す る 事 項	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
		色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9. 9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 4以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度1 4以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2. 4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1 4以下 エ 色相2. 5 Yから9. 9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 オ 色相0 G Yから9. 9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 カ 色相0 Gから9. 9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 0以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9. 9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 2以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の1 5パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1 5パーセント以下）で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩 ウ 写真等（乱雑でないものに限る。）
		文字	(1) 広告物の文字面積は4 0パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を2 0パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の1 0分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を5 0パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を6 0パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。

	壁面看板・壁面広告幕	(1) 壁面看板(仮設広告物を除く。)の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲(低層部を除く)において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下(切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。)とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面(高層部を除く)の3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。
	袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面の

		みに設置することができる。
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
	置看板、立看板及び広告旗	(1) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。 (2) 広告旗は、設置しないものとする。ただし、行事又は催物類の用に供するために設置する場合であって、次によるものとするときは、この限りでない。 ア 設置期間を6月以内とする場合 イ その規模を縦の長さ1.8メートル以下、横の長さ0.6メートル以下とする場合 (3) 立看板は、設置しないものとする。 (4) 置看板及び広告旗は、風等で容易に転倒や移動しないことなど安全な方法で設置するものとする。
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ6メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計18平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
	映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観形成基準	1 1 武蔵小杉駅横須賀線口北地区における景観形成の考え方及び行為の制限		
	景観形成の考え方	隣接する「くらしの軸」の暖かさや「ものづくりの軸」を意識した端正さを兼ね備えた街並みの形成	
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画及び建築物等のデザイン	(1) 中高層部は、遠景を意識し、都会的な軽快さを演出する。 (2) 低層部は、中高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出する。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫する。 (4) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、賑わいを演出するためにガラス等によりできるだけ内部の活動が見えるようにする。
		外壁の色彩に関する制限	(1) 「くらしの軸」や「ものづくりの軸」を意識した、暖かさや端正さを兼ね備えた街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 中高層部（地上10メートルを超える部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度7以上8未満かつ彩度2以下 イ 低層部（地上10メートル以下の部分） マンセル値で色相5 Y Rから0 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、外壁の色彩に関する制限によらない色彩を使用できるものとする。
		民有地、敷地、通路及び広場のデザイン	(1) 舗装の設えは、原則として道路歩道部との調和に配慮するとともに、道路に面する部分に設ける柵の構造は、可視可能なフェンス等を主体とした開放性の高いものとする。 (2) 舗装材は、くらしの軸の連続性に配慮し、自然を感じさせる素材とするとともに、アースカラーを基調とする。 (3) 車止め等の工作物は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。
		照明のデザイン	(1) 通りの照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調として用いる。ただし、商業施設の賑わいを演出する景観照明はこの限りでない。 (2) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。

		みどりのデザイン	緑化は、限られた空間を有効に活用し、潤いの演出に配慮しつつ、過度な植栽で街の開放感が失われないよう効果的に行う。
		適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
	屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (15) 「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	下記の各項目に共通する事項	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
		表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
		形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
		照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨する。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。

		色彩のデザイン	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色（色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。）以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9. 9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2. 4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2. 5 Yから9. 9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0 G Yから9. 9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0 Gから9. 9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9. 9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下）で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩 ウ 写真等（乱雑でないものに限る。）
		文字のデザイン	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
		壁面看板・壁面広告幕	(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又

		はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
	袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
	置看板、	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。

		立看板及び広告旗	
		広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
		映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
		電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
		適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。

景観形成基準	1 2 小杉町2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	(1)「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン (1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1)「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 高層部（地上20メートル（文教地区にあつては10メートル）を超える部分） (ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 (イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下 (ウ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 イ 低層部（地上20メートル（文教地区にあつては10メートル）以下の部分） (ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下 (イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度2以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下 (ウ) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度4以下又は明度3以上5未満かつ彩度6以下 (エ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度2以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。
	民有地敷地・	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努めるものとする。 (5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものと

		通路・広場のデザイン	する。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
		照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
		みどりのデザイン	(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
		適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
	屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (14) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。

下 記 の 各 項 目 に 共 通 す る 事 項		(15)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	配 置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表 示 内 容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
	形 状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照 明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色 彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2) 広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4) 前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下)で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩 ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)
	文 字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。

			(3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等		枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物		(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3パーセント以下の場合 エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。

	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。
	袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
	置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを川崎駅丸子線に接する敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
	映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方

			メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	--

景観形成基準	13 小杉町1・2丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	(1)「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、暖かさや安らぎが感じられる潤いのある街並みの形成 (2) 通りと一体感のある歩道状空地やゆとりあるオープンスペースの確保 (3) 効果的に配置された緑と建築物の低層部においてデザインを切り替えることにより、ヒューマンスケールに配慮した設えによる、暖かさや安らぎが感じられる空間の創出
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン (1) 商業又は業務機能を有する建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (2) 低層部は、高層部のデザインと切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街並みを演出するものとする。 (3) 低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。 (4) 高層部は、ランドマーク性を強調した表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (6) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に配慮した質の高い素材を使用する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りと接する部分において、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むような開放的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1)「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした暖かみのある街並みとなるよう配色を行うものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 ア 高層部（地上20メートルを超える部分） (ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 (イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下 (ウ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下 イ 低層部（地上20メートル以下の部分） (ア) マンセル値で色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下 (イ) マンセル値で色相0YRから4.9YRの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上2以下又は明度3以上5未満かつ彩度1以上4以下 (ウ) マンセル値で色相5YRから4.9Yの範囲であり、明度5以上8未満かつ彩度1以上4以下又は明度3以上5かつ彩度1以上6以下 (エ) マンセル値で色相5Yから9.9Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度1以上2以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらないものとする。
	民有地敷地	(1) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (2) 舗装材は、「医療と文教の軸」との連続性に配慮するとともに、自然を感じさせる素材とし、暖色系のアースカラーを基調とする。 (3) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (4) 広場等は、利用者の交流を誘発するデザインを施し、暖かさや賑わいのある空間として整備するよう努めるものとする。

	・通路・広場のデザイン	(5) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (6) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (7) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色又は金属等の素材色とするものとする。 (8) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあるものとするよう努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮するものとする。 (6) 夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。
	みどりのデザイン	(1) 植栽は、医療と文教の軸の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出するものとする。 (2) 緑化の空間の演出等により、多様な交流や潤いのある景観の形成に努めるものとする。 (3) 接道部、開放的な空間、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。
	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合
屋外広告物等に関する行為の制限	定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地階」とは、地上階又はデッキ部分に接している階をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「枠付懸垂幕」及び「窓面広告物」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは除く。 (7) 「枠付懸垂幕」とは、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さを超えるものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (11) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (12) 「広告塔・広告板」とは、接地階の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (13) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用す

下記の 各項目に 共通する 事項		る添加看板及び巻付け看板をいう。 (14)「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (15)「仮設広告物」とは、表示又は設置期間が3月以内であるものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	表示内容	広告物は、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示するものに限るものとする。
	形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明	(1)電球等により点滅を繰り返す装置を使用する広告物は、設置しないものとする。 (2)ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯(2色以内を推奨する。)を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3)「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4)広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合を除く。
	色彩	(1)広告物に使用する色彩は、原則として3色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とし、蛍光色は使用しないものとする。 (2)広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色(色相及び彩度が同じ値の色彩は、1色とみなす。)以内とするよう努めるものとする。 (3)広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0Rから9.9Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度14以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 イ 色相0YRから9.9YRの範囲であり、明度6以下かつ彩度14以下、明度6を超え7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0Yから2.4Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度14以下 エ 色相2.5Yから9.9Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 オ 色相0GYから9.9GYの範囲であり、明度7以下かつ彩度10以下 カ 色相0Gから9.9Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度10以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 キ 色相0RPから9.9RPの範囲であり、明度5以下かつ彩度12以下、明度5を超え7以下かつ彩度8以下 (4)前各号に掲げる基準について、次のいずれかに掲げるものに該当し市長が認めた場合については適用しないものとする。 ア アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、かつ文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下)で使用する色彩 イ 会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩 ウ 写真等(乱雑でないものに限る。)
	文字	(1)広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下(会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。)の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2)前号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文

			字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の場合は、前各号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 前各号に掲げる基準は、枠付懸垂幕、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
	壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面看板（仮設広告物を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 イ 縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合 ウ 接地階の開口部の上部に設置するもので縦の長さ1メートル以下とする場合 エ 建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合 (2) 壁面看板は、高層部又は当該建築物の壁面の上端から下方に垂直距離10メートルの範囲（低層部を除く）において、設置してはならないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 ア 当該建築物の壁面の上端から10メートルの範囲において、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の30パーセント以下とする場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合 (3) 壁面広告幕は、高層部に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (4) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (5) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集又は販売のために設置する場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとするよう努めるものとする。 (7) 接地階の出入り口の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等		枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。
	窓面広告物・窓裏広告物		(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 同一壁面を利用する窓面広告物と窓裏広告物の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面における階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とする。ただし、次に掲げるものに該当する場合は、この限りではない。なお、切り文字の場合は、当該切り文字の面積に2分の1を乗じて計算することができるものとする。 ア 仮設広告物の場合 イ 共同住宅における入居開始前に行う入居者の募集若しくは販売のために設置する場合 ウ 窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面（高層部を除く）の3パーセント以下の場合

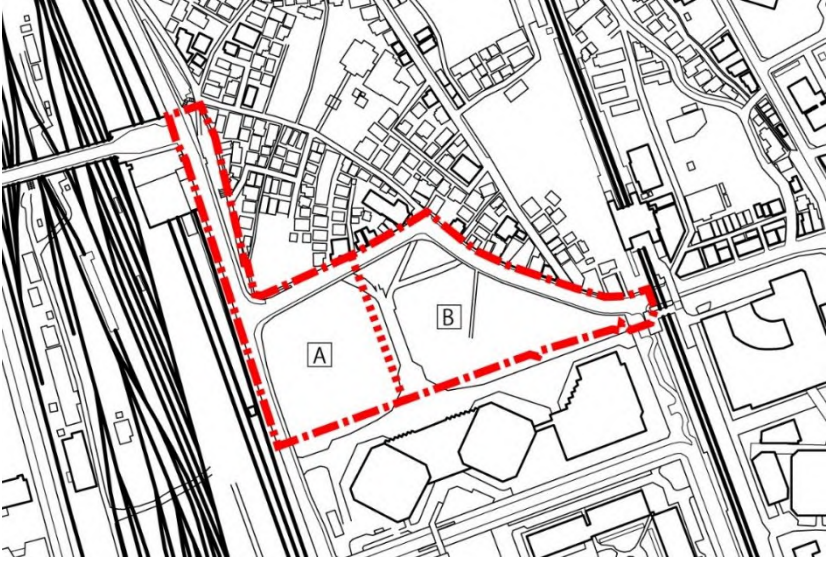
		エ 窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するよう努めるものとする。
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りではない。(※医療文教地区のみ)
	袖看板	袖看板は、接地階のみの設置とし、その下端までの高さを接地面から2.5メートル以上とし、その規模を縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。ただし、デッキ部分に接する階に設置する場合は、デッキ部分に接している壁面のみに設置することができる。
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。
	置看板、立看板及び広告旗	置看板、立看板及び広告旗は、設置しないものとする。
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、縦の長さ2.5メートル以下、横の長さ5メートル以下、表示面積の合計25平方メートル以下とするものとする。ただし、医療文教地区にあっては、建築物の名称又はこれに類するものを表示するものを敷地の入口付近に設置する場合は、地の色を、マンセル値で明度4以下かつ彩度4以下又は、彩度1以下とし、縦の長さ4メートル以下、横の長さ1.5メートル以下、表示面積の合計12平方メートル以下とするものとする。 (2) 広告塔及び広告板は、主要な入口あたり1か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり1か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
	映像装置	(1) 画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地階のみの設置とし、その数は、1壁面当たり1か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、1のテナント当たり1か所）までとするものとする。 (2) 画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、1壁面当たり3平方メートル以下とするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	(1) 次に掲げるものに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 ア 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 イ 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 ウ 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 エ 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設

			置する場合 オ 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 カ 時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 キ 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 ク その他市長が認める場合 (2) 地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。
--	--	--	--

景観形成基準	1 4 小杉町1丁目地区における景観形成の考え方及び行為の制限	
	景観形成の考え方	(1) 駅前空間と一体となったにぎわい・交流空間の創出 (2) 武蔵小杉駅北口の回遊性を高める、安全で快適な歩行者空間の形成 (3) 等々力緑地へ向かう武蔵小杉駅北口周辺の玄関口にふさわしい緑の空間の創出 (4) 「医療と文教の軸」との連続性に配慮した、温かさや安らぎが感じられる潤いのある街なみの形成
	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	施設計画・建築物等のデザイン (1) 建築物の配置や歩行者動線は、武蔵小杉駅北口の歩行者ネットワークや回遊性を踏まえてデザインする。 (2) 歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを創出するため、低層部と高層部はデザインを切り替える。 (3) 低層部は、多様な人々にとって快適な空間となるよう、ヒューマンスケールに配慮したデザインになるよう工夫する。 (4) 高層部は、空になじむよう落ち着いたデザインにする。 (5) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインを分節化する等、圧迫感を軽減させる工夫をする。 (6) 建築物の外観に使用する素材は、経年変化やメンテナンス等を考慮し、良好な景観を持続させる質の高いものを選定する。 (7) 建築物付帯施設又は屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮して、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、単調又は乱雑にならないよう配置、形状及び割り付けを工夫する。 (9) 商業又は業務機能を有する建築物では、通りや駅前空間、ペDESTリアンデッキと接する部分において、建築物のデザインを工夫し、歩行者を引き込むようなにぎわいのある空間を創出するとともに、エントランス部はガラス等を用いた開放的なデザインとする。 (10) ペDESTリアンデッキの下は、できるだけ開放性を確保し、快適な環境になるよう工夫する。 (11) 日除け幕等を設置する場合は、窓全面を覆ってはならず、その色彩は、原則として落ち着いたものとする。 (12) JR南武線の高架に近接している南面低層部では、鉄道からの車窓景観を意識し、緑のしつらえや建物内部のにぎわいを見せる等により、単調にならないよう魅力的なデザインとする。 外壁の色彩に関する制限 (1) 「医療と文教の軸」沿いに立地することから、暖色系のアースカラーを基調とした温かみのある街なみとなるよう配色を行う。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、次に掲げる範囲内とする。 - ア 高層部（地上30メートルを超える部分） (ア) マンセル値で色相0 Rから4.9 Y Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下 (イ) マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度4以上かつ彩度2以下 (ウ) マンセル値で色相5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度5以上8未満かつ彩度2以下 - イ 低層部（地上30メートル以下の部分） (ア) マンセル値で色相0 Rから9.9 Rの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度3以上8未満かつ彩度2以下 (イ) マンセル値で色相0 Y Rから4.9 Y Rの範囲であり、明度5以上かつ彩度2以下又は明度3以上5未満かつ彩度4以下 (ウ) マンセル値で色相5 Y Rから4.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度2以下又は明度3以上8未満かつ彩度4以下 (エ) マンセル値で色相5 Yから9.9 Yの範囲であり、明度8以上かつ彩度1以下又は明度3以上8未満かつ彩度2以下 (3) 建築物等の壁面の20パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しない。ただし、アクセントカラーで構成されたまとまりのある面とみなせる部分の面積については、壁面の5%を超えない範囲とする。 (4) 表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩は、外壁の色彩の基準によらない。

	広場・通路デザイン	(1) 広場等は、屋内外の空間の連携を創出するとともに、利用者の交流を誘発するデザインとし、居心地がよく、にぎわいのある空間づくりをする。 (2) 通りやペDESTリアンデッキは、潤いやにぎわいを感じながら、安全で快適に歩くことができる空間にする。 (3) 通り抜けが可能な通路や小広場等を設け、回遊性を確保するとともに、奥行きや立体感のある歩行者空間にする。 (4) 敷地内の舗装の仕上げは、周辺道路の歩道等と調和させるとともに、道路との境界には塀及び柵を設けないこととする。ただし、安全上やむを得ない場合はこの限りでない。 (5) ペDESTリアンデッキの接続部において、素材やパターンが異なる場合には、境界を調和させるデザインとする。 (6) 敷地西側は、「医療と文教の軸」として連続性を持たせたデザインとする。 (7) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとする。 (8) 車止め等は、原則として中・低明度の色彩又は自然素材とし、周囲と調和させる。
	照明のデザイン	(1) 照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、原則として過度に点滅する照明は使用しない。 (2) 建築物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるもの及び地上階または屋外テラスに面する室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、温かみのある光源を基調とする。ただし、にぎわいを創出する良質な照明は、この限りでない。 (3) 照明は、光源のまぶしさを考慮して、光源が直接見えないようにする。また、明るさの確保及び外構デザインとの調和に配慮する。 (4) 夜間の景観を演出するために効果的に設置する。 (5) フットライトやポールライト等を用いて、安全に歩行できる明るさを確保した上で、街のにぎわいを演出する。
	みどりのデザイン	(1) 等々力緑地へ向かう武蔵小杉駅北口駅前として、地域の特性を踏まえた多様な樹種を活用し、平面的・立体的に広がりのある緑の空間を創出する。 (2) 植栽は、「医療と文教の軸」の連続性に配慮し、季節を感じさせる街路景観を創出する。 (3) 多様な交流を育み潤いのある景観を形成するような緑化の空間を創出する。 (4) ペDESTリアンデッキ、接道部、オープンスペース、庇上部または壁面等、様々な場所を活用し効果的に緑化する。 (5) 緑の維持管理を適切に行う。 (6) 地域と協働でみどりを育てる仕組みづくりに努める。
	適用除外	次のいずれかに該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合

5 鹿島田駅西部地区

景観計画画特定地区の区域				
景観形成方針	基本目標	(1) 利便性の高い地域生活拠点にふさわしい「先進性と暮らしやすさの調和した景観づくり」 (2) 隣接する高層建築物との調和が醸し出す「シンボリックな景観づくり」 (3) 2つの駅を結ぶ「にぎわいと交流の景観づくり」 (4) 憩いと安らぎを感じさせる「みどりと潤いの景観づくり」		
	方針	(1) J R鹿島田駅とJ R新川崎駅を結ぶ人工地盤や公開空地のネットワークにより、快適で回遊性の高い交流空間を形成する。 (2) 隣接する高層建築物との「群」による先進的なイメージの遠景と、ヒューマンスケールにあわせた生活感の感じられる近景が一体的に構成された街なみを形成する。 (3) 居住者に憩いと安らぎを与える、落ち着きと親しみの感じられる住宅景観と、賑わいの中にも地区としての一定の調和が感じられる商業・業務景観を形成する。 (4) 連続感のある緑のネットワークを形成することで、季節の彩りが映える瑞々しい街路景観を形成する。		
景観形成基準	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	区分	A 地区	B 地区
		施設計画・建築物等のデザイン	(1) 地域の中心的な生活利便施設にふさわしい、テーマ性のある質の高いデザインとするとともに、隣接地区からの動線と連動したデザインを工夫するものとする。 (2) 単調なイメージとならないよう、外装材等による変化のあるデザインを工夫し、ヒューマンスケールを演出するものとする。 (3) 壁面及び階段状のテラス、屋上等を活用し、可能な限り緑化するとともに、石材、木材等又はそれらに類似した風合いを持つ素材を効果的に使用した、自然を感じさせるデザインとするものとする。	(1) 周辺の高層建築物群との遠景と調和し、先進的な都市型高層住宅としての表情豊かなデザインを工夫するものとする。 (2) 建築物は、シルエット、スカイライン等に配慮した質の高い形態及び意匠となるよう努めるものとする。 (3) 建築物の低層部は、中高層部とデザインを切り替え、歩行者の目線でまとまりが感じられる街なみを演出するものとする。 (4) 建築物の低層部は、ヒューマンスケールを演出するため、デザインに変化をもたせるなど壁面の分節化を工夫するものとする。
		(1) 建築物の壁面が長大となる場合は、スリットを設けるか、又は壁面のデザインの分節化を図る等、圧迫感を軽減させる工夫に努めるものとする。 (2) 建築物の低層部は、周辺の建築物との連続性に配慮したデザインとするものとする。 (3) 建築物の低層部は、大きな開口部や開放的なデザインとし、ガラス等を用いて内部の活動が見えるようにするなど、にぎわいの演出に配慮するものとする。 (4) 建築物の外壁の素材は、汚れにくく、変色しにくい等、美観の持続性に考慮した質の高い素材を使用するものとする。 (5) バルコニーは外部に露出させず、建築物の外壁のフレームの中に組み込む等、一体		

		的なデザインとするよう努めるものとする。 (6) 建築物付帯施設や屋外設備類は、設置位置、垣、柵等の囲いの形態等に配慮し、周辺から直接見えにくくするとともに、建築物と一体的にデザインするよう努めるものとする。 (7) 建築物付帯施設や屋外設備類は、可能な限り緑化等で修景するとともに、その色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう配慮するものとする。 (8) 窓のデザインは、壁面全体のバランスを考え、配置、形状及び割り付けに配慮するものとする。 (9) 通りと接する部分又は歩行者デッキに接する部分では、建築物の形状を工夫し、歩行者を引き込むようなオープンスペース的な空間を創出するとともに、エントランス部を開放的なデザインとするよう努めるものとする。 (10) 日除けテントを設置する場合は、窓全面を覆ってはならないものとする。 (11) 日除けテントの色彩は、原則として落ち着いたものとする。
	外壁の色彩に関する制限	(1) 暖かみのある街なみとなるよう、暖色系のアースカラーを基調とした、色彩計画とするものとする。 (2) 建築物等の外壁の色彩は、マンセル値で色相 5 Y R から 4. 9 Y の範囲であり、明度 3 以上 8 未満かつ彩度 4 以下又は、明度 8 以上かつ彩度 2 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第 2 号の基準は適用しないものとする。 (1) 周辺との調和に配慮した街なみとなるよう、低層部は、暖色系のアースカラーを基調とし、中高層部は、明度が高く、彩度が低い色彩を基調とした、色彩計画とするものとする。 (2) 建築物等の外壁に色彩は、次の各号の範囲内とするものとする。 ア 中高層部（地上 10 メートルを超える部分をいう。）は、マンセル値で色相 5 Y R から 4. 9 Y の範囲であり、明度 5 以上かつ彩度 1 以下 イ 低層部（地上 10 メートル以下の部分をいう。）は、マンセル値で色相 5 Y R から 4. 9 Y の範囲であり、明度 3 以上 8 未満かつ彩度 4 以下又は、明度 8 以上かつ彩度 2 以下 (3) 建築物等の壁面の 20 パーセントを超えない範囲で使用するアクセントカラーについては、第 2 号の基準は適用しないものとする。 街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて、市長が認めた場合、又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、上記基準によらない色彩を使用できるものとする。
	民有地 敷地・通路・広場	(1) J R 鹿島田駅と J R 新川崎駅を結ぶペデストリアンデッキは、歩行者の視線から多様に変化する景観づくりを行うとともに、遠景においても、周辺の景観と調和し、ペデストリアンデッキ自体も全体で統一感のあるデザインとするものとする。 (2) 舗装材は、自然を感じさせる素材とともに、基調となる暖色系のアースカラーにグレーを配色するものとする。 (3) 通りと敷地の境界には、原則として塀及び柵を設けないものとする。 (4) 敷地内の舗装の仕上げは、歩道と調和するよう配慮するものとする。 (5) 外壁の後退などにより生じた空間や広場は、道路等の公共空間と一体となった開放的な空間として整備するよう努めるものとする。 (6) 敷地内通路については、自然素材又は質感のある舗装材を使用するよう努めるものとする。 (7) 車止め、街灯、誘導サイン、ベンチその他の工作物は、シンプルで洗練されたデザインとするものとする。 (8) 車止め等は、原則として「地」の色彩となる低明度の色彩又は金属等の素材色とするものとする。 (9) 通り抜けが可能な通路、小広場等を設け、回遊性の確保及び奥行きのある歩行者空間の形成に努めるものとする。
	照明のデザイン	(1) 屋外照明は、省エネルギー効果の高い物の使用に努めるとともに、周辺の環境に配慮した節度あるものとし、原則として過度に点滅する照明は使用しないものとする。 (2) 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。 (3) 建築物の低層部の室内において使用する照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのあ

		イン	るものとするように努めるものとする。ただし、にぎわいを演出する良質な景観照明、又は用途上やむを得ない場合は、この限りでない。 (4) 光源の眩しさを考慮して、できるだけ光源が直接見えないように努めるものとする。 (5) 屋外照明は、照度の確保及び外構デザインとの調和に配慮し、夜間の景観を演出するために効果的に設置するよう努めるものとする。	
		みどりのデザイン	(1) ペDESTロリアンデッキ、接道部、オープンスペース、建築物の屋上等は、可能な限り緑化に努めるものとする。 (2) 植栽は、多様な樹種を配置し、四季が感じられる緑豊かな景観を創出するものとする。 (3) 地上部街路空間及び歩行者デッキの植栽を連携することで、立体的な緑化空間を創出するよう努めるものとする。 (4) 先進性が感じられる規則的な植栽配置に努めるものとする。	
		適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合	
	屋外広告物等に関する行為の制限	区分	A 地区	B 地区
		定義	(1) 「低層部」とは、地上10メートル以下の部分をいう。 (2) 「中層部」とは、地上10メートルを超え地上45メートル以下の部分をいう。 (3) 「高層部」とは、地上45メートルを超える部分をいう。 (4) 「接地範囲」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階のうち、接地面に接している部分をいう。 (5) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (6) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (7) 「ショーウィンドウ」とは、建築物の壁面に設置する掲出物件（外面がガラス等で覆われているものに限る。）を利用して広告表示するものをいう。 (8) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (9) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (10) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するもので、一辺の長さが壁面看板の大きさの基準の一辺あたりの長さをを超えるものをいう。 (11) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (12) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示する旗又はこれらに類するものをいう。 (13) 「広告塔・広告板」とは、接地範囲の床又は地盤に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (14) 「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (15) 「屋上広告物」とは、建築物の上部に広告表示するものをいう。 (16) 「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠などに固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。	
		下記の	配置	広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。

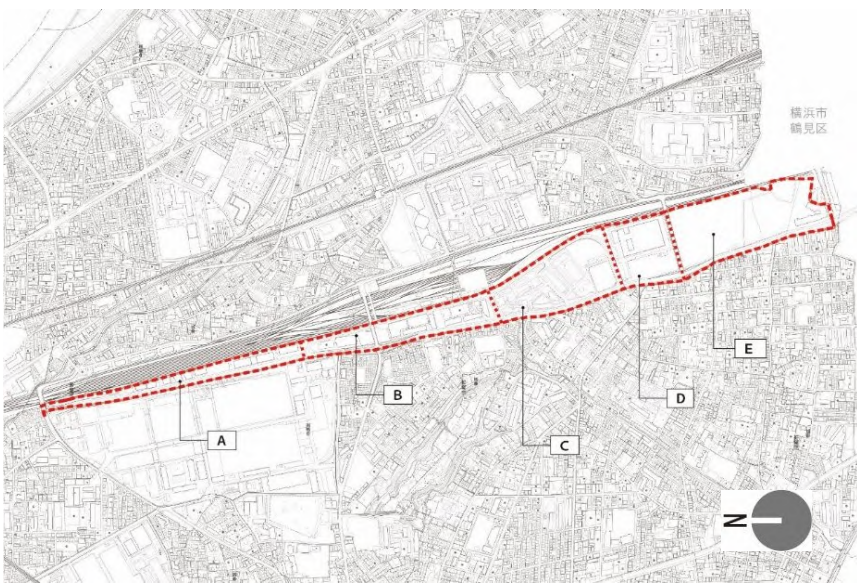
		各項目に共通する事項	表示内容	広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。
			形状	広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
			照明	(1) 電球等により点滅を繰り返す装置を使用した広告物は、設置しないものとする。 (2) ネオン管灯を露出して使用する広告物は設置しないものとする。ただし、ネオン管灯（2色以内を推奨するものとする。）を、切文字式の広告物の文字の一部として線状に使用する場合は、この限りでない。 (3) 「地」が発光する箱型内照式看板の使用は、避けることを推奨するものとする。 (4) 広告物の照明は、過度な明るさを避け、暖かみのある雰囲気演出する光源の使用を推奨するものとする。ただし、切文字式の広告物で、節度ある落ち着いた色合いと明るさの照明を使用する場合は、この限りでない。
			色彩・文字のデザイン	広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインになるよう工夫するものとする。
			色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ、彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9. 9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 4以下、明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度1 4以下、明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2. 4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1 4以下 エ 色相2. 5 Yから9. 9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 オ 色相0 G Yから9. 9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 カ 色相0 Gから9. 9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 0以下又は、明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9. 9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 2以下又は、明度7以下かつ彩度8以下 (3) 前2号の基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。 (4) 第1号及び第2号の基準は、アクセントとして小さい面積(文字として使用する場合は文字面積の1 5パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の1 5パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の1 5パーセント以下であるものに限る。)で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ(図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。)として使用する色彩及び写真等(乱雑でないものに限る。)の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
			文字	(1) 広告物の文字面積は4 0パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を2 0パーセント以下とした場合は、この限りでない。

			(2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、枠付懸垂幕等、仮設広告物又は接地範囲に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
壁面看板・壁面広告幕	(1) 壁面看板は、接地範囲を超える位置に設置してはならないものとする。ただし、当該建築物の名称若しくはテナントの名称を表示する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、接地範囲の高さを超える位置に設置してはならないものとする。 (3) 接地範囲に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合は、この限りでない。 (4) 接地範囲以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地範囲以外の部分の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につき縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とするものとする。ただし、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1メートル以下とした場合、又は縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (7) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨する。	(1) 壁面看板は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、高層部において、当該建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲に限り、当該建築物の名称若しくはこれに類するものを切り文字で表示し、かつ、その面積に2分の1を乗じて計算した面積の合計が、当該広告物を設置する主たる壁面の頂部から10メートルの範囲の面積の15パーセント以下とする場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (2) 壁面広告幕は、中層部の高さを超える位置に設置してはならないものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (3) 中層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の中層部の面積の5パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集又は販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (4) 低層部に設置する壁面看板及び壁面広告幕の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の低層部の面積の15パーセント以下（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）とするものとする。ただし、ショーウィンドウの内側に設置する場合又は共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。 (5) 壁面看板（仮設広告物及び枠付懸垂幕等を除く。）の大きさは、1点につ	

			き縦の長さ5メートル以下、横の長さ5メートル以下とするものとする。ただし、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、接地範囲の開口部の上部に設置するもので、縦の長さ1メートル以下とした場合、縦の長さ3メートル以下の切り文字とする場合、又は建築物の主たる壁面の頂部から10メートルの範囲において、縦の長さ5メートル以下の切り文字とする場合は、この限りでない。 (6) 複数の広告物を連続して設置する場合は、その大きさ、設置する位置及び間隔を揃えるものとする。ただし、建築物の形状等により、当該基準の適合が難しいと判断される場合は、可能な限りとする。 (7) 接地範囲の開口部の上部に設置する壁面看板は、縦の長さ1メートル以下とし、かつ、同一の寸法で統一することを推奨するものとする。
	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は設置しないものとする。	
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物又は窓裏広告物に表示する文字の大きさは、縦の長さ0.6メートル以下を基本とするものとする。 (2) 窓面広告物又は窓裏広告物は、窓面に直接貼り付けず、室内側に表示することを推奨するものとする。 (3) 窓面広告物及び窓裏広告物の面積（切り文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）の合計は、当該広告物を設置する壁面について、階ごとの窓面積の合計の20パーセント以下とするものとする。ただし、仮設広告物の場合、共同住宅における居住者の入居開始前に行う入居募集若しくは販売広告のために表示し、若しくは設置する場合、窓面広告物及び窓裏広告物の1壁面あたりの面積の合計が当該壁面の3パーセント以下の場合又は窓に直接貼り付けて表示する広告物を表示若しくは設置しない場合は、この限りでない。 (4) 窓面広告物又は窓裏広告物を複数階の窓面に設置する場合は、設置位置及び幅を統一するものとする。ただし、仮設広告物の場合は、この限りでない。	
	屋上広告物	建築物の上部を利用する広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、当該建築物の名称、又はこれに類するものを切り文字で表示する場合は、この限りでない。	
	袖看板	(1) 接地範囲に設置する袖看板の下端は、接地面から2.5メートル以上とするものとする。 (2) 接地範囲に設置する袖看板は、大きさ及び接地面からの高さを統一し、縦の長さ0.7メートル以下、壁面からの出幅1メートル以下とするものとする。 (3) 袖看板は、接地範囲以外の位置には設置しないものとする。	
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。	

	置看板、立看板等	置看板、立看板及び広告旗（バナーフラッグを除く。）は、設置しないものとする。
	広告塔・広告板	（１）広告塔及び広告板は、縦の長さ２．５メートル以下、横の長さ５メートル以下、表示面積の合計２５平方メートル以下とするものとする。ただし、建築物の名称又はこれに類するものを表示する広告塔又は広告板を敷地の入口付近に設置する場合は、縦の長さ６メートル以下、横の長さ１．５メートル以下、表示面積の合計１８平方メートル以下とするものとする。 （２）広告塔及び広告板は、主要な入口あたり１か所（敷地の入口付近に設置する場合は、敷地の入口あたり１か所）の設置を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。
	映像装置	（１）画像、文字等の映像を映し出す広告物は、接地範囲のみの設置とし、その数は、１壁面当たり１か所（当該壁面が複数のテナントに使用されている場合には、１のテナント当たり１か所）までとするものとする。 （２）画像、文字等の映像を映し出す広告物の規模は、１壁面当たり３平方メートル以下とするものとする。
	電柱等利用広告物	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示、又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 （１）法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 （２）公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 （３）道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 （４）公職選挙法（昭和２５年法律第１００号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 （５）冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 （６）即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が１平方メートル以下の場合 （７）一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 （８）その他市長が認める場合

6 新川崎地区

景観計画特定地区の区域							
景観形成方針	基本目標	(1) 地域特性を活かした景観づくり (2) ゆとりと潤いのある街路景観づくり (3) コミュニティを育む景観づくり (4) まちの顔をつくる景観づくり					
	方針	(1) 地域の景観資源である加瀬山を活かした景観づくりを行う。 (2) 地区に沿った鉄道からの視点に配慮した景観づくりを行う。 (3) 創造のもりを中心とした、連続感のある緑のネットワークと、まとまりある緑の拠点を つくり、潤いと彩りに溢れた景観づくりを行う。 (4) 快適で一体感のあるヒューマンスケールによる街路景観づくりを行う。 (5) 地区周辺住民等も利用できるオープンスペースや、店舗などを含めた生活利便施設を活 かした、賑わいと親しみのもてる景観づくりを行う。 (6) 交通広場を中心とした地区としてのランドマーク性をもつ、まとまりある建物景観づく りを行う。 (7) 研究開発や先端科学技術によるものづくり施設がもたらす、次世代型都市としての先進 性が感じられる景観づくりを行う。					
景観形成基準	行為の制限（建築物又は工作物の形態意匠の制限）	区分	A	B	C	D	E
		施設計画・建築物等のデザイン	(1) 地区の顔にふさわしい個性ある施設デザインとするものとする。 (2) 建築物の「裏」を感じさせないようにするものとする。 (3) 電車の車窓からの景観に配慮するものとする。 (4) 素材については、汚れにくいものや劣化しにくいもの等、美観の持続性に配慮する ものとする。 (5) 周辺市街地への圧迫感を低減するため、建築物の高さ等に応じて、適宜、壁面を後 退させるものとする。 (6) 中・高層部は、分節化やスリットを設ける等により、圧迫感の低減や単調なイメー ジにならないよう努めるものとする。 (7) 低層部は単調なイメージにならないよう、外装材等による変化あるデザインとし、 ヒューマンスケールを演出するものとする。 (8) 街路沿いには、集会所やエントランスロビー等のコミュニティを醸成する施設を 積極的に設けるものとする。 (9) 建築物や付帯施設及び屋外設備類は、できる限り緑化等により修景し、緑豊かな街 路の演出に努めるものとする。 (10) 駐車場やゴミ置き場等建築物の付帯施設は、外部から直接見えないよう位置や囲 いの配置に配慮するものとする。また、できる限り緑化等により修景し、周辺環境と の調和に努めるものとする。 (11) 屋外階段は、建築物と一体化してデザインするよう努めるものとする。				
			(1) ハイテク産	(1) 片廊下等が	(1) ものづく	(1) ハイテク産	(1) 片廊下等が

			業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。	単調に連続するデザインは避けるものとする。 (2) バルコニー等は、建築物と一体化させたデザインとするものとする。また、バルコニー等に現れる物干しやエアコンの室外機等は、周辺から見えにくい工夫をするものとする。 (3) 商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとするものとする。	り・研究開発の拠点であるとともに、市民文化創造の促進地区として、暖かみのある外観とするものとする。	業の先進性や優れた企業イメージを感じさせる洗練された外観とするものとする。	単調に連続するデザインは避けるものとする。 (2) バルコニー等は、建築物と一体化させたデザインとするものとする。また、バルコニー等に現れる物干しやエアコンの室外機等は、周辺から見えにくい工夫をするものとする。 (3) 商業施設等は、賑わいや楽しさを演出するため、外部から内部の活動が見えるガラス等の素材を多用するとともに、明るく軽快さを感じさせるデザインとするものとする。
外壁の色彩に関する制限	街区全体で街なみに配慮した建築計画及び色彩計画を定めており、かつ、都市景観審議会専門部会の意見を聴いて市長が認めた場合又は表面に着色していない自然石、木材、土壁、ガラス等の素材自体が持つ色彩で、かつ、周辺の街なみと調和する場合においては、以下の基準によらない色彩を使用できるものとする。						
	(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。 (2) 建築物の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 Y Rから5 Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度1以下とするものとする。 (3) 建築物の壁面の20パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。	(1) 「もり」と一体化した潤いと暖かみを感じさせる街なみとなるよう、アースカラーを基調とした色彩計画とするものとする。 (2) 建築物の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 Rから5 Yの範囲であり、明度3以上8未満かつ彩度	(1) 新しさや先端性を感じさせる街なみとなるよう、明るいモノトーンを基調とした色彩計画とするものとする。 (2) 建築物の外壁の色彩は、マンセル値で色相5 Y Rから5 Yの範囲であり、明度3以上かつ彩度1以下とするものとする。 (3) 建築物の壁面の20パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。				

				2以下とするものとする。 (3) 建築物の壁面の20パーセント未満の範囲で使用するアクセントカラーについては、前号の基準は適用しないものとする。	
		敷地	敷地・通路・広場のデザイン	(1) 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮するものとする。 (2) 道路境界には柵を設けないなど、開放感のある空間の演出に努めるものとする。 (3) 道路境界部の舗装は、モノトーンを基調とする道路歩道部とのデザインの連続性に配慮するものとする。	
				(1) 敷地境界部には、低木と高木をバランス良く配置した立体感のある緑地帯を設けるものとする。 (1) 交通広場に面する部分は、壁面を後退させるなど、市民が利用できる空地を確保するとともに、開放的な空間となるよう整備するものとする。 (1) 地区内の緑の中心地として、積極的な緑化を図り、かつ、多彩な樹種をより自然に近い状態に配置することで、緑豊かな「もり」を形成するよう努めるものとする。 (2) 多様な市民活動が展開できるよう、空地を確保するとともに、舗装の設えは、「もり」と一体化するアースカラーを基調とするものとする。	(1) 敷地境界部には、低木と高木をバランス良く配置した立体感のある緑地帯を設けるものとする。
			照明のデザイン	(1) 屋外照明は、敷地内に暗がりをなくすよう配慮するとともに、外構デザインと調和するよう効果的に配置し、夜間の景観の演出に努めるものとする。 (2) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。 (3) 建物の外構に設置される屋外照明で道路から視認されるものは、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。	

		みどりのデザイン	(1) 建築物を引き立てるとともに、四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努めるものとする。 (2) 創造のもりを中心として周辺と繋がる「緑と憩いの軸」と、この軸と市街地とのつながりをもたせる「緑と憩いの拠点」づくりに配慮して、積極的に歩道状空地や街路に面する建築物等を緑化することで、緑あふれる開放的な空間となるよう努めるものとする。				
		道路・交通広場等の公共用地	(1) 広場等は、道路歩道部の設えとの連続性に配慮するものとする。 (2) 道路歩道部の舗装は、モノトーンを基調とするものとする。				
		照明のデザイン	(1) 光源の眩しさを考慮して、なるべく光源が直接見えないよう努めるものとする。 (2) 屋外照明は、演色性が高く、かつ、暖かみのある光源を基調とするものとする。				
		みどりのデザイン	(1) 四季の移ろいを感じるよう多彩な樹種を選択するよう努めるものとする。 (2) 創造のもりを中心として周辺と繋がる「緑と憩いの軸」と、この軸と市街地とのつながりをもたせる「緑と憩いの拠点」づくりに配慮し、街路樹による連続した緑の軸を形成するよう努めるものとする。				
		適用除外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、建築物又は工作物の形態意匠の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分の場合 (3) その他市長が認める場合				
	屋外広告物等の行為の制限	区分	A	B	C	D	E
	定義	(1) 「接地階」とは、地上又は歩行者デッキ（以下「接地面」という。）に接している階をいう。 (2) 「壁面看板」とは、建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の壁面（建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物がある場合は、壁面に含むものとする。）に対して平面的に広告表示するもののうち、「壁面広告幕」、「窓面広告物」及び「広告塔・広告板」を除いたものをいう。 (3) 「壁面広告幕」とは、布、ビニール等に広告表示し、建築物等の壁面に対して平面的に取り付けたものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたものは、壁面看板とみなす。 (4) 「窓面広告物」とは、窓面の外側に広告表示するものをいう。 (5) 「窓裏広告物」とは、窓、扉等のガラス部分の内側に表示される広告物で屋外から視認されるものをいう。 (6) 「枠付懸垂幕等」とは、「壁面看板」のうち、建築物等の壁面に取り付けられた枠に固定された布、ビニール等に広告表示するものをいう。 (7) 「袖看板」とは、建築物等の壁面に取り付けられた工作物の突出面に広告表示するものをいう。 (8) 「バナーフラッグ」とは、建築物等の壁面を利用した工作物等につり下げて表示す					

下記の各項目に共通する事項			る旗又はこれらに類するものをいう。 (9)「広告塔・広告板」とは、接地面の地盤又は床に固定した工作物等に広告表示されるものをいう。 (10)「立看板等」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これらを支える台を含む。）をいう。 (11)「広告旗」とは、容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これらを支える台を含む。）をいう。 (12)「置看板」とは、接地階の床又は地盤に接した床に固定させることなく自立して置かれた工作物等に広告表示されるもののうち、「立看板等及び広告旗」を除いたものをいう。 (13)「電柱等利用広告物」とは、電柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）を利用する添加看板及び巻付け看板をいう。 (14)「屋上広告物」とは、建築物の上部に設置された工作物等に広告表示するものをいう。 (15)「仮設広告物」とは、表示期間が3月を超えないものをいう。ただし、壁面に取り付けられた枠等に固定されたもので、枠の設置期間が3月を超えるものを除く。
	配置		広告物は、できる限り集約化し、抑制に努めるとともに、位置や大きさを揃える等、乱雑にならないような配置を工夫するものとする。
	デザイン		(1) 電車の車窓からの景観に配慮した広告物を設置するものとする。 (2) 広告物のデザインは、色数及び文字数を可能な限り少なくするとともに、文字又は図形の形状若しくは配置が乱雑にならないように配慮し、シンプルで洗練されたデザインとなるよう工夫するものとする。
	表示内容		広告物の表示内容は、自家広告物に限るものとする。
	形状		広告物の形状は、切文字式とすることを推奨するものとする。
	照明		広告物は、点滅し、又はネオン管、LED等を露出する装置は使用しないものとする。
	色彩・文字のデザイン	色彩	(1) 広告物に使用する色彩は、原則として3色以内とし、蛍光色は使用しないものとする。また、広告物に使用する色彩の中に明度4以上かつ彩度4以上の色彩が含まれる場合は、広告物に使用する色彩の数を2色以内とするよう努めるものとする。 (2) 広告物の「地」の部分には、明度4以下又は彩度4以下の色彩を使用することを推奨するものとする。ただし、やむを得ず広告物の「地」の部分に明度4かつ彩度4を超える色彩を使用する場合は、次の各号に掲げる範囲内とするよう努めるとともに、広告物の文字の部分に使用する色彩を明度4以下又は彩度4以下とするよう努めるものとする。 ア 色相0 Rから9. 9 Rの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 イ 色相0 Y Rから9. 9 Y Rの範囲であり、明度6以下かつ彩度1 4以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 ウ 色相0 Yから2. 4 Yの範囲であり、明度8以下かつ彩度1 4以下 エ 色相2. 5 Yから9. 9 Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 オ 色相0 G Yから9. 9 G Yの範囲であり、明度7以下かつ彩度1 0以下 カ 色相0 Gから9. 9 Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 0以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 キ 色相0 R Pから9. 9 R Pの範囲であり、明度5以下かつ彩度1 2以下、又は明度7以下かつ彩度8以下 (3) 第1号に掲げる基準において、色相及び彩度が共通し、明度のみが異なる色彩は、1色とみなすものとする。また、第1号及び第2号に掲げ

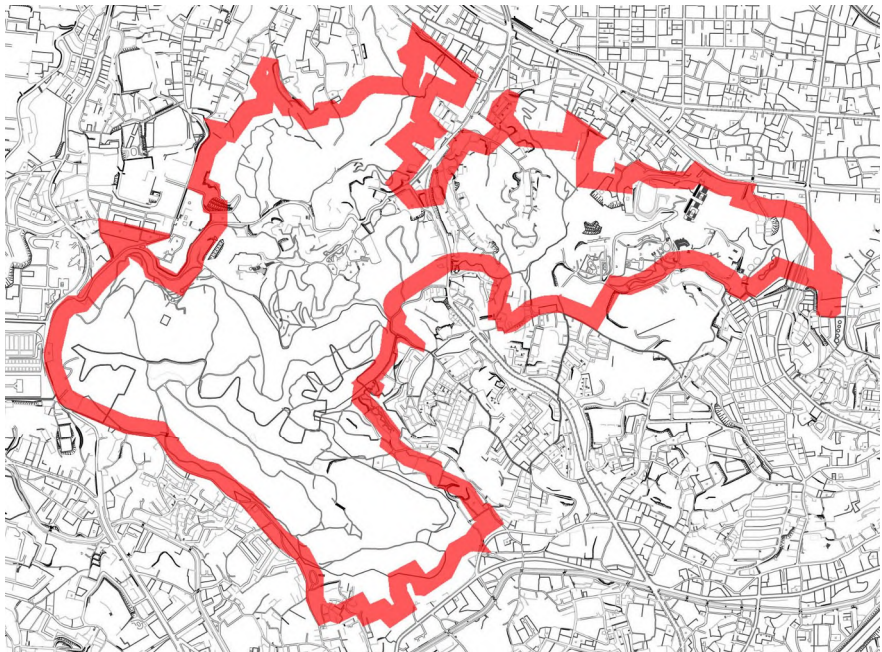
				る基準において、アクセントとして小さい面積（文字として使用する場合は文字面積の15パーセント以下、文字以外の部分で使用する場合は文字以外の部分の面積の15パーセント以下とし、かつ、その合計が広告面積の15パーセント以下であるものに限る。）で使用する色彩、会社名等に係るロゴタイプ（図形として一体的にデザインされ、かつ、原則として、色彩、字体を含めた図形として商標登録されたもの。）として使用する色彩及び写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩で市長が認めた場合については、適用しないものとする。
			文字	(1) 広告物の文字面積は40パーセント以下とするとともに、原則として、広告物の文字面積の3分の2以上の部分を8文字以下（会社名等の単一の固有名称を使用する場合で、当該固有名称の文字数が8文字を超える場合は、当該固有名称の文字数とする。）の単一の文節で構成するよう努めるものとする。ただし、広告物の文字面積を20パーセント以下とした場合は、この限りでない。 (2) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字面積の10分の9以上の部分を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を50パーセントまで拡大できるものとする。 (3) 第1号に掲げる基準において、広告物の文字数を4文字以下の単一の文節で構成し、文字の大きさ、色、字体及び文字の水平方向又は垂直方向の位置を揃える等、一定のまとまりを持たせて配置した場合は、広告物の文字面積を60パーセントまで拡大できるものとする。 (4) アルファベット等の音素文字等の場合は、第1号、第2号及び第3号に掲げる基準に係る文字数の算出を行う際に、文字数に2分の1を乗じて計算できるものとする。 (5) 第1号、第2号、第3号及び第4号に掲げる基準は、仮設広告物又は接地階に設置する2平方メートル以下の広告物については、適用しないものとする。
		壁面看板・壁面広告幕		(1) 壁面広告幕は、設置しないものとする。ただし、仮設広告物は除くものとする。 (2) 中高層階に設置する壁面看板については、遠景、中景を意識した色彩とし、建築物の3階以上に設置する壁面看板に使用できる色彩は、次の各号に掲げる範囲内とするものとする。ただし、切文字式とする場合又は写真等（乱雑でないものに限る。）の一部として使用する色彩の場合はこの限りではない。 ア 色相0Rから9.9Yの範囲は彩度10未満 イ 色相0GYから9.9Gの範囲は彩度8未満 ウ 色相0BGから9.9Bの範囲は彩度6未満 エ 色相0PBから9.9Pの範囲は彩度8未満 オ 色相0RPから9.9RPの範囲は彩度9未満 (3) 建築物の2階以下に表示し、又は設置する壁面看板は、大きさ及び設置する高さを統一し、かつ、縦の長さを1.0メートル以下とするものとする。
			同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築	接地階以外に設置する壁面看板の面積の合計は、当該広告物を設置する壁面の接地階以外の部分の面積の5パーセント以下とするものとする。
				同一壁面を利用するすべての壁面看板の面積は、合計で5平方メートル以下とし、かつ、壁面の全面で利用するすべての壁面看板の合計の面積は、15平方メートル以下とするものとする。ただし、事務所、研究所の用途に供する施設で、自己の氏名、名称、商標等を掲出する壁面看板又は建築物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。

		物の接地階に表示し、若しくは設置する壁面看板の面積は算入しないものとする。		
	窓面広告物・窓裏広告物	(1) 窓面広告物は、設置しないものとする。 (2) 窓裏広告物は、窓裏に直接貼り付けて表示しないものとする。 (3) 窓裏広告物の面積（切文字の場合は、その面積に2分の1を乗じて計算する。）の合計は、当該窓面積の50パーセント以下とするものとする。		
	枠付懸垂幕等	枠付懸垂幕等は、設置しないものとする。		
	袖看板	(1) 袖看板の設置は1か所とし、上端は地上から5メートル以下、下端は地上から2.5メートル以上とするものとする。 (2) 袖看板の規模は、縦および横の長さを0.9メートル以下とするものとする。		
	バナーフラッグ	バナーフラッグの大きさは、横の長さ1メートル以下とし、地上からの高さを揃えて設置するものとする。		
	広告塔・広告板	(1) 広告塔及び広告板は、主要な出入口あたり1か所（敷地の出入口付近に設置する場合は、敷地の出入口あたり1か所）を基本とし、やむを得ず複数設置する場合は、できるだけ集約化するとともに、大きさ及び位置を揃えるよう努めるものとする。 (2) 広告塔及び広告板の規模は、縦の長さ4.5メートル以下、横の長さ1.2メートル以下とするものとする。ただし、縦の長さ2.5メートル以下のものは、横の長さ4メートル以下とすることができる。		
	立看板、広告旗及び置看板	(1) 立看板等及び広告旗は、設置しないものとする。ただし、入居募集又は仮設広告物で、規模、色彩、設置位置について周辺の環境に配慮したものは除く。 (2) 置看板の規模は、縦の長さ1.2メートル以下、横の長さ0.9メートル以下とするものとする。		
	屋上広告物	屋上広告物は、設置しないものとする。ただし、建築物の主たる壁面の垂直線上の上部に設ける目隠しの工作物を利用して、自己の名称、店名又はそれに係わる商標を切り文字で表示する場合は、この限りでない。		
	映像装置	電光表示装置等により映像を映し出す広告物又は掲出物件は、設置しないものとする。		
	電柱	電柱等利用広告物は、設置しないものとする。ただし、電柱等の所有者若しくは管理者が管理する必要により表示し、若しくは設置する場合又は国若しくは地方公共団体が公		

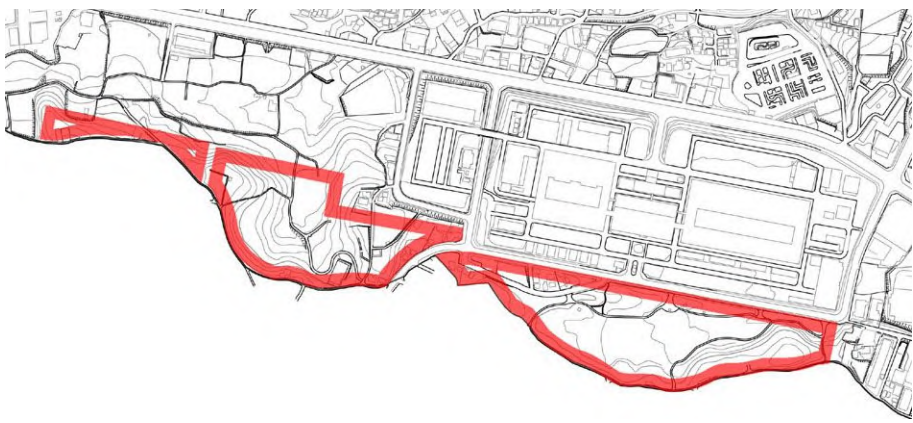
	等 利 用 広 告 物	共的目的をもって表示し、若しくは設置する場合は、この限りでない。
	適 用 除 外	次の各号に該当する場合で、景観形成方針と合致しており、かつ、周辺の景観形成に支障がないと認められる場合は、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。また、地区外の建築物等に表示又は設置された屋外広告物で、地区内に突出するものについては、屋外広告物等に関する行為の制限を適用しないものとする。 (1) 法令によって規定された表示方法によって表示し、又は設置することが義務付けられている場合 (2) 公共的目的をもって表示し、又は設置する場合 (3) 道標等の誘導案内を目的として表示し、又は設置する場合 (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する場合 (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する場合 (6) 即時に取り外し、又は取り付けができる方法で設置する場合で、表示面積が1平方メートル以下の場合 (7) 一般の歩行者が、道路、公開空地等から容易に望めない部分に表示し、又は設置する場合 (8) その他市長が認める場合

1 景観重要公園、緑地等

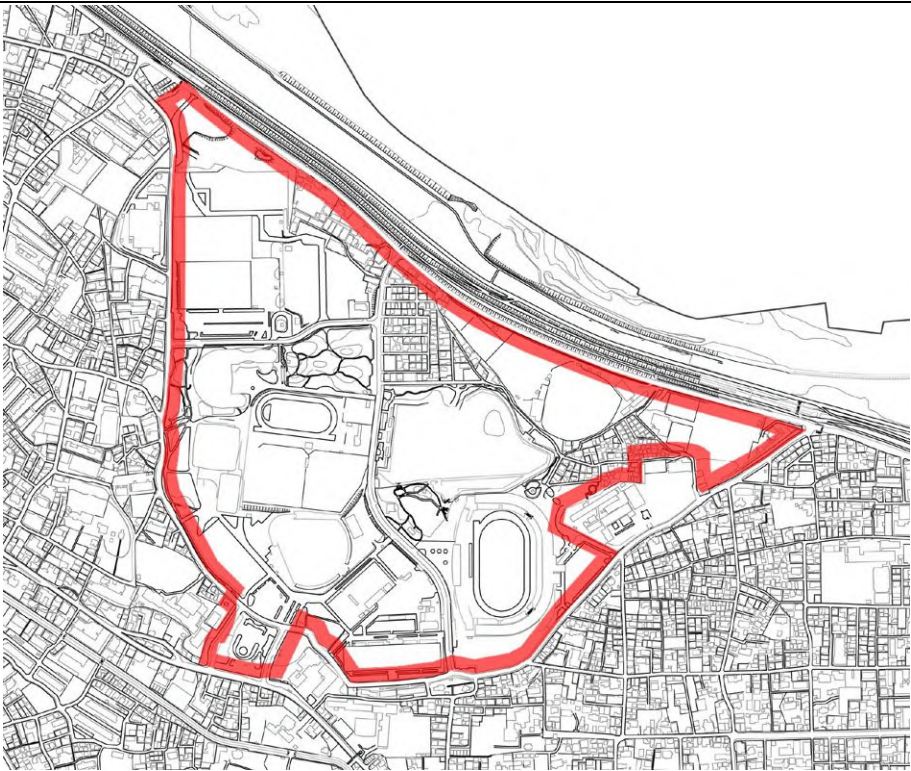
(1) 生田緑地

概ねの位置	
整備等に関する事項	1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、にぎわいや憩いを演出するため、自然とのふれあいや親水性を意識した緑地の整備に努める。 2 うるおいと彩りを演出するため、緑の保全を行い、季節ごとに特色のある植栽を施すように努める。 3 周辺環境やデザインに配慮した案内板等の設置に努める。 4 回遊ルートには、周辺環境やデザインに配慮したサイン類の設置に努める。 5 緑地内に設置する施設のデザインは、生田緑地の豊かな緑との調和に配慮する。

(2) 菅生緑地

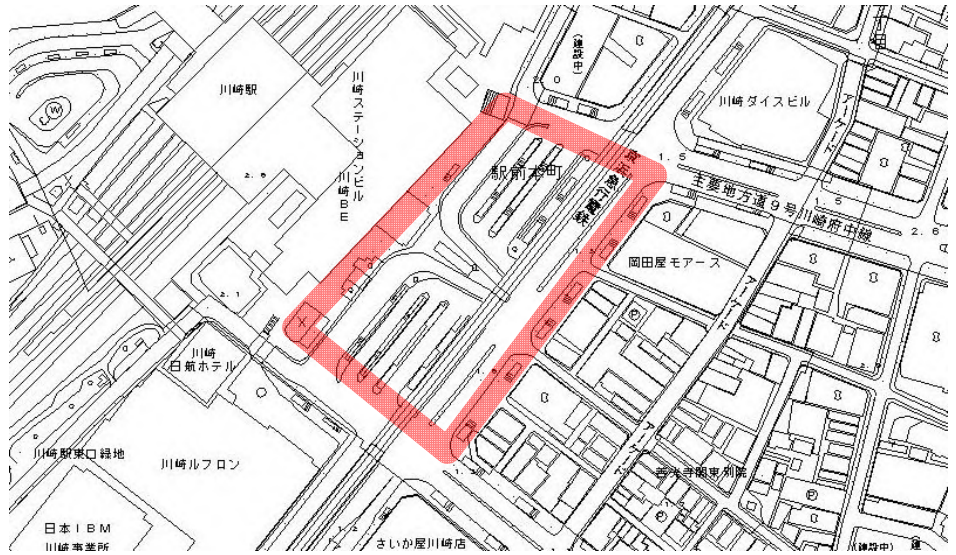
概ねの位置	
整備等に関する事項	1 緑、水、地形等の景観特性を活かし、適切な機能分担を踏まえた緑地の整備に努める。 2 緑地の一部について、自然に親しむことができる回遊ルートの工夫や緑地整備に努める。 3 緑地内や周辺地区に案内板を設置する場合は、周辺環境やデザインに配慮したものとする。

(3) 等々力緑地

概ねの位置	
整備等に関する事項	1 緑、水、文化等の景観特性を活かした緑地整備に努める。 2 にぎわいや憩いを演出するため、多機能的な緑地整備に努める。

2 景観重要道路等

(1) 川崎駅東口駅前広場

概ねの位置	
整備等に関する事項	市の玄関口にふさわしい風格と魅力ある景観の創出を目指し、「明るさ」、「優しさ」、「清潔さ」を景観形成のコンセプトとして、次の事項に配慮し整備を行う。 1 緑を適切に配置し、都市の潤いを演出する。 2 開放感ある景観を演出するため、電線類の地中化を図る。 3 舗装やストリートファニチュア等は、周辺の景観との調和に配慮するとともに一体的にデザインする。